

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年10月9日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（18名）

委員長	浅 川	のぼる
副委員長	板 倉	美千代
理 事	吉 村	美 紀
理 事	宮 野	ゆみこ
理 事	依 田	翼
理 事	田 中	香 澄
理 事	沢 田	けいじ
理 事	宮 崎	こうき
理 事	たかはま	なおき
理 事	金 子	てるよし
理 事	山 本	一 仁
委 員	のぐち	けんたろう
委 員	石 沢	のりゆき
委 員	宮 本	伸 一
委 員	小 林	れい子
委 員	名 取	顕 一
委 員	白 石	英 行
委 員	浅 田	保 雄

4 欠席委員

な し

5 委員外議員

議 長	市 村	やすとし
副 議 長	高 山	泰 三

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日 彦	政策研究担当課長
岡 村 健 介	用地・施設マネジメント担当課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
野 苅家 貴 之	情報政策課長
畑 中 貴 史	総務課長
山 田 智	総務部副参事
熊 倉 智 史	ダイバーシティ推進担当課長

中 川 景 司	職員課長
木 口 正 和	契約管財課長
増 田 密佳子	税務課長
齊 藤 嘉 之	防災危機管理課長
横 山 勲	安全対策推進担当課長
木 村 健	区民課長
内 宮 純 一	経済課長兼緊急経済対策担当課長
高 橋 肇	戸籍住民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進課長
阿 部 遼太郎	観光・都市交流担当課長
矢 部 裕 二	スポーツ振興課長
篠 原 秀 徳	福祉政策課長
瀬 尾 かおり	高齢福祉課長
鈴 木 仁 美	地域包括ケア推進担当課長
永 尾 真 一	障害福祉課長
坂 田 賢 司	生活福祉課長
佐々木 健 至	介護保険課長
佐 藤 祐 司	事業者支援担当課長
後 藤 容 子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
富 沢 勇 治	子ども施策推進担当課長
奥 田 光 広	幼児保育課長
足 立 和 也	子ども施設担当課長
大 戸 靖 彦	子ども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所副所長
中 島 一 浩	生活衛生課長
大 武 保 昭	健康推進課長
小 島 絵 里	予防対策課長
市 川 健一郎	保健対策担当課長
大 塚 仁 雄	保健サービスセンター所長

真 下 聡	都市計画課長
前 田 直 哉	地域整備課長
村 田 博 章	住環境課長
川 西 宏 幸	建築指導課長
橋 本 淳 一	管理課長
村 岡 健 市	道路課長
高 橋 彬	みどり公園課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
有 坂 和 彦	リサイクル清掃課長
石 川 浩 司	文京清掃事務所長
阿 部 英 幸	施設管理課長
寺 崎 寛	保全技術課長
大 畑 幸 代	整備技術課長
熱 田 直 道	教育総務課長
宮 原 直 務	学務課長
内 山 真 宏	教育推進部副参事
山 岸 健	教育指導課長
藤 咲 秀 修	教育施策推進担当課長
日比谷 光 輝	児童青少年課長
木 内 恵 美	教育センター所長
猪 岡 君 彦	真砂中央図書館長
宮 部 義 明	選挙管理委員会事務局長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査主査	菅 波 節 子
議事調査担当	平 尾 和 香

8 本日の付議事件

- (1) 報告第 1 号「令和 6 年度文京区一般会計歳入歳出決算」

ア 一般会計歳入

・ 2 款「総務費」～ 3 款「区民費」

午前 9 時 5 8 分 開会

○浅川委員長 それでは、決算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席をいただいております。

なお、直成澤区長は、文京区高齢者クラブ連合会ペタンク大会出席のため、午後 1 時から 2 時まで欠席です。

○浅川委員長 それでは、決算審査に入ります。

昨日に引き続き、一般会計歳出、2 款総務費、1 項総務管理費及び 2 項企画費の部分です。

主要施策の成果の 140 ページから 151 ページまでの部分です。

それでは、たかはま委員への御答弁から始めさせていただきます。

畑中総務課長。

○畑中総務課長 おはようございます。昨日のたかはま委員の御質問にお答えをいたします。

まず、年賀会につきましてですけれども、会費制にしてはいかがかというような御提案でございましたけれども、23 区の状況を確認させていただいたところ、会費制にしている区も、現、令和 7 年の 1 月の時点で 7 区あるというようなところ。それから、アルコール等の提供についても、行っていない区もあるというような状況で確認をしております。

文京区につきましては、現行の体制で特に問題等、認識しておりませんので、現行の形で進めさせていただきたいとは思っておりますけれども、他区の状況も見ながらですね、開催の内容、規模等については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

あとは、2 点目の郵便料金ですけれども、昨年度の決算額と比べまして減っているという状況がございますが、御指摘ございましたとおり、まだまだ紙でこちらから区民の皆様にお送りするものもたくさん残っている状況でございます。今後、DX 化を徐々に進めていく中で、区のほうからお送りするものについても、一定、電子化というのは進んでいくものと考えられますので、そうすることによって、郵便料金につきましては、今後、減っていくような状況になるのではないかというふうに捉えております。

○浅川委員長 野荻家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 次に、こどもDXについての御答弁でございます。東京都が作成いたしました東京デジタル2023ビジョンでは、組織ごとや自治体ごとの個別のデジタル化ではなく、新たな発想でオール東京でのデジタルの在り方を提言し、都が牽引役となり変革に挑んでいくということが示されております。この中で、申請主義から脱却をいたしまして、プッシュ型の情報発信や窓口や行政間の垣根を越えたサービスの提供、行政視点ではなく顧客視点に立った最適なサービスという三つの変革を目指すことがうたわれております。このビジョンを進めていく上での突破口として、現在、都とGovTech東京が共同で、つながる子育てをキーワードに、こどもDXに取り組んでいるところでございます。

本区におきましては、現在、子ども家庭部におきまして、母子保健オンラインサービス（PMH）、Public Medical Hubと申しますけれども、この導入に向けて、現在、準備を進めているところでございます。これは、政府が実証中の基盤であるPMH、Public Medical Hubを活用いたしまして、マイナンバーカード一つで子どもの医療証の資格確認を可能とするものでございます。これによりまして、紙の医療証の持参が不要となることや、医療機関においても入力ミス等が減少される効果が期待されるなど、区民、行政、医療機関のそれぞれの、それぞれで利便性の向上が期待されているところでございます。

今後、様々な機を捉えながら、こどもDXの推進に向けて取り組んでまいります。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。こどもDXのところの御答弁では、この後、伺おうと思っていた医療証に関してもお伺いできることができて良かったです。ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、147ページの4番、職員互助会補助のところ、私としては13階の職員食堂廃止の方針には反対であります。区民開放もされており、障害のある方がグループで通ってくる場所として大変重宝されておりました。これまで区民を含む利用者の意向を調査すべきであると主張し、仕事のできる飲食スペースに転換するよう提案をしてまいりましたが、令和6年度、今年度の廃止に先立って何か取り組んだこと、調査等があればお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 職員食堂の終了については、執務室、執務スペースを確保するためということで、複雑・多様化する行政需要に対応していくということが目的としてございますので、その部分については、やむを得ないというようなところもあるかなと思っております。

ただ、今、福利厚生事業として開設したものでございますので、職員互助会のほうともですね、今後の福利厚生事業をどうしていくかというところは議論、検討しているところでございますので、食堂を戻すということは現実的ではございませんけども、福利厚生事業の維持・拡充というようなことは、今後も話し合っていきたいと思っております。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知しました。参考までに、今年度、今、どのような対応になっているのか教えていただきたいのですが、あそこの厨房機器の撤去ですとか、おっしゃったような空間をしっかりとっていくには多額の費用がかかってしまうのかなと思いますけれども、方針をお伺いしたいと思います。

現在、3階にテーブルを移動するですとか、職員の皆さんの休憩場所の確保には確かに工夫は見られるんですけども、やはり、お昼どきですとか、ほっと一息つける場所の確保にはさらなる御努力が必要であると指摘をさせていただきたいと思います。

○浅川委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 13階の職員食堂の跡地につきましては、今、来年、来年度から区議会棟のほうで工事になっていきますので、議員控室を21階のほうに持っていくますので、で、施設管理部のほうが一時的にあそこに移転します。区議会棟のほうの改修工事が終わった後に、施設管理部がもう一度21階のほうに戻って、厨房、厨房等も含めて改修工事を行い、執務室にしていくという予定となっております。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。

最後に、149ページの広報活動についてお伺いしたいと思います。これまでも区報をA4の冊子形式にリニューアルしてはどうかということで提案してまいりまして、御答弁といたしましては、より見やすい区報を目指して、常に他自治体の動向などを踏まえながらよりよいものをといった形で御答弁いただいてまいりましたけれども、現在の情報収集の状況はいかがでしょうか。

日本広報協会の広報コンクール受賞作を見ますと、こういったような、どれも写真を多用したような冊子形式で手に取りやすいデザインとなっています。こういった形にリニューアルを行い、同時にページ数を増やして情報量を上げることを求めますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 区報ぶんきょうにつきましては、御指摘ありましたように、様々な情報

の発信の形態があるというのは研究をしているところでございます。現時点におきまして、御提案ありましたような冊子形式にするといったものについて具体的な検討が進んでいるわけではございませんが、私どものほうで、今、つくっておりますタブロイド版の8ページもの、こういったものを有効活用するということについては、現在、写真の多用であるとか、見やすい紙面づくり、それから全体の文字量の調整等を、今、行っておりまして、比較的に見やすいといったような声も聞いているところになりますので、そういったマイナーチェンジも行っていきながら、より分かりやすい紙面づくりについては引き続き研究をしてまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 御答弁にあったように、マイナーチェンジすごくよくて、ちょっとずつちょっとずつ見やすくなっていく。ただ、これからもマイナーチェンジを重ねていくのか、あるいは、そろそろがらっと変えませんかという、それをどちらにするのかというのを広報戦略課が組織されたこのタイミングでぜひ御検討いただきたいなというふうに思いますので、御答弁いただきたい。特に、区民の皆さんから募ったメディアパートナーさん、御活躍いただきまして、そこら辺を検討進めていただきたいと思います。

私としては、即時性のあるLINEですとかSNSと併用して、広報は月1回の発行として、その代わりに紙面を大幅に充実してはどうかと提案させていただきます。今年度受賞した大阪市、大阪府吹田市の広報誌なんですけど、これ月に1回、60ページ出しているんですよ。すごく見やすい、子ども記者の特集ページから始まって、大きなイベントの案内には1ページ割いて見やすく整理されているんですね。もちろん、文京区報にも良さはありますし、見慣れたものをずっと見たいというニーズも当然あると思うんですね。ただ、受賞のトレンドですとか、これは私の主観ですけど、見やすさを考えると、リニューアルするか、このままいくか、今のタイミングでぜひやっていただきたい。今後、はっきりしたとした検討の結果をお伺いしたいと思います。

併せて、有線テレビ広報については、果たしてこの区報の倍に迫る1億1,454万円の費用対効果があるのかは検証していただきたい。私としては、ローコストな番組制作にリニューアルして、オンラインに特化して配信するよう見直すべきと主張いたします。

令和2年に行った広報メディアに関する区民意識調査では、「見ている」と答えた割合がたったの11.6%であります。聞いて回ったところ、障害がある方の貴重な情報減といったような意見もありました。確かにその点は十分な配慮が必要と思いますが、一方で、技術的に

はYouTubeで配信することで、ワンタッチでリアルタイムな字幕をつけることも可能でございます。今後の方針を伺い、質問を終わります。

○浅川委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 まず、1点目、区報の話の続きになりますけれども、御指摘のようにですね、様々な形態があるのは、いろんな区、自治体で行っているのは私どもも確認をして、日々、研究しているところでございます。一方で、紙媒体の今後の在り方ということにつきましては、配付の方法等も含めて、いろいろとこれまでとは違ったような課題というのも出てきている状況でございます。そういったことをとらえまして、今後、引き続き紙媒体を継続するのか、まあ、なくなるというのは今のところなかなか考えてはないところでありますけれども、今、お話あったような月の配付回数であるとか、紙面の数といったものについても研究する必要があるかというふうに思っておりますので、そういった総合的な判断というのは引き続きやっていく中で、どこかのタイミングで何か変わるということは今後もあるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、ケーブルテレビについてでございますが、御指摘のように、オンライン化ということについては、今、特化という話ではなく、併走という形で行っております。実際、番組をつくった、そのコンテンツを有効活用するという観点では、YouTube等の活用ということで進めているところになります。御指摘ありましたように、ケーブルテレビの存在意義としては、障害のある方にとっても見やすい視覚的な情報発信であるといったようなことに加え、災害時の情報発信、区から速やかに発信できる体制が整っているといったようなツールとしても認識しておりますので、現在におきましては、こういったさらに見えていただけるようなコンテンツづくりであるとか、あとは情報発信の在り方の中で、ケーブルテレビに誘導できるような、ほかのメディア、クロスメディアの考え方といったようなこともやっていく中で、現在のポテンシャルをいかに発揮できるかについては尽力してまいりたいと思っております。今後、そういった状況を踏まえて、また、区の情報発信の在り方については総合的に考えていきたいと思います。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 御答弁ありがとうございました。紙媒体については、廃止もちょっと視野に入っているような御答弁いただいて、ちょっとドキッとしたんですけども、とっても重要なものだと思うので、私としては、区からの情報としては一番これが集約されているべきものかなというふうに思いますので、ぜひ拡充をお願いしたいと思います。

以上でございます。

（「すいません、関連して」と言う人あり）

○浅川委員長 ちょっとお待ちください。御答弁ありますので。

○横山広報戦略課長 すいません、ちょっと誤解を与えてしまって申し訳ございません。廃止が視野に入っているということではございませんが、今後の長い目で見た様々な媒体の在り方について研究しているというところでございます。失礼いたしました。

○浅川委員長 関連で、白石さん、委員。

○白石委員 今の区報のところでなんですけども、今、新たな課長も置かれて、情報の発信を様々御苦労いただいていることには感謝を申し上げたいと思います。この間、区長と一緒に松坡（ソンパ）区民ツアー行って、区長が皆さんよく抽せんで当たり、申し込みましたねって話されて、何を見て申し込んでいるんですかって聞かれたときに、ほとんどの人が区報だっているんですね。なので、この区報の在り方で、今、御答弁いただいたように、配付の在り方というところで、例えばコロナ禍のときに様々情報を取りたいといったときに、区のほうに連絡入って、うち区報来てないんだけどという件数が相当多かったと思うんですよ。で、今、月にどれぐらいそういうお話が来ているのかというのを、まず確認させていただきたいと思います。

○浅川委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 区報がお届けがされてないといったお問合せについては、なくなっていることはなく、数件入ることはございますが、年に何回、何件かあるかというような、今、状況でございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 町会の皆さんに御協力いただいている部分と、様々な形で配付がやられていると思うんですけども、ぜひともそういう、今、現時点では、この紙媒体の在り方というのは非常に高齢社会を迎えていくに当たって重要なところがあるんで、要は、紙面も随分見やすくなったから、松坡（ソンパ）区ツアーも、ぱっと見つけて、ぱっと申し込んで、30分で締切りみたいなことになったんだと思うんで、今度は配付のその在り方ね、どこまで町会に負担が多ければどういう形でやるのかとか、今、町会にもアンケートとっていただいて、できないところはこっちでやりますよというような話も伺っていますけども、その辺の充実を、今後、よろしくお願ひしたいと思います。

○浅川委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 ありがとうございます。配付については、御指摘ありましたように、今は町会の皆様に御協力いただくとともに、難しいところについてはシルバー人材センターの活用という形で対応しているところではございますが、御指摘ありましたように、今後、全戸配付というところをいかに維持していくかということについては、引き続きしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○浅川委員長 それでは、続きまして、吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。145ページの31、契約関係事務について質問させていただきます。

文京区公契約条例について質問したいと思います。

文京区の公契約条例は、文京区における公契約に関し基本方針を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約に関わる入札、契約等の適正化及び労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行並びに公契約、あ、公共工事及び公共サービスの品質の確保を図ることにより、地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的として策定をされております。条例により対象となる公契約には、労働報酬下限額が適用されます。そして、受注者は、労働者に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと等の約定事項について区と合意をした上で公契約を締結することになります。一部の規定は、公布の日である令和6年6月より施行されておりました、それ以外の部分については、令和7年の4月1日から施行をされております。公契約条例が施行されてから半年以上が経過いたしましたけれども、施行に伴い、区として具体的にどのような取組をしてきたのか、また、現状及び今後の課題に、取組について、教えてください。

また、労働報酬下限額、そのほか公契約に関し必要な事項について調査・審議するため、区長の附属機関として文京区公契約審議会が設置されておりますが、審議会における審議の現状等も教えてください。

○浅川委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 公契約条例に関する運用状況でございますけれども、まず、委員御指摘のとおり、令和7年度から全面施行されまして、これに関連して、まず本区のほうでは周知の取組を幾つかやってきてございます。この施行に合わせまして、条例に関する手引を策定したりチラシを作成いたしまして、ホームページ等に載せたりして周知を図ったところでございます。また、公契約条例を締結した受注者につきましては、労働、きちんと条例にのっとって対応しているかどうかの、いわゆるチェックリストを私どものほうに提出していただ

くこととなっております。正式には、労働者等の労働条件に関する事項の報告書と申しまして、これが令和7年9月20日時点では、138件の契約について御提出をいただいているところでございます。こちらの内容につきましては、それぞれ、一応、我々のほうでも目を通して、きちんと適切に対応しているといった御回答を企業からいただいているところでございます。

これに関連いたしまして、実際に公契約条例を適用している現場の事業者にも、ちょっとうちの契約管財課の職員が現地視察にも行って、伺ってまして、これまでのところ、工事で2件、委託で4件の計6件の契約について、実際の現場に確認いたしております。現場ではきちんとですね、従事している方の目に留まるようなところに、この公契約条例のPRのチラシ等を掲示していただいております。この条例の内容について、現場の従業員の方にも周知がされているところも確認をできたところでございます。

今後につきましては、今、6件訪問したこの現場の視察について、さらに年度内にあと数件、現場を確認いたしまして、実際の取組状況についてきちんと状況を確認してまいりたいと考えております。

併せまして、公契約の審議会のほうにつきましては、こちら昨年度と同様、今年度も3回開催する予定でございまして、これまで3回のうち2回開催してきております。この間、議論の内容は、令和今度は8年度に適用される労働報酬下限額の内容を決めるための審議をしております。消費者物価指数ですとか、景気動向指数ですとか、様々な統計をベースに、経営者、労働者それぞれから選ばれた委員の方が、それぞれの立場、あるいは学識の経験のある方から、それぞれの立場、視点で、今、議論がされているところでございます。こちらについては、この秋にもう一回、3回目の審議会を開催いたしまして、来年度の正式な労働報酬下限額として整理されて答申としてまとめられる予定でございます。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、令和7年から全面施行に伴いまして、周知の取組について御丁寧にご答弁いただきましたけれども、条例の手引ですとかチラシ、私も拝見いたしまして、条例の手引はイラストとかはないですけど、すごい分かりやすく赤い字とかで、その記入例とかもすごい何ページにもわたって書いてあったので、事業者の方も分かりやすいのかなとも思いましたし、チラシはすごい簡潔に、イラストを用いてカラフルにつくってありましたので、ああいったものが従業員の方からすると、会社のそういう総務とかそういった契約関係の方だったら手引も読めるけど、普通の従業員はちょっと読みづらい部分があ

るのかなと、ちょっとばらばら見て思ったので、そういったチラシを、今、先ほどおっしゃっていたように、視察へ行かれた際に、従業員の方、従事している方の目の留まるところにチラシも掲示していたということも確認していただいたということで、今のところは6件の視察ということですが、年度内にさらに数件視察も行かれるということですので、そういった取組の効果に期待をしているところです。

そして、審議会についても、今年度も3回、これから、今はもう2回既に終わっていらっしゃるという御報告でしたけれども、あと1回あるということで、令和8年度の労働報酬下限額ですかね、そういったもの、今、景気の動向とかも様々、物価高とかもまだ影響していたりとかいろいろありますし、ただ、それでも労働者だけの意見ではなくて、使用者目線だったりとか、様々な視点で下限額を決めていかなければいけないというところがございますので、今、おっしゃったように、審議会のメンバー、私もホームページ上にも公開されておりますので、学識経験者から、そういったいろいろな立場の方がいらっしやいまして、そういった方々が審議を重ねた上で労働報酬下限額を決めていかれるような体制がつくれているということも非常にいいのかなと思っております。

そして——ちょっとお待ちくださいね、昨日、宮本委員がおっしゃっていた低入札価格制度、価格調査制度ですかね、あちらも令和6年4月から基準が見直されておまして、そちらの低入札価格調査制度は5,000万円以上の工事価格の場合が対象で、公契約条例は1億円以上の工事価格が対象ということで、1億円以上の工事価格の場合はダブルで適用になるところではございますけれども、そちらのほうも基準が見直されているということで、よりよい方向に進んでいかれるのかなと思っております。なので、引き続き労働環境の整備ですとか、及び、その公契約における適正な履行のためにも、しっかりとした取組を継続していたいただければと思っております。

続いて——続いてしまっても大丈夫ですか。答弁がなければ続けます。

145ページの……。

○浅川委員長 ちょっとお待ちください。御答弁あるそうですから。

木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今、ちょっと委員おっしゃっていただいたとおり、公契約条例が施行された関係で、昨日も話題になりました低入札価格調査制度との関係性がまた出てきまして、1億円以上の工事につきましては公契約条例も適用され、従来は低入札価格調査制度のみ適用されていたところを、公契約条例も併せて適用されることになりましたので、ダブルで

すね、その1億円以上の工事については、より適正性を保つためのツールが令和7年度からできましたので、このあたりはしっかり適切に運用してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続いて、145ページの2、(1)の相談事業について質問させていただきます。

まず、前提として、男女平等についてですが、自民党にも結党以来初となる女性の総裁が誕生いたしました。今や男女平等というのは当然の理念として存在していると思います。女性にげたを履かせなければ土俵に上がれないという時代はもう終わらして、男性であっても、女性であっても、能力で評価される時代になってきてほしいなと思っておりますので、今後の動向に期待をしております。

続いて、質問に入りたいと思いますが、令和6年度の相談実績は1,158件だということですけれども、その中にはLINEを用いた相談も含まれているとお聞きしております。LINEを用いた相談はチャットボットやAIとかではなくて、生身の、生身の人間が御相談に応じているということですし、気軽にLINEですと相談できるということもありまして、大切な取組であると考えます。

男女平等センター、来年の5月まで改修中ですがすけれども、その間の対面相談は真砂中央図書館で実施しているとのことなんですけれども、場所も含めた相談事業についての周知をしっかりといただければと思っております。本件相談事業の現状と課題について何かありましたら教えてください。

○浅川委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 今、御質問いただきました男女平等センターの相談室に関しましては、今、委員お話しのとおり、真砂中央図書館のほうで代替的に対面の面談をしているところでございます。

LINEの相談ということで、当初、若年層の相談件数がなかなか伸びないというところで、そちらがより相談しやすい体制というところでLINEの相談というところで始まったところでございます。こちらにつきましては、今年度に入って中学校の校長先生のほうにも全体会の中でお話をしたところ。中学生のほうからも6件程度、御相談の実績が入ったという報告がでございます。こちら対面とは違いまして、より匿名で相談が気軽にできるというところを目指しておりますので、そういったところの周知も踏まえながら、心配事があれば気軽に相談してほしいというところで周知をこれからも続けていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。対面の面談は引き続き周知もちゃんとしていただいて、行っていただければと思っておりますし、LINEの相談、特に若年層の方に相談しやすい体制、体制というか、状況をつくれたということが非常にいいのかなと思っております。しかも、中学生が6件程度、相談実績が入ったということで、どんな、どんな質問ですかとか、相談ですかとか聞きたいところですけど、それはちょっとこういうところでは、多分、ネット中継もされてますので聞けないので、ちょっと、今、抑え、自分で聞きたいところ抑えておりますけれども、そういった中学生だったり、高校生だったりとか、若い方々というのも、いろんな相談窓口はあるとは思いますが、なかなかきっかけがなかったりとか、電話相談だけのやつが、ところが多かったりとかしますので、こういったLINEを用いて、匿名で、しかも、気軽に相談をできる。しかも内容は秘匿、秘匿されるというか、誰にもプライバシーが守られるというところもしっかり周知していただいて、そういった相談件数がさらに増えるように取り組んでいただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

続いてですね、最後の質問になりますが、151ページの3、(3)の電子申請システム経費について質問させていただきます。

この部分は、LoGoフォームの費用が含まれております。庁内の電子申請システムは、LoGoフォームをメインで行っていかれるかと思われますけれども、庁内の電子申請システムについて、LoGoフォームで現在行っている割合を教えてくださいという点と、また、令和6年度の電子申請利用状況を拝見いたしましたけれども、利用率に若干、若干というか結構ですかね、開きがあるように思えました。利用率が0%から100%までであるようでして、7割、8割ぐらいの高い比率で電子申請を利用されているものですか、そうでないものが存在しております。その要因を区はどのように分析されているのでしょうか。電子申請を利用しやすい環境づくりをさらに推進していただければと思っておりますので、お聞かせください。

○浅川委員長 野苅家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 初めに、LoGoフォームの利用状況でございます。令和6年度の電子申請のうち、LoGoフォームが利用された割合は約63%でございます。ただし、電子申請のうち、証明書発行等のコンビニ交付ですとか、あとは区有施設の施設予約システムの利用につきましては、この申請の件数が非常に膨大になってしまいますので、これは分母に入れてしまうとかかなり割合が下がってしまうということで、これを除いた分母ということで、先ほどの63%という算出をしているところでございます。

2点目のオンライン利用率、利用の偏りについてでございますけれども、例えば、手続き、暮らしの分野が最も電子申請の割合が高くなっているということでございますけれども、これは住民票ですとか印鑑証明の取得の際にコンビニ交付を御利用いただく方が非常に多くいるため、ここが一番高いという状況でございます。また、子育て、教育、文化、観光、スポーツの分野で電子申請の利用率が高い傾向がございます。これは、この分野のサービスを御利用される方が、電子申請に抵抗の少ない世代の方が多いということ。また、この分野の民間サービスでもオンラインの対応が普及しているということが要因かなと考えております。

一方、防災、安全ですとかまちづくり、環境、産業、仕事の分野におきましては、利用が低い傾向がございます。これは、手続きがオンラインで対応できることの認知が不足していたり、あるいは事業者の方が従来の紙による申請になじみがあってということが理由かなと考えております。しかしながら、電子申請の普及は、区民、行政の双方にとって大きなメリットがございますので、電子申請の対象事務の拡充と周知により一層努めてまいりたいと思っていますところでございます。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、LoGoフォームの利用率、証明書発行とかコンビニ交付を除いてですけれども、約63%ということで、そうですね、部署間によっては例えばLINEでやっていらっしゃったりとか、ほかのフォームとかもあると思うんですけれども、統一をしてLoGoフォームでやることによって、やり続けることによって、所管課、部署異動しても使いやすいフォームで慣れが出てきたりとかもしますので、今後、この63%がさらに、LoGoフォームの比率が上がっていくのかなと何となく思っはいるんですけれども、ぜひ、部署、職員の働き方改革にも資するところが電子申請というのはありますので、そちらで電子申請の比率がさらに上がるような取組をしていただければと思っておりますし、あと、そうですね、防災、安全の部分は認知不足とかもあるのかもしれないとは、今、おっしゃっていましたが、事業者の方が紙の申請のほうがなじみがあって、今までどおりやっているというのは、もうそれはもう全然いいことで、その事業者がやりたい、やりやすいやり方、電子申請とかをわざわざ開いてやるよりも、ちょろっと、もういつも書いているんだからこれでいいんだみたいな感じの方はそれでいいと思うんですけれども、そうではない場合、電子申請というものがなかなかできるのかどうかというのが分からないという方も中にはいらっしゃると思いますので、防災の部門だけじゃなくてですね、こちらの比率見ると、結構本当に開きが、電子利用状況を、今、紙で持っているんですけれども、開きがありますので、

そういったいろんなジャンルのところで、若年層、若い方々が利用するサービス、サービスというか申請のものとかは、やっぱり電子申請率が高いというのはそのとおりだと思うんですよ。非常になじみがありますので。それ以外のものも、電子申請、一度覚えてしまえば、多分、紙の申請よりも全然楽だと思われそうですし、本当に利便性に資するところが、区民の利便性にも資するところがありますし、庁内の働き方といいますか職員の利便性にも資するところがありますので、引き続き、電子申請がさらに増えていくようにお願いしたいと思います。

あと、先日、ちょっとどなたかの質問でも出てまいりましたけれども、AIツールについては、令和7年度からはAIのアプリケーションとかも契約されて使われるようになっておりますし、生成AIの活用を、今後、今、研究されているところだと思いますので、さらにチャットボットとかよりもAIが検討したほうがすごいというふうなお話も聞いておりますし、研究を進めていただいて、AIをぜひ庁内でさらに積極的に活用していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 御答弁いいですね。

それでは、小林委員。

○小林委員 二つありまして、まず、143ページの平和事業経費についてです。

礪川公園内にある東京砲兵工廠跡のトンネル、隧道部分について、遺構の保全・公開を求める区民の声が根強くあります。現在は立入禁止の看板まであり、平和マップに掲載されてはいても、入り口すら見ることはできません。東京ドームホテルを建設する際に出てきた基礎用レンガは遊園地内に展示してあり、遊園地内は随時改修なども行われていますが、変わらず今も展示してあります。小石川税務署内のレンガのアーチのほうはまだあるんですけれども、中央大学小石川キャンパス内については新築工事で失われたようです。北野神社の横の牛坂のほうまでレンガの遺構は続いているようなんですけれども、今後もそうした開発によって失われていく現実があると思います。

ちなみに、この東京砲兵工廠は、もともと陸軍の施設で、昭和20年に財務省が引き継いでおり、既に土地は東京都と中央大学に処分済み、工作物に関しては、関東財務局の未利用工作物として管理されています。一時期、日本ライフル協会に貸していたそうなんですけど、平成11年に終わってからは閉鎖して、以後、そのままになっているそうです。国のほうから何かをすることは今後もないということなんですけれども、区からお話が合った場合には検討しますとのことですが、安全性に問題があるとは、あると思っているとのことでした。関東

財務局の方も、税務署敷地内の独身寮の部分にはまだレンガのアーチありますねって、ということを知っていて、おられて、また、中央大学小石川キャンパスのほうは既に壊してしまったようですと、最近の様子も把握されていましたが、貴重なそうした史跡が失われていくのは忍び難いものがあります。礪川公園は区の管理でもありますし、今後、礪川公園の再整備もありますから、再整備の計画に入る前に、東京砲兵工廠の遺構について早く調査・研究して、貴重な遺構を保全しつつ公開するために何かできないか、また、国との話し合いを進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、御指摘いただいた部分につきましては、私どもとしても貴重な平和の遺構であるという認識は持っております。平和マップのほうにも掲載はしているところです。ただ、現状、立入りができないというような状況になっているというところがございますので、その安全性といったところにつきましては、公園所管課とも確認をしながら進めてまいりたいと考えております。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 何を進めてくださるのでしょうか。ちょっと、平和マップに場所を示してもらったのはとてもありがたくて、その平和マップに、マップを持って区内を巡ることで、改めて平和の大切さを考えてみませんか書いてあるので、やっぱ中に入れなくても入り口ぐらいは見たいなと思って訪れた人もいると思うんですよ。だからこそ、あの立入禁止の看板を令和4年度に出さなきゃいけなくならず、なったとしたら、とても残念だと思います。せっかくですから、平和事業の一環として、東京砲兵工廠の遺構について、ぜひ保全と公開を進めていただき、実際に東京砲兵工廠の隧道ツアーなんかもイベントとして企画していただけたら、私も入ってみたいなと思っているんですけども、強く要望したいと思います。

○浅川委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 すいません、活用の可能性についてということでございます。すいません、活用の可能性については、安全性というところも含めて、今後の公園の開発というところも含めてですね、所管課と協議をして検討していきたいと考えております。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 続きまして、145ページの契約関係事務のところなんですけれども、昨日から宮本委員とか、先ほど吉村委員のところでもあったんですけども、私もちょっと総括質問でもしていて、その答弁を受けて、ちょっとさらに追加の質問をさせていただきたく、まず、令

和4年度から6年度までの物価スライドが適用された件数は26件とのことだったんですけれども、人件費や資材費は契約額に比べてどのくらい上がっているのかというのを具体的に知りたいのと、また、工事費総額として、どのくらい上がっているのかということも教えてください。

○浅川委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 まず、インフレスライドの26件につきまして、インフレスライドに、まずですね、当初契約額で、全てのこの26件の当初契約の金額の合計額が288億765万6,300円でございます。このインフレスライド条項も含めた契約変更後の金額が310億6,767万3,800円でございます。まず、その差が22億6,001万7,500円です。これにはインフレスライド以外も含まれますので、そのうちインフレスライドに関する増加額といたしまして、104——失礼、すいません、14億、14億6,060万384円が、このうちのインフレスライド額によるものです。すいません、ちょっと1点だけですね、インフレスライド額ちょっと不明なものがございまして、実際はこの1億、あ、14億6,600飛んで384万円よりも若干増える見込みです。このインフレスライド額のさらなる内訳については、すいません、ちょっとこちらでは把握しておりませんので、申し訳ありませんが、お答えは控えさせていただきます。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。私も建設委員会で公園再整備とか、いろんな工事のそういう契約の議案とかで見てきて、すごい上がっている。もちろん、何だろう、人件費とか資材費のほかにもいろいろ、例えば公園の中で擁壁がちょっと安全性に問題があったりとか、いろいろな工事の変更とか、あと、期間が延びれば延びるほど人件費とかすごくたくさんかかっていて、結構上がっていくもんだなというのはすごく実感しているところです。

しかし、総括質問のときに、ちょっと私も聞き方悪かったんですが、契約額じゃなくて、当初予算に比較して聞いていたところ、決算額にしてみたら、令和4年は12億、令和5年は8億、6年は20億も下がっていて、例年、減額補正されている実態があって、それがすごい不思議だなというふうに思っております。当初予算を高く見積り過ぎではないのか、もしくは、工事って年度またぐことも多いですから、例えば工事が延びて決算が翌年送りになったり、前払い金があったり前払い金がなかったりとか、そういうこともあると思いますけれども、工事費が高くなっても赤字に、決算で赤字に必ずなっていないという理由を教えてください。

○浅川委員長 進財政課長。

○進財政課長 工事費の当初予算の計上につきましては、基本的には設計に基づいて予算を計上しております。その中で、工事費の決算額が当初予算を下回った件、これにつきましては、入札制度に基づく適正な競争の結果、それから、あと、事業者との調整を重ねる上、重ねる中で、全体として効率的な執行が図られ、図られたと、そういうふうに捉えているところでございます。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 ちょっと工事費の上がり具合と、決算、予算・決算の数字で全然見えてこなくなったものですから、ちょっと心配していたんですけれども、当初予算を高く見積もり過ぎているということではなくて、予算内の契約にこぎ着けたり、そうした努力があるという意味もあるということが分かって、ちょっとほっとしました。

続きまして、次に、随意契約についてなんですけれども、コロナ禍においては、国の給付事業なども含めて、急を要するから高くても仕方がないという判断による随意契約がかなりありました。なので、競争性を高めるために随意契約を減らすべきだという意見があったかと思います。しかし、昨今は、工事費の高騰や人材不足による契約不調や低入札での随意契約が増えているように思います。競争性は働いていても、契約にこぎ着けず、工事ができない事態になってしまうことも多い中、随意契約でも適正に行えるよう、ダンピング防止のための最低制限価格の見直しも行われ、価格調査もしっかりするようになったということも昨日、今日の議論で分かりました。

そうは言っても、実際の入札記録などを見ると、事業者によってすごく価格の差が激しくて、また、区の予定価格の折り合いもつかないことでの低入札の随意契約になるわけなんですけれども、となると、やはり心配なのは、入札で最低価格を提示する事業者も無理をしているのではないかということです。そのしわ寄せで、短期間の工事で済ませようとか、また、下請なども含めた人件費を削ったりするの、することがないのか心配です。その辺、先ほどの吉村委員との議論の中でもありましたが、公契約条例のチェックもあるよということだったんですけれども、公契約条例の対象にならない工事もあると思います。その辺も含めて、追加で教えてください。

○浅川委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 御指摘のような場合には、先ほどの公契約条例も、とともにですね、やはり、その一つ、一番組織的に対応しています低入札価格調査制度が一つ例として挙げられます。こちらは、5,000万円以上の工事の場合で、予定価格を一定の割合、予定価格に対し

てですね、一定の割合で基準を設けまして、その基準額を下回る入札があった際に、その安い価格で本当にできるのかというところをまずは確認して、確認した後、委員会を開きまして、委員会でもその確認内容を承認するような仕組みでやっています。で、どのようにしてですね、その低い価格でも大丈夫なのかといったところで、実際には、例えば事業者が、その工事で必要な資機材を新たに調達することがしないで、自社で所有しているもので対応できるですとか、あるいは、その会社の強みで必要な資材を独自のネットワークで一般的な価格よりも安く仕入れることができるといった企業努力で価格を抑えられるといったような声を確認することもございますし、あと人件費に関しましては、まず、公共、国のほうで定めております公共工事設計労務単価をきちんと上回っているかを確認いたしまして、それも上回っているですとか、公契約、令和7年度以降は公契約条例が適用されることもありますので、その際には、労働報酬下限額もちゃんと守っているかどうかを確認しております。さらには、過去にそういった賃金の不払いがなかったかですとか、法令違反とかなかったか、そういうところを低入札価格調査の中では確認いたしまして、随意契約の交渉のとき、不落随意契約の交渉のときも類似のような形であるんですけれども、きちんとその事業者の状況を確認して、何らかの労働者の方とかにしわ寄せ行かないようにきちんと確認する体制をとっているところでございます。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 とてもよく分かりました。御説明ありがとうございます。

契約不調になったら工事が延期したりすることになってしまうので、できるだけ不調にならないように努力していただき、随意契約も少なくなるように努力してほしいとは思っているところなんですけれども、昨今の物価高騰を鑑みると、低入札の落札者なしの低入札、随意契約も致し方ない面があると思っております。工事の質とか安全とかは、ぜひ区としても担保していただきたいということと、公契約条例もできましたから、事業者が下請も含めて人件費を削らないよう、また、公契約条例の対象にならない工事についても同じように対応していただきたいというふうに要望いたします。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、金子委員。

○金子委員 143ページの平和事業なんですけども、この事業は、戦争の悲惨さ、平和の尊さを区民の皆さんと共有するね、大事な事業で、大変重要だということで評価しながら、一貫して拡充を求めてまいりました。今年8月の平和事業では、区内在住の被爆者の方の証言映

像が区民ひろばで放映されていて、私も拝見いたしましたけども、今までにないお話もされていて、大変貴重な映像だと思いました。今後も活用をしっかりと求めたいというふうに思います。

その上で、2019年に発行した平和マップがあります。今、8年だから、もうそろそろ第2版をつくっていただきたいというふうに思うんですね。それで、その中には、現在収録されている東大医学部戦没医学、東大医学部戦没学生の碑、これ弥生二丁目にありますけども、長く地主さんの好意で設置されておりましたけども、残念ながら今はないというふうに、私もいろいろ地元でお聞きしましたが、それはやむを得なかったという事情があるんですね。それで、今は東大医学部がこれを保管しているというのをちょっと聞いているんですけども、なかなかね、確認ができないんですよ。それで、ぜひ区として所在を確かめていただきたい。それから、ぜひ近くの公園などに設置できないか考えていただきたいというのが一つです。

それから、もう一つは、東京砲兵工廠の隧道なんですけども、先ほど議論あったように、平和マップに東京砲兵工廠の基礎用レンガは出ているんですよ。ただね、隧道のことは残念ながら出てない。それで、隧道については、私たち2023年の2月の本会議で、国府田久美子議員の最後の質問で、この隧道というのは、日本史の研究者の方が、兵器製造の遺構として存在を後世に伝え、戦争・殺りくといった過ちを繰り返さないため保存・活用し、平和教育の場として活用をと、こういうふうに指摘をした経過があります。その後の経過はね、先ほど議論があったとおりなんですけども、国との関係とかね。ぜひですね、平和マップの第2版をつくる際に、隧道についてもですね、こうした歴史的な意義があると、先ほど貴重な平和の遺構だと、隧道についてね、答弁されているわけですから、これもぜひ収録してですね、多くの皆さんに活用を図るということで、マップの第2版をつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○浅川委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 平和マップの第2版ということなんですけども、2019年に作成をしたものを、現在、使っているものなんですけども、直ちに今の平和マップを改定ということは予定はしておりませんが、今、御指摘いただいた東大の医学部の部分ですとか、先ほどの隧道の部分というところについても、事実関係を改めて確認をした上で、必要なタイミングで平和マップの改定ということについても検討していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 よろしいですか。

田中委員。

○田中（香）委員 143ページの法務関係経費のところを最初にお聞きしたいというふうに思っています。58%の執行率で50万円弱使われたということで、弁護士費用、弁護士の相談が発生したときに、この部分で活用してやられていると伺いました。そのほかの御相談は山田副参事が受けてくださっているということで、大変心強いなというふうに思っております。費用の推移とか相談内容については、推移はさほど、それぞれの年のそういった相談のあるなしで変動しているということですし、相談内容についても、どういうことが6年度はあったのかということは、話せる範囲で教えていただきたいと思います。

それから、今般、区民からの暴言ですとか、過度の要求などがあるというふうに認識しております。長時間の御対応、業務の支障をやや来しているということも考えられるのではないかなというふうに心配しております。区民からの職員へのカスハラ対策の強化というものに関しましては、職員の心身の健康を守り、守って、そして安心して働ける環境を維持するための極めて重要な事項だというふうに思っています。

区民と職員だけではなくて、職員同士ということもあるかもしれません。部下と上司、上司と部下、パワハラとか、フキハラとか、ハラハラとか、いろんなハラスメントが、今、たくさんあって、コミュニケーションを取るのが本当に難しい時代だと、そういうふうに嘆いている方を時々お見かけするんですけれども、そうではなくて、やはり自分の行動を振り返るいいきっかけにしていきたいなというふうに自分自身にも問いかけているところでございます。

議会の中でもですね、たまに22階で大きな声で口論しているというようなこともたまにございまして、また、この大きな声というのがですね、非常に精神的に威圧感を与えるようなものであります。これ、やめていただきたいなというふうに思うんですね。普通の声で話していただきたいということを改めて、これ誰というふうにね、目が合いましたけどね、そういう方も一部いらっしゃるのかなということで、ぜひ、そのことはぜひやめていただきたいというふうに思っております。

そういったいろんな背景の中で法整備がなされたわけなので、区としてのマニュアルの策定に対するその行動の規範とか、また、プロジェクトもつくっていらっしゃるということで、構成員とか、協議の方向性ということは聞いておきたいというふうに思います。

あともう一つ、男女平等参画のところも少し聞いていきたいというふうに思います。これは非常に重要な区政の柱だというふうに思っております。ただ、男女平等センターの登録団体の減少ですとか、構成員の高齢化とか、また、若い世代や多様な立場の方々をどう取り込

んでいくのかということ、SNSの活用や業務効率化を図るDXを進めていくということなどについては課題を感じております。そこで、この団体の減少ですとか高齢化の課題をどういうふう乗り越えていくか、今後のことを聞いておきたいと思うんですけども、今後のセンターの管理運営の改善だったり、見直しだったり、また、リニューアルがなされます令和8年度5月から新しいそういった施設と、また新しい機能とか役割、こういったものを持たせていただきたいな、そんなふうに思っておりますので、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

併せて、この男女平等参画のところの女性のエンパワーメントの登録制のお話ですけども、ここは意見として申し伝えたいんですが、千駄木の地元の空調関係の会社さんが、こういったことに取り組んでいこうということで、女性の更衣室をリニューアルしたり、また、働き方を応援したりというようなことを取り組んでいるということで、こういった制度を御紹介をさせていただいて、登録に至ったということで、その会社の顕彰コーナーのようところにその登録証が掲げられていて、非常にいいモチベーションになっていたこと、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

最初の2点だけ、2点をまずお伺いいたします。

○浅川委員長 山田総務部副参事。

○山田総務部副参事 私のほうからは、法律相談の状況について答弁させていただきます。相談件数、大体ここ2年ぐらい年180件ぐらい、月15件ぐらいで受けております。具体的な分野といたしましては、多岐にわたりますけれども、民事系の相談も結構抱えております。契約関係であったり、事故・トラブル関係であったり、あるいは許認可関係で、どういう基準で許認可を下ろすべきかとか、そういったような相談を受けることもあります。そのほか、カスタマーハラスメントについても個別の事案の形で相談を受けるような形もあります。

それから、弁護士相談の話がございました。私のほうでは、あくまで庁内からの法律相談を浅く広く受けるような形になっております。突っ込んだ専門的な知識が必要な場合には、外部の弁護士に御相談を申し上げるというような形にしております。昨年度であれば、育成室の再発防止策に関するレビューを弁護士さんをお願いした、あるいは、その前の年であれば、子育て医療証の不備に関しての業者との間の過失割合、これについてどの程度が適切かというようなことについてのお伺いをしたという事案がございます。

私からは以上です。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 カスタマーハラスメント対策についてですけれども、まず、構成員ということで、今、職員課が取りまとめ課ということにはなっていますが、それ以外、総務課、危機管理課、広報戦略課、あと施設管理課、あと窓口職場の課のメンバーにも入っていただくということを考えているところでございます。

実際、その協議の方向性というところなんですけれども、やはりカスタマーハラスメントについては、職員が精神的な、精神的・心理的なダメージを受けて、日常の業務であったり生活に支障を来す可能性があるため、そういったサポート体制、メンタルケアなど、そういう環境整備が課題になるとは考えているところですが、今、申し上げたメンバーの中で、具体的なところは、今後、話し合っていく予定でございます。

○浅川委員長 熊倉ダイバーシティ推進担当課長。

○熊倉ダイバーシティ推進担当課長 こちら男女平等センターの登録団体の減少というところから、今後の取組についての御質問、こちらにお答えをいたします。こちら、確かに登録団体自体は、始まったときから大分減少というところもございまして、そちらの高齢化が進んでいるという課題もこちらとしては認識をしております。今度、6月、来年の6月にリニューアルこちらされるというところで、こちらを一つのきっかけにしまして、現状、昨年まで指定管理をしていました文京区女性団体連絡会、そちらともお話をしながら、こちらの若年層の若い利用者の取組ですとか、取り込みですとか、そういったところも意見交換をしてきたところでございます。施設がリニューアルされるというところで、よりSNSの活用ですとか、Wi-Fi環境の充実といったところも予定をされておりますので、こういったところの機会を捉えまして、より利用が進むように、周知等も図っていききたいというふうに考えております。

○浅川委員長 田中委員。

○田中（香）委員 法務関係におきましては、様々御苦勞をおかけいたしますけれども、ぜひまた力になっていただきたいというふうに思います。

男女平等センターについては、今、課長がおっしゃったとおり、新しい施設になったきっかけという、なったタイミングというのは、一番いいきっかけだというふうに思います。本当は、私としてはJ Vだとかというような感じで、もう少し若いとか、多様なというようなところが強み、強みとする団体さんとのコラボレーションみたいなことで、管理運営やっていただくというのが一番現実的なのではないかなというふうには思いますけれども、もちろん今の文女連さんにもしっかりと頑張っていただきたいので、ぜひいいように改善していただき

たいというふうに思います。

その次に、デジタル化の推進ということで、151ページの行財政改革のところの部分、あ、行財政改革ではないですね、電子計算事務費のところをちょっと伺ってきたいというふうに思います。

令和6年度、様々取り組んでいただきました。DXサポーター制度というような伴走支援もやっていただいて、昨日伺ったふるさと歴史館のキャッシュレス化は、そういった一つの大きな成果だというふうに伺いました。そういった、令和6年度頑張ってくられた成果は、端的に総括していただきたいんですけど、むしろ7年度に向けた推進については、区民サービスの利便性向上だったり業務の効率化というようなことで、こういった方針で進んでいくのかということを中心に聞いていきたいというふうに思います。

DXの推進担当という前に、ICT担当という組織編成があったとき、そのときすごくすばらしいなと思って喜んだことを今でも覚えているんですけども、そこからどんどん進化をさせていただいているんですけど、推進、この人員構成ということは現在何人なのかというところ、人員が足りているのかなということを非常に心配をしております。

その人材のところをもう一つお伺いしたいんですけども、GovTech東京、外部人材の活用ということの連携は非常に重要だということで、どんどんこのGovTech東京の人材バンクを活用した方がいいというふうに私たち言っていましたけども、こういった取組の進捗を伺ってきたいというふうに思います。

最後に、書かない窓口の実現についてもしっかり伺ってきたいんですけども、こういった申請書のデジタル化、オンライン連携、マイナンバーカードの活用とか、そういったことについても、図書館の機能を入れて独自に文京区ではやっていこうとか、そういったことについても進めていきながら、書かない窓口を実現していただきたいなというふうに思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○浅川委員長 野苅家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 まず、1点目の令和7年度、DXに関する取組でございますけれども、毎年、重点施策として文京区DX推進プロジェクトというものを掲げております。令和7年度も継続して掲げているところでございます。

特に7年度につきましては、フロントヤード改革と言われます、区民の皆さんに直接ですね、デジタル技術を活用したサービスを提供するということを重点としているところでございます。先ほど書かない窓口のお話がありましたけれども、フロントヤード改革の一つとし

てこの書かない窓口も取り組んでいるというところでございます。

2点目の人材確保についてでございますけれども、昨今、DX人材は自前で職員を育成するだけでは足りず、先ほど御指摘いただきましたけれども、外部人材を確保するということが非常に大事ということになっております。特に東京都はGovTech東京に多大なる協力をいただいて、この人材の確保ということをしているところでございますけれども、例えば、デジタル課題ごとに伴走サポートですね、書かない窓口もそうですし、例えば生成AI、あとBIツールの活用などですね、こういったもの、あと情報セキュリティの制度を見直すすとか、そういった分野でGovTech東京の人材を活用して、外部人材を活用しながら本区のデジタル、デジタルを、施策を進めていくということに取り組んでいるところでございます。

○浅川委員長 田中委員。

○田中（香）委員 とにかく、DX推進がこれから大きな柱になって、今も既にそういう状況ですけれども、またさらに推進をして、成果を出していただきたいなというふうに思っております。

文京区の、これから総合戦略も9年度までということですので、8年度、9年度、将来像ということもお伺いをしておきたいんですけども、どこまで、どういった文京区のDX像というものを持っているのか、最後にお聞きします。

○浅川委員長 野苅家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 今後のDXの方向性でございますけれども、やはりキーになるのはAIだと思っております。先日の答弁でも申し上げましたけれども、国全体でAIを活用する方針を定めておりまして、文京区もそれに当然乗っていくというところでございます。あと、同時に職員のリテラシーですとか、あと、区民の皆様のデジタルリテラシーを上げていくということも必要になりますので、どれがというピンポイントではございませんけれども、総合的に、よりよいDXが展開できるように意を用いてまいりたいと思っております。

○浅川委員長 田中委員。

○田中（香）委員 私も最近すごくAI使っているんですけども、本当に驚くほど処理能力が高いということで、ただ、それをまとめてもらったり、クロス集計してもらったりしたその先に、まず私自身がそれが本当に正しいかどうかという最後チェックをするという、やっぱり人間が、最後、決め手になると思いますので、そういったスキルもしっかり高めながら、いいように活用していきたいなというふうに思います。

149ページの企画課のところの行財政改革のところ、触れて終わりたいというふうに思い

ます。

ここでは、湯島、ここでは元町小学校の整備事業ということが書いてあるんですけども、今般、様々な行政需要に伴って用地を取得をしていただいて、例えば、こうやって元町ウェルネスのように立派な施設が出来上がったということと同時に、東邦音大の土地を取得していただいて、今後の学校の改築に使っていくというような見通しがつきました。こうやって英断をしてくださった文京区に、大きな買物してくださった文京区には感謝を申し上げて、今後、しっかりとその活用がなされるように、私たち議会としては注視をしていきたいというふうに思っています。

それをはじめとして、様々な老朽化した建物や、また、これから改築をしていくという建物をどうやっていこうかということで、総合管理計画を立てていただいて、それが令和5年度に計画が終わって、6年度、発動して、今、システムを開発をして、来年度からそのシステムを使って発動していきますという流れを伺いました。これは、じゃあ、今、何をされているのかな、紙のままで、今、何をどういうふうに議論しているのかなということは確認をしておきたいわけなんですけれども、データシステムが出た、できたら、紙ではなくて、大きく俯瞰をして、今、工事費が高騰しているとか、そういったことも要件で入れ込むと、費用もこんな変動があるとか、そんなことも見通すことができるんだろうとか、こっちが先でこっちが後だというようなことだとか、様々な俯瞰して見れるということがこれから期待ができるんで、ただ、今どういうふうな状況をされているのかということは、改めてちょっと伺っておきたいというふうに思います。

○浅川委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 公共施設マネジメントのところですけども、現在は管理計画におきまして、その基本方針に基づきながら、各施設の事情などにも配慮しながら、施設管理部中心に、順次、整備に当たっているというところでございます。今年度、6年度に、じゃない、6年度ですね、昨年度におきましても、予防保全の考え方にに基づきまして、複数の施設の外壁改修の工事だったりとかLED、LED化工事、また、空調改修工事などに、今、順次取り組んできたところでございます。

今後、先ほど田中委員からも御紹介のございましたシステムを整備していくことによりまして、今現在、各、施設管理部や各施設所管課で保持している工事の情報ですね、あと施設の基礎情報、こちらがまとまってくるような形になってございますので、このシステムを活用して、全庁俯瞰したマネジメントができるように取り組んでまいりたいと考えてございま

す。

○浅川委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。そのデータシステムができるのが本当に楽しみで、シミュレーションをいろいろ私たちにも共有をしていただいて、やはり、なぜ工事がここが先でこっち後になるんだとか、やっぱり区民感覚とすると何番目にやってくれるんだとかというふうにすごく前のめりになってしまう部分というのは、もう私もそうなんですけど、そうになってしまう。ただ、そこに説明責任をしっかりと果たしていただいて、ここを先にするのはこういう理由なんだとか、予防保全の大事な部分はここなんだということをしっかりと区民と共有をしていくということが非常に重要だというふうに思いますので、また、これは意を用いてやっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○浅川委員長 それでは、浅田委員。

○浅田委員 私は、まず、149ページの広報広聴費、ホームページについてです。

これは、前回かな、各党派の方、皆さんおっしゃっていたと思うんですが、ホームページが非常に改善されたというふうにはおっしゃるんですけども、非常に使いにくくなったという声が多いです。例えば、この組織から探すっていてもなかなか見当たらないこととか、それから、イベント情報が統合されていない等々ですね、などなど含めて、ホームページについては一体どうなっているんだという声が寄せられています。

これについてね、議会でも意見、要望が出ているんですが、区のホームページのリニューアルの効果ね、これまで、そのときのお話、御答弁では、リニューアルしたということをおっしゃっていましたが、その結果、区はどのように検証しているのか。それから、非常に使いにくくなったということをどのように解消していくのか。それから、機敏に改善を、契約に結びつけて継続的な改善を行っていくという、今後ね、お考えがあるのか。まず、この点についてお伺いいたします。

○浅川委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 ホームページについての御指摘でございますが、今回、リニューアルを令和4年、じゃない、令和5年度に行いまして、令和6年度から運用しているといったような状況にはなっております。そういった中で、特に検索性を高めて行きたいページにたどり着くというようなことを工夫して行ってきたといったような状況になってございまして、いろいろと御意見はありますので、そういったお声を聞きながらにはなりますけれども、一

方で、大きく課題であるといったようなお声は、そんなさほどいただいてないという状況もございますので、今後ですね、私どもが進めたいと思っておりますのは、今、御指摘ありましたような、例えばイベントの情報が分かりにくい、多く載っていないといったような部分については、仕組みとしては表示できるようなものは機能として付与されているんですけども、我々のイベントにしっかりとつながるようなページの作成の仕方であるとか、そういった私どものほうの運用の部分についても課題があるというふうに考えてございますので、そういった箱の部分も併せてにはなりますが、しっかりと有効活用できるような我々体制のほうについてもしっかりと今後進めることで、より見やすいホームページに進めていきたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひお願いします。もちろんね、区民の方が検索をしていくということもそうなんですけど、やっぱり、ほら、文京区の顔じゃないですか。全国とかね、今で言えばもう海外の方も含めて、まずはホームページというのは非常に看板ですから、ぜひお願いします。

それから、次に、広報課は、広報課ということじゃなくて、広報戦略課というふうになってきて、この戦略をどう活用、つくっていくのかということで、非常にSNSね、LINEを含めた緊急情報の発信が早くなったことについては非常に評価し、感謝申し上げます。

ただ、6年度の重点施策の中で、「文京ソコデカラ できることからサステナブルに が んばるお店応援キャンペーン」を行っていますよね。区内の飲食店なんかでは、所管しているやっぱり経済課がきちんとそこをつくる、把握する必要があると思うんです。で、またほかに例えばね、文京の坂道というふうになってくると、今度はアカデミーとか、あるいは観光協会が、やっぱりきちっと自分たちの部署もこれだ、文京区の売りはこれだよということで、ちゃんと作成して発信してほしいというふうに思うんですよね。これは、今、例出したけど、ほかの課も含めてですね。

そこで、広報戦略課として、今後、どのようにSNSを活用していくのか。各所管の広報を支援する方向性をどのようにつないでいくのかという、まず、この点についてお願いいたします。

○浅川委員長 横山広報戦略課長。

○横山広報戦略課長 ただいま御指摘いただきましたSNSの活用について、おっしゃるように私どもも広報課から広報戦略課になったということで、様々な取組についていろいろと研究を進めながら改良をしているところではございます。そういった中で、今般、SNSにつ

いてもInstagramを開設し、御指摘ありましたようなコンテンツを発信しているといったようなところになってございます。そこにつきましては、そのほかのですね、御指摘あったような、文京ソコヂカラであるとか観光協会、そういったところでも様々な発信を行っていることは、もちろん承知をしております、様々な入り口からいろんなところで区に触れていただく接点をつくろうといったようなところでは進めているところでございますが、今後、例えば文京ソコヂカラや観光協会だけではなくて、図書館であるとか地域活動センターも複数のSNSと対応しながら情報発信に努めており、そういったところがしっかりと連携することによって、多くの方にいろんな接点で情報が届くといったようなものが効果的ではないかというふうに考えてございますので、今後、今、御指摘ありましたように、様々な部署と連携をすることで、より情報の発信の精度を高めて、いろんな方に見ていただくような状況をつくり出していきたいと考えてございます。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひよろしく願いいたします。

次に、145ページの契約のところ、公契約条例に関連して、これについてはね、本当に文京区は他区より若干遅いかなとは思った、思いましたが、いざ始まってみると、非常に充実した、働く者の労働条件を確保するという意味では、すごい努力をされているということで、本当に感謝申し上げます。

ただ、今の働いている方の置かれている状況、それから、産業構造のいろんな複雑な仕組みの中で、なかなか公契約の審議会の中でも難しい話が多々あるというふうに聞いています。それは例えば、一つの工事現場でも、もちろん労務単価のね、下限額を設定して、これを公表しますよという話で議論はいただくんですけども、実際、下請、孫請、ひ孫請、あるいは一つの工事現場でも、いろんな業者に委託をしていくというふうな仕組みでもって、今、成り立っているのも事実なわけですね。だけれども、区としては、そこに働いている方の賃金を含む労働条件をきちっと守っていこうという、その難しさというのはあると思うんです。それは理解しています。だから、そこにおいて、できるだけオープンに事実関係を出していただいて、私は審議会で議論をしていただきたいというふうに思うんです。それが結果としては、働いている方の全体の賃金を含む労働条件の改善に少しでもつながっていくというふうに思いますので、ぜひこの点について御努力をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 実際、今、委員のおっしゃったような下請、孫請の構造に関連してですね、実際の公契約審議会の審議会の中でも、それに関する御意見が出ていまして、やはり現実的なところで、例えば元請業者から下請業者に発注するときに細かく発注に当たっての人員費の詳細をなかなか確認するのも大変な現状があるといったような御意見もいただいたりもしております。しかしながら、こういった公契約条例を、当然、下請以下の企業の方にも守っていただかなければいけないので、そういった中では、元請の業者さんが下請の業者さんに発注するときには、当然、この公契約の話も踏まえた上で発注していただくことにもなります。こういった実際の運用の課題については、公契約審議会でも、もちろん公契約審議会は労働報酬下限額を議論するのが中心ではございますけれども、そこで出た様々な意見を踏まえて、私どもも条例の運用の際には、そういった現実的な実情も踏まえた上で対応を考えていきたいと考えております。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひお願いします。これは御答弁要りませんけれども、事業者さんの中には、いや、なかなか、今、下請をお願い、孫請ずっとしてて、外国人を雇用してて、なかなか難しい面もあるんだよというような声も伺っておりますが、それでもやっぱりオープンにしていただいてね、ぜひ議論していただきたいというふうに思います。

それから、次に、143ページの平和事業、これ、私言わなきゃ、もう始まらないんで。今ね、小林さんとか金子さんが御提案いただいたんですが、私も何か言わなきゃと思って。

「きけわだつみのこえ」というのを御存じだと思いますが、これは、わだつみのこえというのは、戦争に、学徒出陣含めて、当時の学生が戦争に動員をされていった。それで多くの方が亡くなったというのがありまして、学生たちが、やはり二度と戦争を起こしちゃいけないということで、本郷の向かいにわだつみ記念館というのがあります。ぜひね、そういうことも含めて、ぜひ今後の文京区の平和事業に生かしていただきたいなというふうに思います。ちょっと今ね、調べてもらえばありますから。

で、文京区が非常に平和事業、平和施策に物すごく、今、貢献、貢献というか行っていることに、これまた私はすごい大きな前進で感謝をしています。特に、区長が平和首長会議、首長の平和首長会議に参加をされ、文京区も平和都市宣言、非核平和都市宣言含めて、それを実行していることには本当に感謝申し上げます。

じゃあ、さっきね、皆さんにどうって、知ってるって聞いたんだけど、例えば、茗荷谷にあります、何だっけ、あそこの公園、教育の森公園か、あそこにアオギリの被爆樹木が植樹

されています。聞いたら……。

（「知ってます」と言う人あり）

○浅田委員 嘘つけ、さっき知らないって言ったじゃない。

だから、なかなか、広報がまだまだ行き届いてないんじゃないかなというふうにも思いますし、これちょっと教育にも関係してきますが、ぜひね、学校教育においても、きちっと文京区の行っている平和事業というものについて授業の中に取り入れていただきたいというふうに思いますし、あと、中学生が沖縄のうるま市に行って平和教育、平和の交流をしてくるということも本当に素晴らしいことだと思うんですね。ですから、ぜひこれについては継続をしていただきたいということ。

それから、もう一点、これはちょっと予算に絡んでくる話でもあるんですけど、区制80周年の事業がこれから準備をされて、行われていきます。私はその中に、ぜひ平和、文京区の行っている平和施策、平和事業についても組み込んでいただけるよう。これまでの活動の実績を踏まえてということですから、ぜひお願いをしたいと思います、この2点についてはいかがでしょうか。

○浅川委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、御紹介いただきました、わだつみの記念館については、文の京のミュージネットマップのほうにも載っているような状況でございます。

それから、教育の森公園のアオギリについて、こちら令和5年に植樹式をやったということで、その後も総務課のほうで成長記録を確認しておりまして、毎月、現地のほうに職員が行って、写真を撮ってというようなことをやっておりまして、今年の夏の平和のつどいのときにも、パネルを設けまして、そちらのほうに貼り出しをしたというところがございまして、今、区のホームページのほうでも、この成長記録については御覧いただけるような形になっております。

また、今年、成澤区長が平和首長会議にも御参加されておりますので、今後も引き続き、平和事業については意を用いて取り組んでまいりたいと考えております。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 今、委員のほうから御指摘あったように、我々教育分野としても、平和教育については力を入れているところです。御紹介があった、この沖縄との平和事業についても、現地に行く前に8回だったかな、かなり多くの回数、事前に勉強・研究をして、で、帰校後もしっかりと各校でそれを研究発表して、行った児童、あ、生徒だけではなくて、生

徒全体でそういった機会を共有するということをしておりますので、今後もそういった姿勢で平和教育については取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひね、よろしくお願いします。私は本当に素晴らしいことだと思いますので、今後も応援していきたいというふうに思います。

それから、147ページの職員互助会に関連するところです。昨日、随分ちょっとね、議論がありましたけれども、もちろん食堂の問題もあるんですけども、やっぱり食堂、13階の食堂がなくなるのは寂しいなというのは正直言っております。これも、もちろんその業務が必要、仕事の業務が必要で場所を確保しなきゃいけないという問題もありますけれども、職員の皆さんの福利厚生等だけではなくて、区民の皆さんも随分活用されていたというのはありますよね。私、覚えているのは、立花隆さんがね、よくお昼を食べに来てて、お話を伺ったことがある……。

（「毎日来てた」と言う人あり）

○浅田委員 あ、毎日来てた。あの方もお亡くなりになりましたけども、すごく愛用されてましたよね。私、それプラス、職員の方のいろんなね、あのカラオケはね、ちゃんと職員の方、ちゃんと自分たちで互助会費払ってやってるんで、しかも5時15分過ぎですから、やったのは。あの当時は、先ほど御答弁いただいた吉田部長も何か頑張っていたような記憶がありますけれども、それぐらい職員の方の本当の交流であったり、やっぱり仕事をやりやすくするという面もあったんですよ、これは、実際ね。ですから、ちょっと、もちろん今は業務が大変で場所がないというのはもちろん分かりますけど、ぜひ工夫をしてね、やっぱり区民の方、あるいは職員の方が働きやすいというためにどうするのかというのは、ちょっと、ただなくすということじゃなくて、御検討をぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 先ほど御答弁申し上げた部分と重なる部分ありますが、福利厚生というところについては、互助会というところで、やはりきちんと議論をしなければいけないと思っております。また、おっしゃったように、働きやすい環境というようなところで、そういうところでこういう福利厚生が一役買ってたというところは当然あるかと思えます。そういった側面も含めてですね、通常の働きやすさを、職場環境を整えていくということも進めてまいりますし、福利厚生の部分からですね、コミュニケーションを取りやすいイベントとい

うものができるかどうかちょっと分かりませんが、そういったことには検討をしていきたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひお願いいたします。

それから、最後、ちょっとこれ御答弁要りませんが、パワハラ、カスハラの問題です。ちょっと御答弁いいですけども、今、非常に部の、区の職員の方への誹謗中傷といいますか、それはね、私も感じています。私も、文京区及び文京区職員に対しての非常に根拠のないいわれなきことについては、私は毅然とした態度で私は臨みます。私が何か言われるのはいいですよ。ただ、区、文京区であるとか文京区職員が様々な形で誹謗中傷されるのは、私はこういう、こういう人間ですから、やっぱり許せないところがありますので、ぜひそれについては私は毅然とした態度で臨みたいということ。

それから、事実関係をきちっと把握しないで、ああだこうだ言っている方いらっしゃるんですけども、私は区の職員の方も含め、事実関係ね、本当にこれがいいのかというその事実関係はきちっと把握はしていただいて、対応をぜひお願いしたいと思います。これは御答弁なくて結構です。

以上です。

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで、情報政策課長より、答弁の申出がありましたので、許可をいたします。

野苅家情報政策課長。

○野苅家情報政策課長 先ほど田中委員の御質問のうち、DX推進の人材の現状について人数等の御質問がありまして、ちょっとそちらに対する答弁が不足しておりましたので、改めてお答えさせていただきます。申し訳ございません。

令和7年度につきましては、これまでのICT戦略担当からDX推進担当という形で組織の名称を変えまして、よりDXに特化した組織としたところでございます。人員についてでございますけれども、現状は、係長級が1名、正規の職員が3名ということで、合計4名で業務に当たっているところでございます。この人数が十分なのかといいますと、決して十分ではないという認識ではございまして、特にこの分野は専門性とスピード感というのが非常に求められていて、先ほども御答弁申し上げましたが、そういった人材を内部で育てながら目の前のことに当たっていくということがなかなか難しいという状況がございます。そのため、外部の人材の活用も含めてですけども、内部の人材もですね、やっぱり専門性と

数というものは一定程度必要、これ以上にですね、今まで以上に必要かなと思っているところでございます。

○浅川委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。そういった両面の重要性というのを非常に痛感しております、ただ一方で、やっぱりスピード感が必要なんで、GovTech東京のような人材バンクをしっかり活用していただきたいということもあるんですけど、4人でやっていたんだというところで、もうちょっと人数をやっていただかないと、昨日、私、非常に失礼な言い方だったかなというふうに思ったのは、キャッシュレス決済のときに、やっぱりその全庁的にどういった施設でキャッシュレスを取り入れていくのか、もう少しハンドリングを持ったほうがいいんじゃないですかみたいな感じで言ったんですけど、さっき、例えば、ふるさと歴史館の一例を申しますと、ボトムアップで一職員の方が提案をして、じゃ、どういうふうにやったらふるさと歴史館でキャッシュレスができるかって、そういうふうにやったんですというお話を伺って、そういうことであれば、もう少し人材がいれば、いろんなところの部署にそういったDX化をしなきゃいけないところがあるわけなんで、伴走するということが必要なんだろうし、人が必要なんだろうというふうに思ったので、ぜひこれはもう人員を増やしていただきたいことを要求して終わります。

○浅川委員長 よろしいですか。

では、名取委員。

○名取委員 私は145ページの職員研修関係、昨日から各委員の方が、皆さん、職員さん頑張っているという話をされていたいていました。実は私自身も、最近、身内に不幸があったりして、区の様々な窓口行ったり、あと、いろんな委員としてね、様々な手続で役所の中、最近ぐるぐる回ること多いんですが、最近ちょっと感じているのがね、職員さんの皆さんの元気というのかな、庁内の空気感というのかな、というのが、何かちょっと以前に比べるとちょっと元気がないんじゃないかなという、これ肌感覚なんですけどもね、というのが感じているんです。中川課長、このあたりどうなんでしょうかね。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 私が管理職として職員と接している中では、特に元気がないというような印象は持っていないんですが、委員が一来庁者として感じたというようなところではございますので、ちょっと研修でどうにかということではないとは思いますが、やはり職員が健康で元気よく働くことができて、初めて区民サービスが充実するという側面は当然ござい

ますので、そういったところも踏まえて、何かしらその研修に直接活かせるかどうかは分かりませんが、周知等は行っていければというふうに考えてございます。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。もちろん2,000人の職員さんたちがいて、様々な、今、話あったような、カスハラですとかね、そういう対応ですとか、いろんなことをいっぱい吸収しなくちゃいけないし、勉強もしなくちゃいけないということで、非常に皆さん苦勞されているというのは分かるんですけども、あの窓口行ったときにね、もちろん知っている人はいいんですけども、取りあえず笑顔で対応してほしいなと思うんですよ。窓口に来た一般の区民なんかには、うん。

（「みんな嫌な思いしてるのか」と言う人あり）

○名取委員 いや、そうそう、目合わせない職員さんもいてね、すいませんって声かけて初めて、何、みたいな感じも、正直な話、そういうのも受けることがあります。最初の印象って、区民の人たちって、大変その窓口に対しての印象って必要なものがあるんでね、行ったときに笑顔っていうのも変な話なんだけど、普通に何か御用ですかじゃないんですけど、マクドナルドになれとは言いませんけれども、取りあえず、その基本のきでね、顔とか元気というのは職員にすごい必要だろうなと思うんですよ。そのあたりをね、研修とかそういう形じゃなくて、基本のきの字になるかなと思っているんで、そのあたりをぜひ皆さんの共通認識として持っていてね、様々な場面で職員さんたちと接するときに伝えてもらえたほうが、庁内の雰囲気だとか、窓口の雰囲気がよくなるんじゃないかなと思うんですよ。それは研修だけの問題じゃなくてね、というのをすごく感じていますし、それだけ優秀な職員をいっぱい抱えているわけですから、その人たちのスキル以前の問題としてね、そのあたりをぜひしっかり研修という格好は変だなと思うんで、上司の皆さんたちが接するときですとか一言二言声かけていただいてね、そういう雰囲気にぜひ庁内をしていただきたいなと思います。ぜひ、それは前向きに考えていただきたいなと思っています。

毎年、確認させていただいているんですけども、いわゆるメンタルヘルスで休職されている職員さんという数を聞いています。これ、数を聞いたからということではないんですが、その方たちのフォローというのをね、区としてしっかりと体制を築いて、一日も早い復職ですとか、その個人個人に合わせた対応というのをぜひしっかりとっていただきたいなと思うんですが、現状いかがなっているかということも併せてちょっとお聞きします。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 前段でおっしゃっていただいた笑顔で、最初、元気がないというお話ではあったんですけども、笑顔でというところと、窓口で目を合わせないとか、そういった部分は、やはりもうそれ以前の話で、やはり接遇、区民の方と接するというようなところで、接遇の課題だというふうに考えておりますので、研修だけではなくというお話もありましたけど、やはりもう接遇研修とか、そういった基本的な研修というところも改めてきちんと実施をしていかなければならないというふうに考えてございます。

次にありました病気休職者、特にメンタル系でというようなお話ですけども、令和6年度というところで、人数で言いますと37人というところで、令和5年度45人というところからすると、人数としては少し減っているような状況ではございます。ただ、委員おっしゃるように、その数の問題ではなくて、そのフォローの問題だというところは、当然、事実であると思いますので、今、産業医等の相談制度というところでもですね、令和6年度以降、強化をしているところでもございますし、あと、従前から行っている職場復帰訓練のようなもの、そういったようなところで、無理なく復帰できるようにというところにも意を用いているところでございます。研修というところもありますので、メンタルヘルス研修であったり、あとレジリエンスということで、その職員個人のしなやかに回復できる力、そういったものも強化しているところでございますので、そういったところを複合的に実施することによって、職員のメンタルヘルス対策というものは進めていきたいと考えてございます。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。まさにさっきの笑顔に通じるかもしれないんですけども、コロナがあったせいで、いろんな人間関係というのがね、変わってきちゃったというのは事実なんで、ちょっとタイミングが、あんまりこの上司と部下という考え、一般の社会です、会社で、考え方で、あんまり部下に深く触り過ぎると、いろんな、今、弊害が出てきているような、ノミネーションという言葉がもう使えなくなっているような時代になってきた中で、上司の目配せ、気配せというのかな、課員に対しての、というのも、そこにメンタルが本当にダメージを受ける前の段階でね、発見というか、いろんな意味でコミュニケーションをもうちょいしっかり取るようなイメージを、今ないって言っているわけじゃなくて、時代がそういう時代になって、あんまり個人に触っちゃいけない時代になっているんでね、そんな中でどうやって人間関係を築きながら、その各部下の人たちそれぞれを見ていくかというのは非常に難しい問題かとは思いますが、そういう気配りもぜひ忘れないで皆さんが持っていてほしいなと思いますし、それは横の同僚の関係もそうですし、上下の関係もそう

だと思いますので、それぞれが相手を思いやるような気持ちを持ちながら、みんなでフォローしていけたらいいのかなと。区議会もそうですからね、頑張っていきたいなと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

（「関連」と言う人あり）

○浅川委員長 答弁大丈夫ですか。

じゃ、沢田委員。

○沢田委員 私、一つだけです。病気休職者減ったということなんですよ。それはいいなと思ったんですけど、ちなみになんですけど、休職はしないでも、その欠勤が長期化しているとか、欠勤したり、また戻ったりが繰り返されたり常態化されているような職員さんって把握されているんでしょうか。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 今、休職ということで申し上げましたけども、その前段として、休暇制度で病気休暇というものがございますので、そういったところも含めて、職員課のほうではきちんと状況は把握をしているところでございます。今、委員おっしゃっていただいたような形で、実際にそういう、例えば復帰するための訓練を行って、ただ、訓練の途中でやはりちょっと復帰がかなわずというような職員も実際いることはおりますので、そういったような把握という部分ではきちんと把握はしていますし、そういう方が出た場合は、所属とも再度話し合って、改めてというようなところで対応のほうはいろいろ検討しているところでございます。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 数把握してるかというのは、要は減ったのかって聞いたんですけど、全体としてそういう傾向が減っているというのはいいなと思ったんですけど。

○浅川委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 具体的な数目というところで、復帰訓練からの実施者とか、そういうところはきちんと把握しています。そういう意味では把握はしておりますので、具体的な数字をここではあえて申し上げ、申し上げませんけども、そういった状況については、きちんと職員課の人事係のほうで把握はしているというところで申し上げました。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 傾向としては、恐らく全体に減っているということなんだろうと思いますので、

この傾向を維持できるように御努力いただければと思います。

以上です。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、板倉副委員長。

○板倉副委員長 145ページのふるさと納税関係費のところでお聞きをしたいと思います。

皆さんから、今回、たくさん質問が出ていたんで、私どもも考えをきちっとっておかないといけないかなというふうに思います。2025年で東京23区の流出額が1,000億円を突破したというふうに言われておりまして、入ってきたのは119億円、文京区については、寄附額が2億円で、流出額は39.5億円ということなんですけれども、そもそも、ふるさと納税というのは、歳入では一般寄附金というふうにされていますから、税ではなくて寄附という考え方でよろしいんですよね。

○浅川委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 御認識のとおりです。

○浅川委員長 板倉委員。

○板倉副委員長 そうなんです。そもそも、ですから、寄附ですから、見返りとか返礼品を求めること自体がやっぱり問題だというふうに思いますし、その返礼品が寄附を集める手段になっているということも問題があるというふうに指摘をされております。そして、さらに、やはり問題というのが、高額所得者ほど恩恵があるということだというふうに思うんですけど、税務課長さんいらっしゃるのかな。これでいうと、単身で年収が300万円というならば、2万8,000円の個人住民税額控除というのがあって、さらに9,000円の価値の返礼品ということなんです。2,500万、年収が2,500万円であれば、85万5,000円の控除が受けられて、さらに28万5,000円の価値がある返礼品を受け取ることができるということなんですけれども、この数値的にはそういうことでよろしいですか。

○浅川委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 すいません、急にお話いただいたので試算が追いついていないところなんですけれども、ふるさと納税につきましては、寄附額のマイナス2,000円をしていただいて、所得に応じて上限額があるというところなんですけれども、今、答弁している中でちょっと金額のほうを追いついてはいないんで、一定来、高額の所得があれば、ふるさと納税をしていただける上限額も上がるというところはございます。

○浅川委員長 板倉委員、副委員長。

○板倉副委員長 所得にかかわらず、個人住民税の所得割の2割が控除の上限ということですから、高額所得の方にはすごく恩恵があるということで、せんだって、台東区の私どもの共産党の議員さんが書いているの見たんですけれども、台東区は10億円を超える給与所得の方が区内に5人いらっしゃって、そのうち4人がふるさと納税をやっていて、1億6,500万円を超える都区民税が流出をしているというふうに言っていて、これだと1人4,100万円の特例控除を受けたという計算になるということで、やはり、ここにはやっぱり高額所得者ほど恩恵があるということが改めて浮き彫りになったわけなんですけれども、今回、東京23区長会が毎年、令和、毎年、来年度に国の施策に、国の施策及び予算に関する要望書というのを出していると思うんですけれども、この要望書で、昨年、このふるさと納税のことがこの要望書の中にも書かれているんですけれども、昨年から、さらに、何ていうの、バージョンアップした要求というか、そういうのはどこにどういうふうに書かれていますか。

○浅川委員長 進財政課長。

○進財政課長 今、言われたとおり、令和8年度国の施策及び予算に関する要望書の中におきましては、制度の廃止を含めた抜本的な見直しと、あと当面の緊急対応としての記載が追加されております。具体的な中身としましては、住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の2割から以前の1割に戻す、それから、あと控除額に上限を設けること、そういったことが記載されております。

○浅川委員長 板倉副委員長。

○板倉副委員長 それ以外に、いわゆる前文というかな、のところで、さっき私が言ったような所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっており、高所得者ほど多額の寄附金控除を受けられるなど、公平性の観点から問題があるというふうに書いてあって、さらに、その上、ポータルサイトなどの経費負担により、寄附金の5割程度が実質的に減少する仕組みは、本来、住民のために使われるべき税金の在り方としても問題がある、このようなことが追記されていますよね。さらに、先ほどおっしゃったような項目、このように見直しをして、すべきだという項目が、今まで四つだったものが、改めて一つまた追加をされているという点では、23、区長会のほうとしても、このふるさと納税については非常に問題があるということで、やっぱり廃止するよにということと、それまでの間、抜本的に見直すよにということに要望して、これは去年と同じ文言で書かれているんですけれども、やはりこうしたことを言わざるを得ないような状況になっているということですから、区長会任せにしないで、例えば世田谷区なんかは区として出したらどうかというような声も出されているよう

で、文京区としても、世田谷区のほうほど大きい金額、規模が違いますからあれですけども、やはり区としても区長会任せではなくて、そういう要求もしていくべきだというふうに思いますし、私たちも、このふるさと納税については、やはり抜本的な見直しではなくて、最終的にはやはり廃止をするようにということで要求をしておきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、以上で、2款総務費の1項総務管理費及び2項企画費の質疑を終了させていただきます。

理事者の移動がございますので、少々お待ちください。

それでは、続きまして、2款総務費の3項徴税費から7、7項施設管理費までの質疑に入ります。

主要施策の成果の150ページから161ページまでの部分となります。

入替えの間に挙手だけお願いしたいと思いますので、御協力をお願いします。

それでは、御質疑のある方、挙手をお願いします。

今チェックをしておりますので、しばらく挙げていただければと思います。

御協力ありがとうございました。

のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。防災費のところについてお伺いをいたしたいと思います。ごめんなさい、153ページですね。

消火器及び格納庫の管理ということで、消火器についてちょっとお伺いをいたし、消火器の設置についてお伺いをいたしたいと思います。消火器については、町会で申請があれば防災課のほうでお貸しいただいたりして置いてあるとかと思うんですけども、以前、うちの町会の方からもお話があって、ここでも質問したんですけども、消火器の場所として、町会の掲示板の下はいかがかなというふうに思っています。というのは、消火器って、今、ぱっと言われるとどこにあるんだろうとか、自分の家にはもちろんちっちゃい消火器はあるんですけども、町を歩いてたりして、何かこう初期消火のときに、あ、あそこに消火器があるというのを思い出せる場所というのが、ぱっと思いつくてなかなかないと思うんですね。そういったときに、町会の掲示板というのは必ず各町会にあるわけですし、また入り組んだ奥のほう、奥まったところに、要するに地元の方しか通らないようなところにもあるわけですから、町会の掲示板と、それから消火器の相性は非常に多いんじゃないかなというふうに

思っておりまして、要するに、設置の場所とかいろいろ難しい問題あるかと思うんですけども、防災課としていかがですかね。要するに、手の届くところに消火器があるということに関していかがでしょうか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 現在、区のほうでは、災害時の延焼火災を防止するというような目的で、区内に消火器のほうを設置をしております。現在、地域の実情に沿った設置ができるように、設置場所については、地域の中で特に消火器の設置が必要な場所、火災のリスクが高い場所などを、町会からの御要望に基づいて設置場所を決めているというような状況でございます。現在、一律に掲示板とセットでというような設置の仕方はしておりませんけれども、今後、町会のほうからですね、御提案のような要望が個別に上がるような場合は、区としても対応していきたいと考えております。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 はい、分かりました。今月、防災部の町会の会議がありますので、うちがモデルケースになれるように、1回、その町会として、町会掲示板の下に町会の、町会がお借りする消火器として設置のちょっと御相談をさせていただきたいかなというふうに思います。

実際に、本当にまちを歩いて、町なかで消火器を見かけることってなかなか実際ないんですね、探してみると、意外にないんです。箱に入っているやつ、赤い箱に入っているやつ。うちの近くはあまりないものですから、やっぱりぱっと、ぱっと思いつくところにあるのはいないというふうに思ったので、これはぜひちょっと相談させていただきたいというふうに思います。また、それがまた形になって、区内に広がっていけばいいかなというふうに思います。

続きまして、155ページの避難所運営訓練のところでございます。今月も、うち、文京一中で地元町会で避難所運営訓練の開設の訓練を行うんですけども、実際に避難所総合訓練というのを年4回やっていて、これは区のほうで、防災課のほうで大きく小学校と中学校で回っている。年4回で1回は宿泊体験があるということで御案内いただいているんですけども、避難所運営訓練はうちの町会なんかでも、うちの防災士さんとか、それから町会長さんとか、それから学校とか、すごく協力的にやっていただいて、昨年の訓練では東京の、東京都の下水局も来て、実際にマンホールトイレの設置まで訓練を行いました。結構、そのマンホールトイレって意外に大変なんだというのが学校ごとによってはあって、そういった訓練を実地で行うことはよいし、かまどベンチとかが公園なんかでも増えていますから、本当にそう

いう意味では実際に使ってみるというのがいろんなところであるかと思うんですけども、この学校を使った避難所運営訓練のところは広がっているんでしょうかという、学校にその、結構、ほかの地域を聞くと、やっぱりうちはやってないとか、なかなかそこまでは入り込んでないというところがあって、うちの町会、うちの地元のところはその協力者の方もいっぱいいるし、知識を持っている人もいるし、関心があるからやる、毎年やれている。場所によっては、区の防災課に全てお願いして、この総合訓練のときだけやっているというところがあるかと思うんですけども、本来であれば、もうちょっとその町会の人、どこに自分は避難するんであれば、どこどこ小学校、どこどこ中学校に行かなきゃいけないというのは御理解いただいて、かつ、そこに集まった人たちで避難所を開設しなきゃいけないということですから、そういったところのプッシュをもうちょっと区のほうでもしていただきたいんですけども、実施状況と、それから周知のほう、いかがなっていますか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 各避難所には避難所運営協議会を設置をしております、実際にその避難所の開設と運用訓練というようにところを行っているというような状況でございます。そこに対する助成金の実績だけで言えばですね、昨年度は8件ということで、例年、10件程度の実績になっておりますので、33ある避難所と比べれば、やっているところとやっていないところというのは、若干、二極化しているのかなというふうに考えています。

我々も避難所総合訓練、年4回やっていますけれども、その我々がやる訓練をきっかけにして、翌年度以降にそれぞれの地域の中で自主的な訓練に、小さい訓練でも構いませんので、つながっていけるように、我々も伴走型の支援に取り組んでいるというところでございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 今、数言っていただきましたけども、課長がおっしゃったように、33か所ある中でやっぱり8か所、ちょっと多くはないかなというふうに思っていて、それでやっぱり地域任せになる。うちも実はコロナの前でとまっていたところを、防災士さんに声をかけていただいてやるようになって、話をすれば学校の人とか町会長さんとかというのはやるようになるので、やっぱりそこら辺をもうちょっと、このきっかけづくりも含めて区に働きかけてほしいなというふうに思っています。何でもかんでも区に頼るんじゃないというのはそのとおりなんですけども、実際に地元で動く人というのは、声かければいるんですけども、その前段階の中ではなかなか動けないというのもあって、今申し上げたうちの一中は毎年やって

いるんですけども、お隣の何々茗台中学校の町会の方はなかなか難しいんだよねって御相談受けてたりもするので、そこでちょっと区が間に入って、特に今おっしゃっていただいた、33か所のうちやってない8か所、やっている8か所以外のところは、もうちょっと避難所運営協議会も含めてお声がけいただけるように努力していただきたいというふうに、これはお願いをいたしたいと思います。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 御指摘のとおり、私も一中の訓練、見に行きましたけれども、マンホールトイレの訓練なんかも、やはり実践的な訓練ということで、地域の方々、とても関心高く参加していたというような姿を見ております。避難所運営協議会の全体会なども、会長会などもありますので、そういったモデル的なケースも少し共有しながら、それぞれの地域で主体的な活動が、につながるように、我々も努めていきたいと考えております。

○浅川委員長 12時になりましたので、のぐち委員、まだありますね。そうしましたら、昼休みに入りますけれども、午後は1時より、のぐち委員の質疑から始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時58分 再開

○浅川委員長 それでは、時間前ですがけれども、皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきます。

それでは、のぐち委員。

○のぐち委員 一中のところで、実際にやっているところとやってないところというところで、分かる範囲で結構なんですけども、33ある避難所運営協議会の中で2年以上やってない箇所とか、3年以上やってない箇所とかいうのを、具体的にお名前出すのがはばかれるようであれば、何ていうんですか、協議会の数でも結構なんですけども、ちょっとそれを教えていただいて、本当に地元の人たちに、こういうものがあって、実際には発災したら皆さん、町会の皆さんで決められた担当の小学校なり中学校なりに集まって、皆さんで避難所運営を行わなきゃいけないんですよということをぜひ周知していただきたいんですね。そういう意味でも、こういった形で、今、御検討なり研究されているかということをお聞かせいただけますでしょうか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 昨年度の実績でいえば、大塚小学校ですとか第一中学校、また本郷

台、本郷小学校など8校ということで、助成金の支給をさせていただいております。その前年度は12校ということで、地域によっては訓練の実施する、隔年でやっているですとか、そういった事情もあるのかなというふうに思っています。昨年度の中でも特に、例えば本郷小学校につきましては、我々が避難所総合訓練をやった後に、自主的な活動として協議会として改めてリスタートを切ったというようなところもあります。また、あと最近では、汐見地区の辺りで、昨年度も汐見小学校で実施をしておりますけれども、近隣の千駄木小学校ですとか——八中か、八中ですとか、あと文林中なんかと、近隣の同じ地域の中の学校で順繰り回していこうというような計画を立てていたり、そういった地域の事情にも合わせて計画はされているのかなと思っております。特に我々としては、この本郷小学校のケースのように、しっかり私たちが8年に1回実施するものをきっかけにして、次につながっていくようなところも一つのモデルなのかなと思っておりますので、そういった事情に合わせて、我々もしっかり伴走していきたいというふうに考えております。

（発言する人あり）

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 先ほども答弁さしあげましたが、避難所運営協議会の全体会であったり、また、防災士の集まりというところもありますので、そのようなところでしっかり情報を共有しながら、住民主体の取組が少しでも立ち上がっていけるように、我々も努めていきたいと考えております。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。本当に、今、図らずも課長がおっしゃったように、避難所総合訓練をきっかけにして地域の方が目覚めるというか、きっかけづくりの一つとして始まって、お声がけが進まれたというのはとてもよいことかと思えます。防災士の話ありましたが、実際に防災士さんのパンフレットも昨年度からつくられていて、防災士さん何人かにお聞きしたんですけども、非常に喜んでいらっしゃって、やっぱり何かこう、我々がその特区して、カテゴリーされてパンフレットになったことは喜ばしいというふうにおっしゃっていたので、こういった取組も含めて、区の取組についてはとても感謝していますし、また期待をしておりますので、ぜひこれからも続けていただきたいというふうに思います。

終わります。

（「関連」と言う人あり）

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 私からは、のぐちさんの、のぐち委員のおっしゃった、言った、避難所運営の課題に関してなんですけど、これ前回の予算審査でも議論したと思うんですけど、あとは先日の総務区民委員会でも議論に上ったと思うんですが、都の基準の改正っていうのがありましたよね。具体的には国際的なスフィア基準に引き上げられて、地域の想定避難者数が避難所の収容可能人数を超えてあふれるケースが懸念されるという話で、区としては、在宅避難と二次的な避難所の活用で何とか対応するという話だったんですけども、それでも想定外って起こり得るわけですよ。一応、具体例を挙げると、例えば木密地域のように耐震化、不燃化率が低く、防災空地が未整備の地域では同時多発火災の発生もあり得ますし、液状化や河川の氾濫などで想定を超える避難者を限られた避難所で受け入れるケースも考えられるわけです。予算審査でも申し上げたとおり、避難所にも自宅にも避難できなくて、緊急避難場所に逃げ延びて、野ざらしで夜を明かすような人も出てくる可能性がある。おまけに言うと、避難所の環境もやはり心配があって、せっかく避難所に避難できても、トイレや備蓄食料、そして入浴など、現行の基準では全員に行き渡らないケース、それからエレベーターが未設置の学校などで、要配慮者に適切な避難スペースが確保できないようなケースもあり得ると思います。

伺いたいのは、これだけなんですけど、こうした大規模な地震災害に際して想定される様々な、想定されるという表現あれかな、今は想定できていないようなリスク、想定外のリスクもあると思うんです。そうしたお話を区民に適切に伝えられているのか、想定されるリスク、そして想定外のリスクもあり得るというような話を。これを不安をあおるのではなくて、正しくおそれ、そして備えるための情報共有をどうすればできるのかという、これだけお伺いしたいんですが。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 我々の地域防災計画を修正するという中では、東京都の被害想定というのが量的には基準になっていて、そこに対する対策というところを考えているところです。一方で、計画の中にもですね、定量的ではなくて定性的なシナリオというところも含まれておりまして、そういったなかなか想定を超えるような型ですとか場面というのは、当然、出てくるんだろうというふうには考えております。想定できない部分をどう示すかというところは非常に難しい課題だなというふうには考えておりますけれども、防災対策というのは、そういった想像力であったり、想定をどれだけするかというところも重要というふうには思っておりますので、防災士のスキルアップの研修会であったり、いろいろな我々も学ぶ機会

というところは設けておりますので、そういった機会も含めながらですね、区民の方とそういったリスクについては共有をしていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 そうなんです。そこが私は防災士のコアになる役割なんじゃないかなと思うんですね。正しくおそれて備えるという部分です。先ほど、のぐち委員からも、地域で防災士の声かけが避難所の課題を見直すきっかけになったというお話がありましたよね。これは提案なんですけどね、今、策定中の避難所運営ガイドラインあると思うんですけども、ここに、課長さんのおっしゃった東京都の被害想定に応じた様々なリスクシナリオをぜひ掲載いただきたいと。できれば、その想定外のリスク、こんなこともあるかもしれないというもの、それから、過去の失敗例ですね、いろんな被災地でいろんな問題が起きていると思います。そういったものもできるだけ多く掲載をして、実際に専門知識を有する防災士から、地域の自主防災組織を通じて住民に周知啓発する。この流れをつくれば、今申し上げたとおり、不安をあおるのではなくて、正しくリスクに向き合うきっかけになると思うんです。加えて言えば、防災士の役割も明確になりますよね。地域の支援者として、住民に寄り添う防災の支援者としての防災士の役割を明確にして、モチベーションアップにつなげることもできると思うんです。これは、実際に、今、課長さんのおっしゃった汐見地区、それから根津地区の防災士がやっていること、やろうとしていることですので、ほかでもぜひ御検討をいただければと思います。これは要望です。

あとは、これに関連して、後日の視察にも関連するんですけど、緊急輸送道路から避難所までのラストマイルの問題もあるんですね。今、無電柱化を進めていますけど、無電柱化が進んでも、例えば火災、それから建物倒壊による道路閉塞など、想定外の問題は起こり得るわけです。目的としている支援物資の輸送経路、それから手順を検証するとか、あと、そうした想定外の対応を訓練するとか、地域住民や自主防災組織と協働で進める課題はこちらもたくさんありますので、ぜひ防災士、地域の防災士とともに検討を進めていただきたいと思います。これに関してはですね、続きは視察で検証したいと思いますので、このくらいにさせていただきますと思います。

以上、関連質疑でした。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 避難所運営ガイドラインの改定に向けて、今、検討を進めているというところですけども、御指摘のとおり、避難所というのが実際にどういう場面になるの

かというような具体的なイメージも持てるような形にはしたいなというふうには思っておりますが、ガイドライン自体が、それぞれ33の避難所の標準的なマニュアルというような位置づけもございますので、その中でどこまで書き切れるかというところは検討する中で、御意見も含めながら検討していきたいというふうに思っています。

また、物資輸送につきましても、これまでも避難所総合訓練の中で、各避難所の物資輸送訓練であったり、トラック協会の方に現場を見ていただいたりというようなところで、地域のそれぞれの実情を捉えながら対応のほうは検討しているというような状況でございます。ガイドラインの中にはですね、全ての地域の実情を書き込むということはできませんけれども、そういった訓練などの機会も捉えながら、防災士の力も借りながら、自分たちの避難所の現状というところをしっかりと把握できればなというふうには考えております。

○浅川委員長 それでは、続きまして、山本委員。

○山本委員 152、153、154、155、防災事業費ということで、災害用備蓄物資ですとか、中高層マンションでいただきたいと思いますが、昨日は財政調整基金のことでちょっと触れましたけれども、災害対策ということで、様々なことをやられているということで、非常にすばらしいと思っております。今回はちょっといろいろとあるんですけども、現実には照らしたときに、さあ、どうなのかというところで一つ思ったのが、現在、職員の方が派遣されて行っていますよね、熊本でしたっけ、のほうに行っております。災害、自治体協定をやっている中で、災害派遣を、この間、ずっといろんな自治体に送ってやっています。一つ事例でちょっと教えて、分かったら教えていただきたいんですが、例えば能登半島のほうに災害派遣で行かれた職員の方がおられると思います。要は、基金を確保していただきたいという話の流れの中なんですけども、有事、何か災害が起きた場合に、じゃあ、文京区のそのときのお金ですよ。実際に使えるお金。それで、特別交付金も使えるけれども、東京都のですね。申請に応じて書いてあるんですね、見ると。実際、職員が石川県に限らずいろんなところに派遣をされた中で、その自治体のお金の流れがどのように実際に、例えば、もう専決処分をどんどんして、緊急事態ですから、どんどんお金を出して、様々なところに手当てをしていくというようなことでやってきたというそういった実証というか、事例というか、そんなものは研究されてきたんでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

なので、研修してきたと思うんで、絞ると、そのお金の流れですよ。実際に、例えば防災課的なところがどこもあると思いますが、そういうところではすぐ手当てをしていろんな行動をしたり、災害派遣じゃなくて、地元の協定している団体ともやったりとか。そうは言

っても、実際に、じゃあ、建物が、区民施設が壊れました、道路が陥没してしまいましたというときに、すぐ緊急的な対応で予算をぼんぼん削って使ってできるのかという、そのお金の流れの仕組みのほうをちょっと教えていただきたい。予定と違うな。

○浅川委員長 財政課長。

○進財政課長 非常時には、やはり一定の手続を踏まえずに緊急的にやるべきものは、例えば予算流用、もしくは、今まであまり例はありませんが、予備費とか、そういったところの財源を活用しながら、緊急性を重要、重要視して事業を進めているところとなっております。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。先立つものはじゃないですけども、やっぱりしっかりとお金を確保していただきたいということで、ぜひ防災にも使えるお金をしっかりとこれから確保していただきたいと思っておりますが、災害派遣行く方の職員の選定として、いろんな防災課の人ですとか、土木の施設があるんですけども、例えば今言ったそういった流れの中で、実際に汗をかいて現場でやるということでもなく、何ていうんですかね、実際に執行する責任者ですよ、予算をつける、お金を流すという、そういった部分での実体験というか、も研究してもらいたいんですけど、例えば財政課の若い人もいますけど、そういった方が派遣に選定されるというようなことは考えられないのかなと思ひまして、聞きます。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 被災地への職員の派遣というようなところですけども、基本的には、その被害の、被災地の被害の状況に応じて、先方の自治体からの要請に応じて我々是对応を決めているというところでございます。今回の熊本市ですとか上天草市の派遣に例えれば、やはり罹災証明の発行業務が必要だという市もあれば、道路インフラの被害が大きくて土木職の職員が必要だというような、向こう、先方のリクエストに応じて我々のほうが対応を決めているというようなところですので、なかなか我々の都合で財政部門のというところは、今のところはそういった考えというのはございません。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 それは存じておりまして、向こうからの要請のあったことに対応するということはそれでよろしいかと思いますが、ぜひ、いつ置き換えて、我々のほうにも置き換えたときにどうなるかということを想定しながら、ぜひこういったお金の流れ、スムーズな予算のつけ方、専決処分などを含めて、流れがスムーズにいくようお願いをしたいと。加えて、防災関連に対するための災害に対するためのお金をきちんとこれから少しずつでも確保してい

ただきたいと思っております。

次に、災害用備蓄物資、災害備蓄——違う、災害備蓄庫、備蓄倉庫ですね、の設置ということで、いろいろと成果が出ているようでございますが、これは一定の規模の住宅、またはビルになるのか、そういったところに区のほうからお願いをして、備蓄倉庫の確保をしていただいたところには一定の補助をやるよということで事業がされていると思いますが、ある程度数字は出ているんですけども、大体、四、五十件、年間、推移をしていっているようですが、この辺の捉え方はどのようにしているのでしょうか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 区のほうでは、中高層共同住宅に対して様々な防災対策に対する支援をさせていただいております。訓練の助成金ですとか、あと備蓄品の購入助成というところは、町会とか自治会と同じぐらいのレベルで助成制度を行っております。また、委員御指摘のとおり、建設、中高層のマンションを建設するときの指導要綱の中では、防災備蓄倉庫を設置してくださいということで義務づけをしていたりですとか、あと、マンホールトイレにつきましても、努力義務というようなところの一定の指導の条件をつけているというところでございます。

その協議件数というのが年間40件ぐらいで推移はしておりますけれども、マンションも大分、防災意識というところも高くなっておりますし、また、我々のほうもマンション防災というのは地域防災計画の中でも重要課題の一つとなっておりますので、そういった機会を捉えながら、我々、我々のほうも、各マンションの対策が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 私ちょっと、調べてちょっと気づいたんですけども、マンションの備蓄倉庫に関する助成に関しては、指導要綱の中で義務づけられているということであれなんですけども、建築指導課になるのか、建設部局と連携を防災課がしながら防災倉庫の設置をお願いしているということでございまして、この件数の推移は把握しているんですけども、実はこれ、しっかりと本当につくられたかどうかというのが確認する義務がないということがあったのですが、その辺、お願いベースだということは承知なんですけども、いろんなマンションの事情もおありかと思いますが、その辺の確認作業というのはどのように捉えられているんでしょうかと。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 防災危機管理課のほうでは、それぞれの設計図面が出てきたときに図面上で確認するというのもしていますし、なかなかそこで捉え切れない部分については、担当のほうが現場の確認なども併せて行うというようなところもしているところがございます。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ建設部局のほうと連携をして、少しでも広く、そういった設置ができるように頑張りたいと思います。

これはもう、いつも申し上げているんですが、こういった、今、時代の流れで、やっぱり後でも言いますが、防災ブックですか、安心防災ブックを配付して、区民の意識が高まった、七十何%やったということで、それも一つの大きな成果だというふうに思っていますが、区民の意識が非常に防災に関する意識が高くって、余裕があるというか、できる町会ですね、できるっていうか、可能だという意味ですけどね、可能な町会は自分たちのお金でいろんな備蓄物資を買ったりそろえたりしているんですけども、その一方、反面、置ける備蓄倉庫、文京区から許可が出ている倉庫の大きさが一律こう決められていて、一時期はそういったことも鑑みて少し緩やかにして大きめのサイズが設置できるようになってきているというふうにも認識しているんですけども、改めてその備蓄倉庫、町会の備蓄倉庫の設置の拡大に向けて何かいい案はないのかということをお聞きしたいんですけど。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 現在、区のほうでは、町会などに対して、防災備蓄倉庫の貸与ということはさせていただいております。800世帯以上のところは2基ということで、一定の条件がある中で場所を見つけながら、それぞれ相談を受けさせていただいております。この間も、大分、倉庫の置場ですとか、倉庫に対するニーズというのは非常に高いというところで、御相談件数、相談の件数ですとか、実際に我々のほうの実績も増えているというような状況もありますので、それぞれの町会の要望を丁寧に聞きながら、可能な限り我々のほうもしっかり協力はしていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 細かくはやりませんが、ぜひ、そういった要望に応えられるように、様々制度の改正なども含めてお願いをさせていただきたいと思います。

まだ幾つかあるんですけども、安心BOOKの配付で、いわゆるその在宅避難の重要性ということでやられた事業だと思いますけれども、もちろん私のうちにも届きましたし、多くの

区民の方がそれを御利用されたということでございますが、やっぱり自分に自戒も含めて、喉元すざれば熱さ忘れるじゃないですけども、やっぱり前にも防災課長かな、どなたかに聞いたときに、これ、例えば今、トイレの問題非常にあって、携帯トイレをじゃあどうしようか、いつ買うの、いつまでにそろえたらいいって、そういうのあるんですかねって言ったら、いや、思ったときにそうですって。ああ、そうですよねって。だから、今回、意識づけ、意識を非常に高くしたって意味では安心BOOK非常に効果があったなと思いますが、例えば今、今というか、前もそうですけど、都知事さんが町会に何か補助金をつけて町会の防災関係のお金がかかったら30万出るよとか、今度は商店街にも防災機材を買ったら30万出すよって、こうやっているんですけども、今度の次のステップとしては、分かりませんが、いいか悪いか分かりませんがですね、例えば、今、トイレの問題ということで私はちょっと着目しているんですけども、携帯トイレをもう限定にして、もう選択肢がなく、区民の方に今年は今回は携帯トイレを配付しますとかね、もうある意味、こっちが絞って、押売じゃないですけども、さしあげ差し上げちゃうと。次は例えばお水だとか、そういう考えはどうかと思うんですが。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 昨年度、緊急防災対策で行った防災用品配付事業につきましては、防災リテラシーの向上ということで、改めて区民の方々の身の回りにどういった災害リスクがあって、それぞれの家庭に何が必要なのかというところを話し合っていただくような機会にさせていただいたのかなというふうに思っています。なかなか一律で何か配るというような考え方ではなくて、それぞれの家庭、それぞれの方に対して必要なものはそれぞれあるというようなところを軸に配ったというようなところになっております。全戸配付というような事業スキームが、やっぱりインパクトはあるけれども、やはり多くの経費がかかるというところもありますので、どのように今回の機会を次につなげていくかというところは考えて、まあ、タイミングもあるかなというふうには思っておりますが、今のところ一律で何かのものを配るというような事業の予定はございません。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。最初の感じではちょっと冷たいかなと思ったけど、あと、ちょっと考えてくれるということなので、今のところは考えてないということですけども、ぜひ検討をしていただければありがたいなと思っております。

先日の総務区民委員会でもちょっとお話ししたんですけども、やっぱり在宅避難、在宅避

難のまずベースというのは非常に理解をしておりますが、やっぱり今、割と直近の話題は、避難所ですよ。避難所の生活ですよ。決して日常生活というか、おうちにいるようなことではない、できないと思うんですけども、可能な限り日常生活に近い形ですよ、今もやられている、いろいろな様々な対策を講じていますけども、ぜひ引き続き避難所の整備については行い、特に衛生面ですよ、トイレ等に話を戻すんですけども、衛生面に関してのそういう気遣いをしていただきたいというふうに思っております。

先日の総務で聞いて、携帯トイレ、いや、避難所、各避難所に5台の簡易トイレを設置するというふうに協定を結んでいるとお聞きしましたが、じゃ、もう先ほどもどなたか触れていましたけど、じゃ、その簡易トイレというか、何だ、携帯トイレですよ、あ、携帯トイレじゃないや、あのボックスのやつですよ、警備ボックスみたいな……。

（「仮設トイレ」と言う人あり）

○山本委員 仮設トイレ、そう、ありがとうございます。仮設トイレを持ってくるときに、道路がね、瓦礫や何だっってもう運べないんで、緊急輸送道路の確保ですよ。この緊急輸送道路、これ結構やっぱり大きなそういうふうになったときに、幾つも大きい問題あるけど、そこも一つの大きな問題だと思うんですけど、緊急輸送道路の今の確保できる状況はどのくらいまで目標からして達しているのかだけ教えてください。

○浅川委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 緊急輸送道路、緊急道路障害物除去路線ということで、56路線指定しております、その全てに協力会社の方に担当していただいて、初期情報を土木部のほうに届けていただくようにしております。そこで優先順位をつけて協定を締結しております団体に依頼をして障害物を除去していくという作業で計画をしております、毎年、訓練を行っているところでございます。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 課長、ありがとうございました。協定を結んでいることも存じていますし、ぜひスムーズに災害になったときに連携がとれて、緊急輸送道路が1分でも早く確保できることをお祈りしたいというふうに思っております。

それで、もう大丈夫です、次の155になるのか、災害対策本部経費ということで、今、文京区のシビックセンター改修工事が順番に上から始まりまして、あるんですけども、これちょっとすいません、私も事前にきちんと調べてなかったんですが、全階層来ると思うんですけども、例えばたまに話題になっていましたけど、防災センター、本部になるところが文京

シビックセンター15階にありまして、中のもう施設も、何だ、機械も、立派な機械を見学させていただくことも何度かありますが、結構いざとなったときに15階まで、もし3.11のようにエレベーターとまっちゃって、来てくれって言ったところで、もう結構な労力使うと思うんですよね。私はこの間、たまたま、ついに議員になって初めて大失敗をしちゃって、カードを持たないまま非常階段出ちゃってしまって、ドアロックしちゃって、部屋に入れない、携帯も持たずに入れなくなってしまって、休みの日だったんですけど、1階まで歩いて下りました、泣きながら。結構足が痛い、ふくらはぎがばんばんになっちゃって、結構。昔、区長さんなんかはね、自分で、自分の訓練で16階まで上がったりしてるということも聞いていますけども、若い職員とかであれば可能ですが、そういった今回の改修工事を機に、もう今さらなのか分かりませんが、そういった防災センターの場所を変えて低層階に下げるといような議論はなかったんでしょうか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 現在、防災センター15階にあるということで、実際に発災した時はですね、16階の庁議室ですとかと一体になって本部を開設するというような当初からのこのシビックセンターの設計というように承知をしております。ただ、15階の部分が使えないというような場合は、5階以下の低層階の部分を代替の施設として活用するというような考え方に立っております。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 代替のね、代わりに低層階に会議室ありますから、なるんだろうと思いますけども、結構重要な機会が増えるようになると思うんで、そこを動かすにはリモートでやるのという話もなきにしもあらずなんですけども、ぜひ対策を講じていただきたいと思います。

最後の最後に、同じページの安心・安全まちづくりということで、浅川委員長、ここにはおられませんが、岡崎先生と私と防災湯島パトロールやっていますけども、今度、回数を重ねて、ようやく、ようやくというか、12月の16日だっけな、予定ではそこで500回目を迎えるということで、非常にまちの人たちがね、本当に意識が高く、防犯パトロールをやられているということで、これ客引き防止条例に、が制定される前からやられているんですよね。ですよね。

○浅川委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 パトロールにつきましては、平成12年から開始をいたしてございまして、400回を迎えたのが平成30年ということで、現在、496回で予定どおりいけば12月ま

でに達成するという状況でございます。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。条例の客引き防止ということでいくと、結構シビアに見ていくと、いちごっこみたいなのところもちっとあるんですが、警察の方と文京区の職員の方が毎回参加していただいているんですけれども、よく警察の方とお話ししてもそうなんです、客引きの方は別に店の従業員でも関係者でもなくって、委託をされている委託業者なんで私たちは関係ないって、そういう逃げ口をやられているというようなことも聞いたことあるんですけれども、ぜひ実効性が伴って、湯島かいわい地区や上野を併せて地域が安心していけるまちになっていただきたいということで、500回記念、何かあるんでしょうか、計画は。いつも年末に上野署と一緒に合同で、あれ100人ぐらい、100人ぐらいになっちゃいますかね、50人ぐらい、ずらずらずらずとパトロールするんです。逆にそれが迷惑じゃないかという説もあるんですけれども、500回記念はどんなことを考えているか。何かもしあったら教えてください。

○浅川委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 500回の時が12月の上野、台東区との合同のパトロールのときと、天気の良い日もつければ一緒に予定となっております。それで、パトロール自体は主催者は地元の町会様が行っていて、文京区や警察署は協力をしているという形になりますので、500回達成の暁には、区としては、過去の例にならって感謝状と賞状を御用意しているんですが、地域団体のほうでは、500回当日ではないんですけれども、後日、祝賀会みたいなのは計画されているというふうに聞いておるところでございます。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、宮野委員。

○宮野委員 153ページの防災訓練に関連して、三つほどお伺いしたいと思います。

一つ目が、帰宅困難者対策についてです。東京都では、東京都帰宅困難者対策条例を定めて、大地震発生時には救助・救命活動の妨げや余震等での二次災害を防ぐために、職場や学校などにおいては一斉帰宅を抑制し、むやみに移動せず、原則として3日間待機するように、呼び掛けております。

一方で、保育施設や障害児施設、学校施設などに子どもを預けている保護者の中には、帰宅抑制がかかった場合にどう対応すればいいのか、子どもを安全に引き取ることができるの

かという点に大きな不安を感じている方がいらっしゃいます。

帰宅困難者対策ハンドブックでは、事業所における帰宅ルールの策定について、日頃から従業員等の居住地や家庭の事情などを把握して帰宅の順序をあらかじめ定めるようにとされているんですけれども、東京都としては、例えば、子どもを預けている保護者が原則3日間の帰宅抑制を受けずに帰宅できるような例外的な扱いの取決めや周知などは行われているのか、いないのか、その辺の確認をしたいと思います。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 東京都の帰宅困難者対策条例の中では、委員御指摘のとおりですね、一斉帰宅の抑制というところが基本的な考え方になっています。ただ、一方で、お子さんですとか、あと介護の必要な方ですとか、そういったところへの配慮というところも一定求められているというところですので、それぞれ各事業所の中でそういった方への配慮というところは必要になってくるのかなというふうには考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。そういった家庭の事情を抱えている方に対しては配慮が必要という御答弁だったんですけれども、やはり東京都のハンドブックでも同じようなニュアンスで書かれていて、あらかじめ帰宅の順序を定めるようにとは書かれているんですけれども、やっぱりこれが原則の3日を待たずして帰れるのか、4日目以降に優先的に帰れるのか、そうしたところが大きな認識が違っていたら大変なことになるんじゃないかなと思うんですけれども、それはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 どうしても3日待てないというような状況は当然あるんだろうというふうには考えております。それぞれの御家庭の事情というところは柔軟に考えなければいけないというところで、だというふうに考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 その災害の程度にもよりますし、そのときにならないと分からないというものもあるかもしれないんですけれども、でもですね、そのあたりの認識とか周知といったものが私としては曖昧な印象があって、それによって保護者の方からも実際に不安の声を聞いております。災害対策で出ていた備蓄品の量に関しても、そういった根拠がとても大切になってくると思っております。また、学校や保育施設において、毎年、引取り訓練が行われていますけれども、引取りに行けたことを前提に引取り訓練をしているんですね。で、帰宅困難時の

流れが、現時点では学校や保育施設など現場レベルには十分に浸透していないというふうに感じております。都の方針や、現場の課題を踏まえて、区としても、学校や保育施設で実施している引取り訓練の中で、実際の帰宅困難時の流れを確認しながら実践できるような形にしていくべきと思うんですけれども、御見解を伺います。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 帰宅困難者対策というのは、一義的には行政エリアを越える非常に難しい課題ということで、東京都のほうが一義的にはその業務を担うというような位置づけになっております。東京都のほうでいろいろな周知活動を行っているとは思いますが、我々のほうもその内容を認しながら、機会を捉えて正しく皆さんがイメージできるような周知方法については検討していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 本当に東日本大震災でそういった対策が必要になってできた条例でありますし、今、現場レベルですとか、実際に保護者と子どもが引き離されて、そこへ迎えに行けるまで困るだろうなということが想定できる中で、ちょっとその取決めが曖昧だったりすると、本当に条例つくっただけで終わってしまうという形になるのが心配ですので、現場レベルのところまで十分にこのルールが浸透して、各事業所で対策がきちんととれるように支援をお願いしたいと思っております。

二つ目に、在宅避難についてお伺いします。近年、区では在宅避難を推奨していますが、在宅避難はあくまで自宅が安全であることが前提となっております。一方で、2016年の熊本地震では、最初の地震の後に大きな余震が続いて、繰り返しの揺れによって家屋が倒壊したケースも多く見られました。このように、1回目の揺れでは持ちこたえた住宅が、余震によって倒壊、損壊する可能性がある中で、区として在宅避難をどのようなリスク認識の下に位置づけているのか、お伺いいたします。

また、区民に対しては、単に在宅避難を推奨するという呼び掛けだけでなく、どのような住宅であれば在宅避難が可能かですとか、どのような状況では避難所への避難をためらわないべきかなどといった判断の目安を明確に伝える必要があると思うんですけれども、このような点について、どのような周知啓発を行っているのかお伺いします。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 在宅避難を我々推進しておりますけれども、やはり、災害時に住み慣れた環境の中で在宅での生活を継続していただくということが、一番、災害対策の基本に

なるというようなところでございます。

それぞれ我々のほうもハード、ソフト、いろいろなところで施策を進めておりますし、我々防災課のところでは家具転倒防止であったり、また、あと都市計画部のほうでも耐震・不燃化というところを総合的に組み合わせながら地域防災計画に基づいて対策を進めているというようなところでございます。

区民の方への周知の仕方というところはですね、なかなか一定の基準みたいなものをお示しすることって、今、いろんな要因がある中で難しいですけども、まずは、在宅避難をまず知っていただくというところは、今回のそなえて安心BOOKのアンケートでも、まだまだ認知度も足りないというところもありましたので、我々防災危機管理課としては、そのようなところも含めて啓発には努めていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 啓発をしていただいていることは重々承知しているんですけども、やはりそれで、例えば耐震化されているマンションだから絶対に安心だとか、そういった認識を植え付けてしまうと危険だなというふうに感じているんですね。やっぱり、その状況に応じて、例えば最悪なケースでしたら、最初は1回目の揺れだったら大丈夫だったから在宅避難を選んだけれども、その時点で避難所に避難していたら助かった、助かっていたのに、その後の余震で在宅避難でけがしてしまった、亡くなってしまったみたいなことがないように、ぜひそこら辺の周知を併せて、在宅避難の推奨と併せて、行っていつていただきたいなと思っております。

次に、能登半島地震で、災害時におけるトイレの確保が深刻な課題となりました。断水が長期化した地域では、避難所だけでなく、自宅にとどまる在宅避難者においても衛生的なトイレ環境を維持できず、感染症や脱水、栄養障害などの健康被害が生じるリスクが高まったと指摘されております。実際に下水道が断絶した際に、在宅避難者が衛生的に排せつ物を処理するための手順や汚物の収集・処理体制がどのように想定されているのか、お伺いします。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 自宅でのトイレの備蓄と携帯トイレの備蓄というところは我々も引き続き行っているところでございます。特に能登半島地震が下水道のインフラの被害がひどいと、ひどかったということで、トイレの対策というところはかなり注目されたきっかけかなというふうにも思っております。

それぞれ資源環境部のほうでも、災害時のトイレのごみの出し方というような広報も行っ

ておりまして、その中ではですね、自宅で携帯トイレを使った際のし尿処理の、し尿の処理の仕方なども含めて啓発を行っているというところでございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 文京区の災害廃棄物処理計画においては、実際に下水道が断絶した際に、し尿が一般的な家庭ごみと同等に、一般廃棄物として位置づけられております。しかし、収集車両や人員が限られることが想定される災害時に、避難生活における衛生的な環境を保つためには、し尿の収集処理をほかの廃棄物に優先して迅速に行っていくような体制を整備することもあるのではないかと思います、どのようになっているのでしょうか。

○浅川委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 し尿につきましては、受入れ施設が十分に受け入れられるという体制が整いましたら収集のほうを開始して、そちらの施設に持っていくということになっていきますので、まずはその23区の状況ですとか、あと文京区の状況に応じて、その処理施設が処理できる分だけを持っていかなければいけませんので、そのところを十分に区民の方にも周知をさせていただきますし、収集できる体制が整いましたら、そこについても十分に周知を図っていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 分かりました。ということは、一般的な家庭ごみと一緒にではなくて、し尿だけ、それだけ迅速に準備が整い次第、収集に来ていただけるという認識でよろしいでしょうか——ありがとうございます。そういったところも、トイレの問題、災害時のトイレの問題というのは本当に、山本委員もおっしゃるとおり重要な問題だと思いますので、そういったところも一緒に周知啓発を行っていただきたいのと、さらに災害時の混乱を想定して、収集に伴う清掃一部事務組合さんとの協議などをしっかりと続けていっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後にですね、ペット防災についてなんですけれども、令和6年度、小日向台町小学校の避難所訓練に伺いましたが、こちらでペット防災に関する飼い主へのマナーの啓発を行ってくださっていることを確認いたしました。今年2月の予算審査では、災害時のペット同伴者専用避難所の設置の可能性について、お寺や学校などの区内の協力先と連携する形で検討を進めてはどうかと提案をさせていただいて、その際には、防災課から課題に一つ一つ対応していきたいとの御答弁をいただきましたけれども、これまでの間、専用避難所設置に関する課題整理ですとか、関係機関との意見交換などは行われたのか、検討状況をお伺いします。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 ペットの同行避難というようなところですけども、それぞれの避難所のほうでペットの同行避難はオーケーというふうにさせていただいている一方で、居住スペースというのは飼い主とは別ですよというような基本的なルールの中で、一定の条件の中で受け入れるというような形が基本となります。

いろいろこう御提案、御意見などを承っておりますけれども、今般、東京都の避難所運営指針が見直されたということで、避難者自体の居住スペースの確保というところが、その後、大きな我々としての課題になっているという中で、なかなかちょっとペットと飼い主さんの専用のスペースというところの確保というところまではなかなか行き着いてはおりませんけれども、他区の、他の自治体のほうでも、いろいろなペット防災、ペットとの避難に関する取組というものは進んでおりますので、そういった事例なんかも参考にしながら引き続き検討を進めていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 状況を承知いたしました。ペットを飼っている方からしたら、やっぱりペットと一緒に避難所に行くことで、いろんなリスクがあって、ペットの盗難被害ですとか、ペット同士のトラブルですとか、そもそもケージの数が足りないですとか、そういったいろんなトラブルを回避するために、例えば車中泊とかでエコノミー症候群につながってしまうとか、そういった二次被害にもつながっております。で、文京区、今、20世帯に1世帯がワンちゃん飼っていて、そういったペットが増えている中で、ペット防災に力を入れていただくことというのは、やっぱり飼い主を守ることにもつながりますので、ぜひそこは引き続き、いろいろ状況変わって大変なのは分かるんですけども、実効性のある形を整えていただきたいと思いますので、御検討お願いしたいと思います。

それから、155ページの国民保護措置については、外敵からの武力攻撃が前提になっていて、専守防衛を超えるおそれがある内容であると認識をしております。基礎自治体の区としては、文民という立場で、住民の避難や救護措置を行うということを大前提にさせていただきたいので、ここは問題があるというふうに指摘だけさせていただきます。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、宮崎委員。

○宮崎委員 私から、まず、一番最初に防災のところについてまず、153ページの中高層マンションの防災対策支援について、まずお伺いいたします。

まず、初めに、中高層マンションの防災対策支援、防災対策事業、あとエレベーターね、閉じ込め対策助成、マンホールトイレ設置助成金などについてね、各マンションに、こちらはどのように、この令和6年度のと看アプローチをかけていったのか、まず最初にそちらをお伺いいたします。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 区が実施をしています中高層マンションに対する防災対策の支援につきましては、マンションに特化したチラシなんかも作成しながらですね、周知啓発に努めております。また、マンションのトイレ対策セミナーを昨年度実施をいたしまして、その際にもですね、改めて管理組合の皆様の前で、我々の支援スキームのほうを御紹介をさせていただいたというような状況でございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こういったね、マンション防策、防災対策につきましてはね、マンションの文京区において大変重要な部分かと思いますので、そういった引き続きのアプローチをお願いしたいと思います。

ちなみになんですけども、この各マンションへのアプローチ一つをとってみても、管理組合、理事会さんとかがあるところと、そうでないところへの対応の違いというのは、何かどういったところであるのでしょうか。こちらもお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 区としてはですね、やはり団体というか一つのコミュニティとして防災活動を進めていただきたいというようなところもありまして、とすると、やはりマンション管理組合というところが一つの我々としてのターゲットになっていくのかなというふうには考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらね、私も今年の7月から、私の住んでいますプラザ江戸川橋の管理組合の理事長に就いたんですけども、本当にね、いろいろと今、大規模修繕改修が昨年度からうちのマンションやっております、そちらのほうに追われてまして、なかなかね、この、その1年前も副理事としてやっていたんですけども、その長期修繕工事がかなり大きなものだったので、そのためか、防災に関してのいろいろ意見とか、そういったことが出る機会がなかったんですね。そういったことも含めまして、その大規模修繕工事が、ちょっとうちのマンションも落ち着きましたので、今後ね、私はちょっと防災に関して

もね、自分のマンションですけども、それでね、いろいろと区との連携もとれたらと思います、ちょっとこちらのほう伺わさせていただきました。ありがとうございます。

そこで次が——あ、同じとこですね。先ほども少し出ましたが、この緊急防災対策事業として、災害時のマンションのトイレ対策セミナーを実施したとのことですけども、このセミナーの参加者からは、これどのような反応があったのか。その成果、また、今後の展開についてお考えがあればお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 昨年度実施した災害時のマンショントイレ対策セミナーですけども、170名を超える方に御参加をいただきまして、アンケート結果からも非常に好評だったというような状況でございます。災害時のマンションのトイレのリスクですとか、自己点検の手法などを紹介させていただいたりですとか、あと、実際に我々が備蓄をしているマンホールトイレを御覧いただいたりですとか、そういったところを紹介させていただいて、皆様にはいろいろ知っていただく機会になったのかなというふうには感じております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらの災害時のトイレに関しましても、できれば定期的にこのようなセミナー等を開催していただきたいと思いますので、今後の推進に期待いたします。

次なんですけども、155ページに移りまして、2番、(2)番の総合防災訓練についてのところなんですけども、令和6年度のこちら防災フェスタの参加者が3,062名ということで、こちら令和5年度が防災フェスタの参加者2,433名に比べると630名ほどね、増加ということでしたら、こちらに関して区はどのように見ているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 すいません、先ほどのマンションのトイレ対策セミナーですけども、今後というところは、今年度もですね、非常に好評ということで、今年度も継続して実施をしてまいります。

また、あと総合防災訓練の中で防災フェスタ、12月の頭に実施をさせていただいておりますが、昨年度は前年度比で大分増えたというところなんです。能登半島地震の直後の1年間だったというところで、防災対策に対する皆様の意識の高さというところは一つあるのかなというところと、あと、新しい取組としては、自衛隊にも御参加いただきまして、炊き出しのカレーを配付させていただいたりというところも一つあったのかなというふうには考え

ております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちら防災フェスタに関しましては、毎年多くの方が参加していただいております。本当こちら大人だけでなく、子どもたちも楽しく防災について学ぶこともできて、区民の防災意識のさらなる啓発と防災行動力の向上を図るということからも、今後の開催にも大いに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

次なんですけども、同じ155ページ、14番のところですね、家具転倒防止器具設置助成事業について、こちら令和6年度が執行率がこちら48.6%ということでしたけども、この事業に関してのこの年度の周知の成果、今後の展開について、こちらお考えがあればお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 家具転倒防止対策につきましては、昨年度、100件ほど助成の実績があるということで、例年並みだったかなというようなところです。家具転倒防止対策自体が、かなりやはり自宅の安全を確保する中では基本になってくるというところで、そなえて安心BOOKの中でも一つ紹介させていただいたりですとか、啓発に努めたというところがございます。なかなか器具を御自身でつけられない方に御利用いただいているのかなというところで、実績として、いきなりぐんと伸びるというような性質のものでもないかなとは思っておりますけれども、まずやはり家具転倒防止の重要性というところはしっかり周知をしながら、この助成事業の利用促進にもつなげていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。まさにね、この家具転倒防止に関しましてはね、本当にまさしく防災かと思うんですよ。実際にね、災害が来た際に、この家具転倒防止をしていたおかげで、本当最悪の状況を防げるという点につながる部分もあるかと思しますので、この防災意識の向上とともに、引き続きの周知をこちらをお願いしたいと思します。

続きまして、155ページ、すぐ下ですね、15番のAEDの管理についてお伺いいたします。こちら令和6年度、区内のファミリーマートの一部店舗にAEDの設置が、こちら26件、中高層共同住宅AED設置助成が4件の実施と、こちら聞いております。これは今後はどのようにな、設置を拡充していくのか、こちらのお考えがあればお聞かせください。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 AEDの設置拡大ということで、特に24時間誰でも使える環境にあ

るAEDを設置をしていこうということで、昨年度から区内のファミリーマートと協定を結びまして、区内の26店舗に設置をしたというところでございます。加えまして、マンションの管理組合がですね、こちらでも自由に使えるAEDを設置した場合の助成もしているというようなところなんです。さらに、今年度に入ってますね、区立の小・中学校の校門の周辺にですね、同じように24時間利用可能なAEDの設置ということを進めておりまして、8月末の現在で、工事中の明化小を除いて、全ての学校に設置をしたというようなところの状況となっております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらね、AEDの設置がこういった一般的な場所にも今後ますます普及していく流れの中で、こうやって、いつ、どこで、誰が、本当に使用することになるか分からないという状況がね、ますます増えていくのではないかとこちら思います。このAEDの使用方法もそうなんですけども、そもそもAEDとは何かなどの周知など、今後、区民にね、こちらはどのようにしていくのか、もしお考えがあればお聞かせください。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 AEDの周知、操作方法も含めてですね、総合防災訓練の中でも消防署の協力をいただきながら、そういった訓練の機会を捉えてAEDの体験なども数多くやらせていただいております。また、あとジュニア救命講習ということで、区立の中学校に対して救急救命の授業を行っていただいたりですとか、そういった機会も捉えておりますので、設置拡大に合わせて、そういったところの利用促進にもつなげていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらのAEDに関する状況もね、こちらどんどん変わってきている中で、そういう状況に合わせた周知啓発をね、今後も行っていいただければと思います。

続きまして、155ページ、下から3番目辺りの水防対策、24の水防対策について、お伺いたします。こちらね、まず一番初めに、こちら令和6年度ね、引き続きやっております神田川周辺に大雨などが降ったときの際のね、もしものときのための垂直避難先の誘致ね、各マンション、ビルとのやり取りをやっていただいていると思いますけれども、こちら令和6年度はどのように進めて、どのような成果が出たのか、お聞かせいただけますか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 神田川周辺の垂直避難場所につきましては、現在、御協力いただいている場所以外に、特に誘致をしているというようなところはございませんが、ここ数年、やはり雨の降り方、大分変わってきたということで、我々も水防対策かなり警戒を強めております。非常にリスクが高いというときには、実際に、いざとなったらということで連絡をとらせていただけるような体制は、常日頃、とっているというようなところでございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。そうですね、水害に関しましては、本当いつどのような状況になるのかが分からない状態の中で、いろいろと準備進めていただいていることは本当に感謝いたしております。でね、この水害に関連いたしまして、この水害時の避難先などもね、私が住んでおります関口地域、ちょっと特殊なね、水害時にはちょっと特殊な動きをするところもございますけども、新宿側の榎町地域センターや、新宿区立牛込第一中学校、新宿区立の第二中学校などに避難するというケースも出てくるパターンがございますけども、そういった中でね、この文京区の関口地域、文京区側と新宿側との協議状況というのは、令和6年度、こちらどのようにこちらを進めたのか。また、関口地域の方へ、そういったことへの周知、引き続きの周知についてはどのように考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 関口地域がですね、一部、神田川の向こう側にある、文京区から見て向こう側にあるということで、いざ川が渡れなくなったときに備えて新宿区の施設をお借りするというようなところは、新宿区側と協議をさせていただいております。必ず年度初めに我々も先方の行政同士で連絡をとり合えるようにですね、顔合わせの機会を設けておりますし、実際に我々も避難所を開ける寸前までいったことございますけれども、そういった時はですね、必ず新宿区側の対応を確認したりですとか、そういった迅速に対応できるような体制は組ませていただいております。

関口地域の方だけに個別に何か周知するという、今のところその予定はございませんけれども、正しく皆様にそういった状況も知っていただけるように、引き続き丁寧な周知には努めていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。本当にね、この件に関しましては、もう、齊藤防災課長に本当いろいろとね、気にかけていただいて、進めていただいたとこなんですけども、私もこの関口地域に住んでいるのもありますけれども、この関口地域を中心にね、災害時、水害

時の対応、情報の周知などもね、個人的にもリーフレット等を通じてその周知に努めさせていただいたりもしておりますし、防災に関する周知というのは、先ほどちょっと防災課長のほうからも出ましたが、本当にね、自分で周知してみて、本当に難しいというものをこちら実感しております、うん。ただね、今後、やはり地域の方と話していたりして、こういった大雨が降った時の話など出たとき、大体の、まだね、関口地域に住んでいる方などで知っている方はまだなかなか多いとは言えない状況ですので、私も含めて引き続き周知をしていきたいと思いますので、ぜひとも連携をとれるところはとっていただきたいと思います。

最後になります、同じ25番、155ページの25番、緊急防災対策事業ですね。先ほどからも話が出ております、令和6年度ね、緊急防災対策事業として、文の京そなえて安心BOOKを区内の約13万世帯にこちら配付して、9万3,000を超える世帯から申込みがあり、また、その中からね、多くの方々からアンケートにも御回答いただき、区民の現状、考え、意見等も把握する機会にもなったこと、この文の京そなえて安心BOOKを通じてね、あと区民の方への在宅避難の推進の実施にもつなげることができたのはね、本当に大きかったのではないかと思います。この緊急防災対策事業を実施してのこの結果、成果を区はどのように見ているのでしょうか。また、その成果を今後どのようにつなげて生かしていくのか、お考えがあれば、こちら最後にお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 昨年度の防災用品配付事業の中で、いろいろアンケートをとらせていただいて、区民の方々の防災に対する意識ですとか、日頃の備えというところは把握することができました。特に在宅避難の認知度であったり、地域の身の回りのリスク、どれだけ知っていますかというような設問では、大体半分の方が知っていたと。ただ、そこにプラス3割の方が今回初めて知ったというような結果も出ていますので、そういった意味では、基本的な防災リテラシーの向上というところには、一定、つながったのかなと思っています。

また、そのほか、やはり先ほどのトイレ対策ですとか、ライフラインへの備えというところも、いろいろなところで周知をしていたこともあって、申込み用品を見てみると、やはり上位には携帯トイレであったり、バッテリーであったりというところが多く占めているというところもあって、それぞれ啓発効果の高い展開が図られたんじゃないかなというふうには考えています。

また、一方で、取り組んでいない理由って何ですかというような問いに対しては、やはり

分かってはいるけど、何に取り組んでいいか分からないですとか、面倒に感じちゃうという
ようなところも多くて、そういったところが、我々がやはり伝え切れていないというか、ま
だまだ工夫が必要なのかなというところも思っておりますので、より分かりやすい啓発には
今後も努めていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。この防災用品配付事業の中でね、この文の京そなえて安
心BOOK、こちら内容も優しい日本語に配慮した内容にしているとともね、専用の特設サイ
ト、10か国語、コールセンターにおいては22言語に対応するなど、この外国人の方への配慮
も丁寧に情報発信に努めていただいたというところもありますけども、本当にこちらありが
たいと思っております。

ちなみに、こちら、この外国人の方への周知の中で、何か問題とかは特にこちらなかった
のでしょうか。これ、最後にこちらだけお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 事業開始、実施に当たって、多言語ですとか、そういった情報発信、
外国人への情報発信にも努めたところですけども、特に外国人の方特有のというか、に限
って何かトラブルがあったとかというところは把握はしておりません。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 了解いたしました。本当ありがとうございました。

それでは、最後の質問になるんですけども、選挙関係で、157ページになりまして、どこ
だっけな、明るい選挙啓発事業の(3)番、新有権者啓発のところ、こちら新有権者啓発と
いうことで、3月、6月、9月ね、12月の4回にわたってね、18歳になった新有権者の方々
に向けてね、こちらバースデーレターという形で区側から啓発していただいているとのこと
ですけども、そちらを通じて、新有権者からこういった選挙に向けての質問や反応などって
こちらあつたりするのでしょうか。そちらだけお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 宮部選挙管理委員会事務局長。

○宮部選挙管理委員会事務局長 バースデーレターについてでございますけども、こちらは平
成28年6月より選挙制度が18歳、満18歳以下に引き下げられた、18歳の選挙年齢が引き下
げられたことを機に、18歳の誕生日に合わせて、新有権者になられた方に個別にバースデーレ
ターと称するリーフレットを送付しております。ちなみに、令和6年度は約1,500人に送付
をしております。

冊子の内容はですね、選挙制度ですとか、投票までの流れとか、不在者投票制度などについてでございますけども、選挙についての御質問などを受けることはほとんどないんですけども、リーフレットの中には、若年層啓発グループ「文京 Vote Supporters」へのお誘いみたいなのところも入っております、そちらを見ていただいて、啓発に協力したいということで、メンバーに加入してくださったというような方もいらっしゃいます。

今後もこのような啓発の冊子等を通じて、投票率が低い、比較的ほかの世代と比べて低い若年層への啓発にも力を入れていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。今ね、啓発のことなども話に出ましたが、昨年の令和6年度は都知事選挙とね、あと、秋頃でしたか、衆議院選挙がありまして、こちらの啓発事業に関しましても、都知事選挙というのは日程がしっかりとあらかじめ決まっているのもあってね、啓発事業のほうもししっかりと行っていたかと思えますけどもね、衆議院選挙、昨年の衆議院選挙に関しましては、結構急な展開もあったこともありね、なかなかそういった啓発もフルにできなかった点もあるかと思えますけども、本当にありがとうございました。

またね、この選挙に関しましては、以前にもね、私、代表質問、あと昨年の決算委員会でも訴えさせていただきましたが、引き続きね、選挙管理委員会と警察との連携の強化にも努めていただければと思います。どうもありがとうございました。

（「関連」と言う人あり）

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 私からも若者の参加についてお伺いしたいんですね。前回、予算審査で文京区の若者の政治参加意識、それから政治的有効性感覚について議論したんですが、今日はですね——ああ、違う、そのときに、私から提案したのが、若者の実態調査、政治参加、もしくは意識のですね、それから若者向けの情報公開について、選挙管理委員会の定例会でもぜひ検討してほしいという御提案をして、御答弁では、その当時の選挙管理委員の方が主権者教育を実際に提案をされていて、議論や実践を進めているという話があったんですね。

ここで伺いたいのは一つだけなんですけども、こうした選挙管理委員会の取組、実践を、もっと広く多くの若者、それから子どもたちに伝えられているかという話。そうした参加を促しているかというところなんですけれども、成果や課題があればお伺いします。

○浅川委員長 宮部選挙管理委員会事務局長。

○宮部選挙管理委員会事務局長 若い世代にそういう選挙管理委員会の活動について伝えられ

ているかというようなお尋ねでございますけども、選挙管理委員会のほうではですね、小・中学生、よく中学生を主体に、出前の模擬投票等を実施しておりまして、そういった機会ですとか、あとは大学の学園祭に出向いて行って啓発活動をするとかですね、そういったときに、選挙管理委員会の委員のほうも一緒に行っておりまして、その場で委員のほうからお話していただくこともありますし、あと、実際に現場を、こちらのほうで主権者教育とか投票、子どもたちの様子とかを見ていただくことによって、委員さんたちそれぞれ感じていることもありますし、委員さんから直接子どもたちに伝えているというような現場もございます。

今後ですね、選挙管理委員会の中でも、少し主権者教育をどういうふうに進めていったらいいのかというようなことも議論していきたいというような話もありますので、そういった機会を通じて、委員会の中でもこういったことを深めていきたいなというふうに考えております。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。様々取り組まれているということなので、ぜひ進めていただきたいんですけど、今日、何でここでそれお伺いしたかということ、7月20日投開票の参院選ですね、皆さん御存じのとおり、大田区選挙管理委員会が無効票の水増し事件がありました。そして、これを受けて、選挙の投開票の不正に関する批判、それからデマがSNSで一斉に拡散されたんですね。こうして選挙事務であるとか、選挙管理委員会への不信が独り歩きをしている一方で、私は思うんですけど、委員の皆さんや事務局の皆さんの日頃の努力、それから先ほどのような取組が十分に広く伝わってないんじゃないかと思うんです。信頼づくりはここからじゃないかと思うんですね。

ここから、ちょっと例えばなんですけどね、選挙管理委員会の定例会、これ原則公開で傍聴できますよね。先ほどおっしゃったVote Supportersの皆さんもいらっしゃるでしょうし、そうした学生ボランティア主催で傍聴ツアー、これすれば、若者の関心や参加につながると思うんです。あと、今やられている投票立会人の募集、若者のです、や選挙啓発のVote Supportersに加えて、開票事務をですね、これ法に触れない範囲でももちろんなんですが、開票事務の一部を手伝う開票サポーターであるとか、開票所の見学会とか、こういったものを実施をしていただくと、皆さんが日頃どのように真摯に選挙事務に向き合っているかというところをより多くの方、若者たちに知ってもらえるのかなと思ひまして、加えて言えば、そうした参加者の中から未来の選挙管理委員が生まれるんじゃないかというような期待も含めて、これは要望ですので、これだけで結構です。

以上です。

○浅川委員長 宮崎委員もよろしいですか。

では、次に、石沢委員。

○石沢委員 まず、155ページの20番の国民保護措置については、意見留保させていただきます。

防災備蓄物資整備、153ページのところでお伺いしたいというふうに思います。非常食のことに関わってなんですけれども、今、区は東京都と連携して3日分整えているというような御答弁、この間、私たちも何度か非常食のことでは質問させていただいて、そういう答弁返ってきているところなんですけれども、その東京都の物資については、白鬚東防災備蓄倉庫でしたっけね、そこにあるというようなことで言われているというふうに思います。これについては、去年の決算委員会でも我が党の千田議員が、ここから、この白鬚の倉庫からスポーツセンターですかね、そこまで輸送するということでの輸送の訓練なんかもね、ぜひやったらどうかということでの御提案もさせていただいておりましたし、ぜひね、そういうのをやったほうがいいのではないかなというふうに思います。

今、いろいろ質疑の中で、やっぱり実践的な訓練がね、マンホールトイレでも必要だみたいな話がありました。やっぱり災害時、有事が起こった際に、やっぱり倒壊とか、やっぱり想定するようなルートで、やっぱり通れないみたいなことも、やっぱり多々あるかというふうに思いますし、そもそも白鬚橋のところの場所まで車が行けるのかどうかというのもですね、本当分からないわけなんですけれども、そういう訓練なんかを去年やったらどうかということで御提案をさせていただいているんですけども、それについては、今、やっているのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 物資の輸送訓練というところでは、我々が年4回やっている避難所総合訓練の中でも、昨年度も第六中学校で行った訓練の中で、我々の拠点倉庫であるスポーツセンターから第六中学校までのトラックでの物資の輸送というようなところでは行わせていただいております。また、東京都との連携した訓練というところは、まだそういった経過がございませんけれども、トラック協会の協力もいただきながらですね、それぞれの学校のルート、調達ルート、輸送ルートだったり、そういったところの課題なんかも捉えておりますので、そういったところの実績を積み上げながら、輸送、適切な地域内輸送の体制整備というところには取り組んでいきたいと考えております。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 それぞれのところでのルートというのは、学校、スポーツセンターと学校のルートというのは分かりましたが、私、伺いたかったのは、東京都のところとのスポセンを結ぶルートの輸送訓練なんですよね。それについては、東京都との連携という話でありましたけれども、これは、そうすると、いつやる計画に今なっているのか。いつ頃やれる話になっているのかということも、ちょっと伺っておきたいなと思うんですよね。やっぱり災害はね、本当に、こういう話をするといつもあれなんですけど、いつ起こってもおかしくないわけですから、やっぱり可能な限りね、やっぱり早くやっていく必要あるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのあたり、いつやることに見通しとしてなっているのかというのを伺いたいですけれども、いかがでしょうか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 繰り返しの答弁になりますけれども、東京都との訓練の実施予定というところは現在のところはございませんけれども、まずは我々のほう、地域の輸送拠点となるスポセンから、それぞれの避難所へのルートの確認というところを現状では進めているという状況でございます。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 そういう、東京都の備蓄倉庫から、拠点倉庫からスポセンまでの運ぶルートの訓練について、そういうものが今のところ計画されていないということについては、やっぱり災害対策という点では、やっぱ課題がね、まだその点が残っているということで、そこは指摘しておきたいなというふうに思います。

それから、3日分の食料ということで、そういう東京都の倉庫から持ってくるというふうになると、文京区は、今、1日しかないということで、区として独自に備蓄しているのは1日しかないという話になっているわけなんですけれども、やっぱり都と合わせて3日分という話になっているわけなんですよね。だから、実際にやっぱり私は、私たちの会派では、区の備蓄しているものを3日にどんどんこう近づけていくというようなことが私たちは必要だということ、この間、申し上げてまいりました。それで、この計画についてもですね、今、どのような進捗になっているのかということも伺いたいと思います。1日から2日、3日ということで、増やしていこうとしているのかということも伺いたいと思います。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 備蓄、特に食料の部分ですけれども、都と連携して3日分を確保す

るところが区と都との協議の結果となっております。現状では、各避難所の備蓄倉庫のほうには、避難者がすぐ使う分として1日分の食料を備蓄しております。それに加えて、地域の拠点倉庫のほうにも食料を備蓄しているというようなところに加えて、さらに東京都のほうからですね、寄託物資ということで、事前に東京都が負担する物資を事前に我々の倉庫のほうに入れてあったりですか、そういった体制を組ませていただいております。避難者の方にしっかり物資が提供できるように、今後も適切な地域内備蓄について取り組んでまいります。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 そうすると、区では1日分という話でありますけれども、事前に何かもらっているものもあるという話を、今、されましたよね。そうすると、現段階です、今、区内には実際何日分の非常食というのが備蓄されているのかというのは、1日以上あるということなんですか。具体的にどのくらいあるのかというのを教えていただきたい。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 避難者の部分については、1日分を手元に置いておいて、さらに拠点の倉庫ですね、そこに足りない分ですとかというところは分散して備蓄をしているというところですので、具体的にちょっと、今、何日分というところをちょっとお示しはできないんですけれども、実質、想定される避難者の1日分以上の備蓄というところは、拠点も含めれば手元にはあるというような状況でございます。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 そうしますと、現時点では1日分しかないということは、しか数字的には示せないということで、やっぱりそういった部分も、やっぱり課題がやっぱりまだあるということで、やっぱりそういったところは、引き続き、さらにやっぱり拡充してね、2日ということで私たち予算修正提案の中でも求めていますけれども、この間、そういうのもぜひ目指してやっていただきたいということは要求して、質問をこれは終わりたいと思います。

○浅川委員長 それでは、白石委員。

○白石委員 153ページの、まず、備蓄物資のところでお聞きしたいと思います。課長、先ほどからずっと答弁していて大変なんですけど、お付き合いいただきたいんですけど、今までの決算・予算委員会で、情報収集の在り方について、ドローンの活用でいろいろ議論があるんですけど、話が出ていると思いますけど、僕は職員の皆さんに免許を取ってもらって、文京区のドローンを飛ばしたほうが、お金かけてもいいというの前から言っているんですが、そ

の進捗状況はいかがかって聞いても、多分、何もしてないと思うんで、そんな中で、例えば河川敷があふれてしまう江戸川区さんが、この間、2年かけて100人の職員に免許を取らせて、各避難所に区がドローンを整備すると動き出しましたよね。僕はそこまで拡大じゃなくて、せめて文京区から情報、この3キロ、4キロの中で情報取れるようにしたらいかかと言ったんだけど、そういう他区の状況を見ながら、どういうふうに考えているのか。少なくとも、江戸川区さんは、民間の会社とも協定は5社結んでいるし、その上で、こうやって着手したというのは、それなりの考えがあると思うんですが、文京区の考え方をお聞かせください。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 災害用ドローンの検討というのは、我々も、この間、進めてきております。能登半島地震などでも大分活躍をしまして、災害時の情報収集手段の一個として活用を検討していたと、きたというところでございます。一方で、やはり導入に当たりましては、機体の維持費だったりとか、あとパイロット養成、あとシステム改修など、多くの費用がかかるというところは確認をしております。特にですね、我々、平時、常時でドローンを飛ばすような日常業務というのがなかなかないという中で、本区のそういった実情に照らすとですね、やはりちょっと費用対効果の面で課題はあるかなというふうには考えております。

江戸川区もそういった発表をしまして、いろいろな水害であったり、そういった地域の災害のリスクの違いもあるのかなと思いますが、我々も、今後、区が機体を保有するだけではなくて、民間企業、事業者との協定も含めて、引き続き検討は進めていきたいと考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 江戸川区、億だって言っていましたよね、予算規模ね。まあ、できれば、だって、その考え方で、民間事業者5社と結んでいるけれども、災害時にはいざ動けるかどうか分からないから、職員100名に免許取らせるんだという考え方なんです。だから、僕はだから100人取らせろとは言いませんが、本区でやる、いざというときに必要かもしれない、それがあつたほうがよかったかもしれないと言われないうに、しっかりとその辺は検討を進めて準備をしてもらいたいと思っています。決して100人とは言いません。

続きまして、6番目の防災協定井戸なんですけど、の修理なんですけど、昔からあつた井戸のほうも守っていただいて、改修していただいていることには感謝を申し上げたいと思い

ます。この防災井戸は飲料用じゃないということで、生活用水用として使われるというのは区民一般に多く知れ渡っていると。ここの場で聞くのは、後ろに保健衛生部長もいらっしゃるんで、PFASの問題もあったりなんかして、東京都からそういうふうな扱いになっていますよというのはよく分かっています。その一方で、この間、技術革新があって、様々な浄水システムが開発されていく中で、防災井戸があって区民の方々からしてみると、使わない、使わないんだったら要らないじゃないかという発想なんです。だから、そういうもし皿を洗ったり、手を洗ったりするにも不安がないような技術を導入して、この防災井戸を改修して守っていくというのはいかなものかなと。その辺は、生活、部長、何だ、保健所長と相談しながら物事は進んでいるのでしょうかという質問。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 防災協定井戸につきましては、災害時の生活用水の確保ということで、個人が所有する井戸を災害時に活用させていただくというようなところでございます。あくまで生活用水というところですので、例えば先ほどのトイレではないですけれども、トイレを流す水であったり、洗濯をする水であったりというところの活用なのかなというようなところなんです。ただ、一方で、やはり水質をよりよくするような技術の進歩というところも、いろいろな事業者等の声も聞いておりますので、そこら辺の状況などは参考にしながら、我々の対策で有効なものについては、引き続き研究は進めていきたいと考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 ありがとうございます。検討し、いいものがあれば、ぜひとも設置していただいて、いざという時のために備えてもらいたいと思います。

僕、一般質問で、トイレのことについて、議長会の要望を含めて、例に出してちょっとお聞きしたんですけど、要は、23区で、能登半島のことを通じて、やっぱトレーラートイレも必要だよねという認識の中で、ただ、文京区が保持するわけには場所もないし、じゃあ、港区さん、お願いしますよ、いや、うちもないよというところで、東京全体で整備して、協力体制つくって、その補助金を、補助を国からもらおうというような要望書を出したんですけども、その辺の議論というのは進んでいるんでしょうか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 区のほうでは、能登半島地震で注目をされたトイレトレーラーなどの活用についても検討を進めてきたところですが、なかなかやはりスケールメリット、また、日頃の日常使いというところで課題があるということで、我々のほうとしての導入は

今のところ予定はございません。ただ、やはり広域で持つことのメリットというところもあるかと思いますので、今後の災害時のトイレ対策というところを全体で考える中で、そのような東京都全体の動きについても注視はしていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 ぜひとも、またその辺の議論を23区の課長会でしっかり議論していただいて、要請できる場所があれば要請していただきたいと思います。

それで、先ほど宮野委員からペットの避難のことについて話があって、今回、総括質問でワンヘルスのことをちょっとお聞きしたんですね。なぜかというと、結局、このSFTSか、のマダニの介した病気というものが、もし、しっかりと区が対応していなければ、避難所に連れてきたときに大変なことになるという話なんです。なので、その辺のことは保健衛生部と連携して考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 今、避難所運営ガイドラインの改定に向けて検討を進めておりますけれども、やはり、そういったペットですとか、そういった個別性の高い課題については、今後、それぞれの所管と少し議論を深めて、避難所での対応、適切な対応については、検討を進めていきたいと考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 ペットはね、人が管理するしかないので、この伝播する感染症の対策については、ぜひとも避難所がパニックにならないように、そういう対応をして、住みやすい文の京の構築をお願いしたいと思います。

それと、これまた保健衛生部とちょっとかかってきちゃうんですけど、先ほど宮崎委員がAEDの質問をされました。AEDが一般に解禁になってから今年が20年目ということで、思い起こすと、文京区で煙山区政のときに、僕、質問したんですけど、そのときに、地活、地活って呼んでたかな、出張所か忘れちゃいましたけど、その会議に出たら、解禁されたんで、AEDがありますよ、皆さん活用しましょうというチラシが配られて、委員会で、区長、皆さんに、AEDはどこにあるんですかと聞いたら、当時、誰も答えられなくて、多分、地下鉄にあると思いますというぐらいのスタートですからね、普及率が低かったのが、この20年間で、これだけ整備を進めてきたというところがあります。じゃ、何でこんなに整備を進めなきゃいけなかったかどうかというのが、僕、大事なことだと思うんですよ。で、保健衛生部が関わってくる。それだけ心疾患が多く点在するようになってきて、それに対応する

ためのことが必要になってきたと。さっきちょっとね。そのこともセットで、やはりAEDを設置するのであれば、広めていかなきゃいけないと思うんですけども、その辺は連携とっていらっしゃるのでしょうか。

○浅川委員長 榎戸防災危機管理室長。

○榎戸防災危機管理室長 AEDの設置というのは、そもそもですね、初期の救急救命というところがもともとになっているところでございますので、そういった部分の必要性については、消防と連携しながら地道に周知啓発、これにより取り組んでまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 これ多分、僕、義母が心臓疾患なんで、虚血性心疾患とかなんか言うんですよね。そういうのがあって、多く見られて、AEDがあつたら命が救われると。虚血性心疾患がなぜ増えたのか。保健衛生部も一生懸命、私たちの体の管理でやってくださっていますけど、そういう時代の成人病が多くあって、それがゆえに今必要だから設置をしているというところはね、ぜひとも連携して、そうやってAEDを使いながら、今度は保健衛生部が心疾患に対する注意喚起を図って、健全な、健康な区民の健康を守るとか、そういうふうに連携をしていただきたいと思います。

○浅川委員長 それでは、宮本委員。

○宮本委員 153ページの防災対策のところでございます。まず初めに、総括質問で答弁いただきまして、6年度は能登半島地震を受けまして、緊急防災対策事業、そなえて安心BOOKの配付や、区民防災組織、マンション管理組合への資機材の購入補助など、また、町会・自治会のマンション防災、防災訓練への補助金事業、マンション防災を含めて、自助・共助の取組を推進できたと思います。高く評価をしております。ありがとうございます。

質問は、6番の防災施設維持管理のところからでございますが、先ほど、防災協定井戸のお話がありましたけども、実態調査をしていただいて、また、修理もしていただいたということでございますが、どのような成果があつたのかお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 昨年度、防災協定井戸の全件の実態調査を行わせていただきまして、井戸の状態ですとかを改めて確認をさせていただきました。代替わりがあつて井戸を埋めてしまったですとか、そういったこともありまして、現時点では72件の協定が締結されているというような状況でございます。また、全件にアプローチをかけたことで、やはり井戸の維持管理のためのポンプ交換に対する助成を我々行っておりますけれども、そういったニーズ

も掘り起こせたということで、そちらの助成金の執行実績につきましても、例年より多く11件の交換が行われたというようなところがございます。今回の調査結果を一つベースラインにしながらですね、今後も適切な協定井戸の維持管理に区としても努めていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。昨年、北陸能登方面の災害があつて、その後、国のほうから全国の自治体に、こういった井戸の活用についての通知もあつたということですが、区はもう何年も前から既に取り組んでいらっしゃるということで、さらに、実態調査も修繕もしたということで、先行自治体としてすばらしいなというふうに思います。

今年度ですね、災害時のトイレ確保管理計画の策定をする、検討をするというふうに聞いておりますが、この防災協定井戸の実態調査をしたことにとっても大きな意義があるなと思ってます。東京都が、昨年度、トイレマスタープランを策定しまして、そのガイドラインの中に、市区町村に災害時のトイレ確保管理計画の策定を推奨しているんですけども、現状と課題というところで、施設の耐震化や代替水などの現状というところがあつて、井戸の水を活用して下水管が安全であれば水洗用として活用できるということでございます。今回、この調査をした災害協定井戸の実態なども、できればトイレ確保管理計画の策定に向けて、反映していただきたいと思います。また、この東京都のトイレマスタープランによりますと、様々気づきがあるんですけども、マンホールトイレの設置については、地域住民の協働も必要となるということがありますので、確かにそうだなというふうに思いました。当然、避難所運営協議会の皆様の御協力もいただくことになるかと思いますが、計画策定に当たって、地域の皆様、避難所運営協議会の皆様、防災士の皆様の御意見を聞きながら検討を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、災害時のトイレの確保ということで、東京トイレ防災マスタープランが、昨年度末、東京都のほうで策定されたということで、それに基づいて、今後、文京区のほうでもトイレの空白地帯の解消ですとか、量の充足というような面からですね、改めて災害用トイレの今後の確保について計画を検討してまいります。その中で、やはり水源というようなところで、井戸の調査結果、どれだけ反映できるかはちょっと今後の内容次第かなと思っておりますけれども、適切に区内全域で災害用のトイレというところが提供できるような計画にしていきたいと思っております。

また、あと、マンホールトイレの部分につきましては、やはり地域の方との協働というところは示されておりますが、この管理、トイレの管理計画の検討の中で、どれだけ住民の方との協働というところに触れるかによって、どれだけの御意見を伺っていくかというところになってくるかなというふうに感じております。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。

江戸川区が計画を令和4年度に策定された先行自治体なんですけども、内容を見ると、とても充実してまして、その中で、仮設トイレは下水道直結型が推奨という明記もあって、初めて見た文字なんですけど、阪神・淡路大震災のときの課題を受けて、なかなかみ取りが来なかったという、そういった課題もあったということで、そうした下水道直結型がいいというような記載もありました。こうした先行して計画を策定している自治体の状況も参考にしながら、文京区の実態に合った計画を策定して、区民の皆様の理解と安心、自助・共助につなげていただきたいと思います。

また、計画の中では、これも江戸川区のほうに入っていたんですが、し尿の収集処理のために、蓋つきのボックスを家庭にも持っていただくことを推奨ということも書いてありました。先ほど別の委員からも、し尿ごみについての不安もございましたので、そういうところまで計画に反映していただけるとよいのかなと思いました。よろしくお願いいたします。

続きまして、153ページ、11、下のところですが、地域防災訓練、次ページにわたって防災アドバイザー派遣事業のところでございます。この防災アドバイザー派遣事業ですね、私の町会でも2年連続活用して、依頼をして来ていただいたんですが、大変によかったなというふうに思っておりますが、実績をお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、1点目のトイレの計画の関係ですけれども、いわゆる災害用トイレというのは、簡易トイレと携帯トイレ、あとマンホールトイレ、あとは仮設トイレ、大体この4種類が主力と言われておりまして、その組合せによって対応するというのが基本になってくるかなというふうに思っています。他区の例を御案内いただきましたけれども、そのような他区の事例も含めて、計画のほうでは、そういった情報も含めて検討はしていきたいと思っております。

また、防災アドバイザー派遣事業につきましては、町会ですとかマンション管理組合が防災訓練をやる際の企画のサポートをさせていただいております。大分、制度が始まってか

ら認知されてきた、いたのか、昨年度は16件の実績がございまして、令和5年度の4件から比べても、実績としては大分伸びているというような状況でございます。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。この防災アドバイザー派遣事業、地域の実態に合わせた訓練を一緒に考えてくれたりしますので、ぜひ引き続き推進をしていただきたいと思います。

次に、災害協定についてなんですけども、ちょっとすいません、この決算書の場所が分からないんですけども、総括質問で、災害協定先との平時からの連携強化が重要であると申し上げて質問させていただきました。6年度は新規の災害協定があったのか、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 令和6年度は、帰宅困難者一時滞在施設でパークコート文京小石川との協定を締結しております。また、令和6年9月に、二次的避難所として、the b 水道橋、ホテルですね、と協定を締結しております。また、令和7年度の4月になりますが、帰宅困難者施設として、株式会社シードと協定を締結しております。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。積極的に協定を結んでいただいているということで、恐らくそうした地域の事業者の皆様も、様々な全国での災害状況を見られて、こうしたことの意義が理解が深まっているのかなと思います。引き続きお願いしたいと思います。

昨年度ですかね、文京区内の建設事業者さんなどが関係する団体さんで、文京建設防災協会を設立されまして、建設、建築、土木、設備、電設などの事業者さんが集まったものでございまして、文京区での災害時の対応をしっかりと力を合わせていこうという趣旨で、この協会をつくられたということでございますので、この中には、既に災害協定を締結されている協会さんも入っていますが、こうした意欲的な取組でございますので、より一層、災害協定の強化を図っていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 区では、災害協定を結ぶ団体とは、今も結んでいるところについては、それぞれ連携、協定内容の確認等を行っておるところでございます。今後とも平時等からですね、新たに団体ができたというお話も伺いましたが、既に結んでいる団体等も含めて、連携を強化していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、155ページ、11の3、避難、避難運営訓練になるかと思うんですけども、避難所運営訓練。二次避難所の実効性を高めることが重要ではないかと思ひまして質問しますが、これまで、避難所のスペースの課題ということで、コロナ禍以前から議論になっていたと思いますが、私も地元の方から、うちの避難所は狭いんじゃないかというようなお話も幾つかいただいていた、質問もさせていただきながら、そうした中、東京都の避難所運営指針も変わってきましたが、これまで区としては私立の学校、民間宿泊施設などと災害協定を締結して、二次避難所として対応していただきました。二次避難所の災害協定を締結した事業者さんなどと、今後、防災訓練も実施して、実効性を高めていくことが必要と考えますが、お伺いしたいと思います。

また、その際ですね、防災課の職員の皆様のキャパもあるのかなと思いますが、そういった意味では、先ほど触れさせていただいた防災アドバイザーの皆様の協力を得て取り組んではどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 御指摘のとおりですね、今般の東京都の避難所運営指針が変わったというようなところで、やはり避難者の収容スペース、ゆとりを持たせるというような考え方に大きくかじが切られておりまして、我々も、今後、二次的な避難所の確保に向けて取り組んでいかなければいけないという大きな課題に向き合っております。御指摘のとおり、それに加えてですね、やはり実効性の担保というところでは、先方とのマニュアルづくりですとか、そういった連絡体制の構築というところもセットで考えていかなければいけない課題だというふうには捉えております。

一方で、アドバイザー派遣事業につきましては、基本的には町会ですとか、自治会ですとか、そういった地域の団体向けの、をサポートするというようなところですので、ちょっとその事業の枠組みとは外れるところはあるかなというふうには思いますが、我々防災危機管理課のほうも、そういった事業所の協力体制をしっかりとつくりながら、対応をとっていきたいというふうには考えております。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ぜひよろしくお願いします。

続きまして、155ページの23、安全対策関係経費でございます。先日、町会の防犯担当ということで、文京区地域安全のつどいに参加をさせていただきましたが、特殊詐欺の事件が、

被害が大変に大きいというふうにお伺いしまして、そこで、令和6年度の文京区での被害状況、また、今年度の状況などについてお伺いしたいと思います。また、併せて、今回の、今般の特殊詐欺の特徴についてですね、お伺いしたいと思います。被害、被害者は若者も多いというふうにお伺いしていますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 横山安全対策推進担当課長。

○横山安全対策推進担当課長 まず、刑法犯認知件数のほうについてお話をさせていただきます。令和6年の8月時点での認知件数は756件でしたが、令和7年8月時点では848件となっております。詐欺について切り出してみると、令和6年8月時点で136件でしたが、令和7年の8月では179件というふうになって増加を、かなりの増加をしています。中身を調べてみるとですね、ドームがある後楽一丁目だけでも、今年度は27件の詐欺が発生しております。昨年度は12件だけでございました。それで、調べてみると、やはりドームの興行に起因するチケット詐欺が増えているんじゃないかということが考えられます。こちらの取組について、ドームの取組についてはですね、区や警察、あと東京ドームさんや読売巨人軍、読売新聞社と共同いたしまして、不正転売のチケットを購入することがないように、今、啓発の番組づくりを行っておるところです。また、特殊詐欺についても、8月時点の被害実績、被害の額が6億円となっております、昨年の同月では8,000万円だったので、5億2,000万の増加となっており、こちらも激増しております。先ほど触れられましたとおり、もう、もはや振り込め詐欺という特殊詐欺は、高齢者を狙った犯罪ではなく、20代、30代の方もだまされていて、大学生もだまされているというような実績もございます。最近では、電話がかかってきて、電話からすぐにLINEに誘導されて、一つ例を挙げますと、例えば、あなたは反社会的勢力の人間だという疑いがかかっていますというのがありまして、それを否定すると、否定するのであれば入れ墨が入っていないことを確認するために上半身裸の写真を送ってくださいというような要求になって、冷静なときに聞けば、こんなおかしいというのは分かるんですが、それで写真を送ってしまったという被害も警察に報告されております。昨日も報道がありましたが、いろんな外国、東南アジアを中心に、多くの特殊詐欺に関わる者が逮捕されております。こちらについては、10月から警察も体制を強化して、今まで捕まえていなかった犯人が捕まえているというような状況にございますので、警察と連携して、区もできる取組を進めていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。詳しくお伺いしました。

今年8月までで特殊詐欺は6億円の被害ということで、本当に大きい被害でございました。また、本当に若い方がそういう被害に遭っているということで、本当に悔しいといえますか、残念でございますので、ぜひ、まずは周知啓発を徹底してやっていただく取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○浅川委員長 それでは、3時になりましたので、ここで休憩に入らせていただきます。この後は3時半から始めますので、よろしくお願いいたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時30分 再開

○浅川委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、始めさせていただきます。

小林委員。

○小林委員 159ページの施設整備費のところでお伺いいたします。総括質問の答弁を受けて質問したいんですけども、シビックセンターの改修費は工事費総額の38.1%を占めるときもあれば、6.1%のこともあります。いずれにしても、約7億円から52億円が令和4年度から6年度の間に歳出されておりました。平準化と言われますけれども、平準化というのは他の公共工事との兼ね合いで何年に工事するの、するかを調整することなのかということと、費用の縮減に関しては具体的にお示してください。

○浅川委員長 寺西保全技術課長、あ、寺崎保全技術課長。失礼しました。

○寺崎保全技術課長 シビックセンターの工事費でございますが、現在策定しておりますシビックセンター改修基本計画におきまして、税抜き価格で174億、税込みですと約190億という工事を10年間でやるということで、計画を10年ほど前に策定しております。年間に割りますと、平均概算工事費が20億前後と、20億弱となりまして、なるべく、ある年に工事費が突出しないように平準化に努めて、今後も工事のほうを進めてまいりたいと考えております。

あと、費用縮減についてですが、例えば、現在、改修設計を行っております議会フロア工事なども実施設計が終わったところでございますが、引き続き、再利用できるもの、例えばこの部屋も来年度から工事に入りますが、窓にあるようなブラインドの電動ブラインド、これを撤去新設ではなくて、例えば、撤去後、手動のブラインドに変えとか、あとはブラインドの下の天板なども再利用するなど、引き続きコスト縮減に努めてまいりたいと考えております。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 私も長寿命化のための改修も必要だとは思っておりますけれども、先ほどおっしゃられたような費用、費用の縮減、縮減はとても大事だと思っていて、例えば区議会議員が使っている議会フロアについても、今、各控室に応接室あったりなかったりするんですけども、各控室に応接室はとらず、皆で共有の応接室、会議室の予約制にするとか、あと、各階に給湯室があるわけなので、瞬間湯沸器のついたシンクも、これもまたある控室とない控室もありますけれども、控室になくていいかなというふうに思っております。また、ほかの階の執務スペースのように、議会フロアの場合、人が密集しているわけではないので、OAフロアのための床の二重化も必要ありませんというのが私どもの会派の意見なんですけれども、物価高騰のこの御時世なので、費用の縮減はみんなで努力するべきだと思っております。

答弁の中では、シビック改修費が区民施設改修をひっ迫する原因にはなっていないという御答弁をいただいておりますけれども、先ほど御答弁いただいたとおり、毎年、一応20億、毎年かかっていく何十億円単位のお金なので、やっぱり高いという印象は拭えません。できるだけ費用の縮減に引き続き尽力していただきたいというふうに要望いたします。

そして、シビック全体の話ではなくて、先ほどは議会フロアだったんですけど、今度、13階の職員食堂がなくなって執務スペースになることは仕方ありませんけれども、やはり私もどこかに職員だけではなく区民も使える食事や休憩スペースが必要だと思います。ここは御答弁重なると思うので、他の委員の方と同じように要望させていただきます。

また、25階で令和6年度に行われていたスカイビューラウンジは、お酒も飲めるイベントで、交流都市によるブース出展もあり、とてもにぎわっていました。25階には飲食可能なラウンジができると思いますけれども、観光拠点化も狙っているのであれば、常設の売店なども入るのでは、入るといいのではないかなというふうに思っております。

また、これまでもよくこうした委員会で声が上がっていましたが、1階のUN Womenの事務所について、5階の会議室などのスペースに移動していただくことはできないのか、そうした検討をこれまでもされてきていたと思うんですけども、やっぱり1階は区民が自由に出入りして使える場所としてもとても貴重だと思うので、ぜひ御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 13階の職員食堂後の食事のスペースというお話ですけども、一応、こちら職員課とも協議しながら、その対応策は何かないかというところでは、13階北側に職員休憩室がございまして、そちらの1時から2時の時間帯につきましては飲食可能な取扱い

ということで、そういう取扱いにすることで、職員、職員の方々が食事をとるようなこともできるようにしてございますし、あと、3階の屋上庭園の前のベンチが置いてあるところにも、職員食堂で活用していたテーブル、椅子等を一部移設をしまして、約20人ほどが使えるようなスペースを設けて、そこは職員だけでなく一般の利用者の方も飲食、あとは読書とか、パソコンとか、そういう作業もできるような空間をつくれればということで、この館内いろいろ様々な制約がございますが、あと余裕スペースがない中で、可能なところについては対応していきたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 あと、25階の常設の売店、こちらにつきましては、5階の区民会議室の機能を基本的にそちらのほうに移すということで活用案を考えてございますが、常設という使い方ではなく、その時の、時々イベント等の中で、そういったスペースも活用、活用する中で、使用していければというふうに考えてございます。

また、1階のUN Womenにつきましても、これまで1階のところで事務所が運営されている状況でございますが、そこは今回、また新たに5年間期間更新ということで、使用貸借ということになりますが、なかなか移るにしても適地がいろいろな条件を満たすような場所がなかなか見つからないという中では、現状の場所で運営していくのが望ましいということで、そちらを使用、継続して使用することになってございます。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 少し進んだというか、やっていただけることもあるということとはとてもありがたいと思います。引き続き、区民の皆さんもシビックの庁舎内、いろいろ活用できるように、施設整備のほうを進めていっていただきたいというふうに思います。

○浅川委員長 よろしいですか。

たかはま委員。

○たかはま委員 災害対策の153ページでございます。いろんな議論を伺っていて、やっぱり普段から災害の皆様のお仕事ぶり、計画をつくって、そのとおりにやればいいというものではなくて、いろんな意見を聞きながらやっているというところに、大変、お忙しそうで、敬意を払いたいなというふうに思います。

伺いたいのは1個だけで、4の福祉避難所の訓練の取組状況について教えていただけますでしょうか。施設によって状況が違うと思うんですけども、ある程度、統一したマニュアル化がされていないと、発災時に区や地域との連携に混乱が生じるのではないかと思います

けれども、どのようになっていますでしょうか。

○浅川委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 福祉避難所でございますけども、現在、25か所、区内にございまして、福祉、社会福祉団体等と提携を結んで取り組んでいるところでございます。現在、訓練ですが、今年も8月と1月に予定しておりますが、既に25か所あるうち、残りあと8か所になる見込みで、大体約7割ほど程度終わっているところでございます。能登半島のほうの地震を受けまして、マニュアルを今年度から改定しまして、より大型の地震が近くで起きたときにどのように動くかという部分も含めた大幅な見直しを行いまして、それを基に今年度から新たな腹案訓練を実施しているところでございます。

具体的には、発災した後、これを申し上げておきますが、福祉避難所は発生した直後に開くわけではなく、中の被災状況であるとか、職員さんの出勤状況なんかを踏まえた上で、被災状況や、できるかどうかの部分も鑑みて運営するものでございまして、2日程度かかります。その中で、どうやって受入れをするかということも含めた訓練を、実際、テントを用いたりだとか、実地訓練を行うなどして、速やかな開設ができるように努めているところでございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 残りの8か所をぜひ急いでやっていただいて、そうすると、マニュアルを見直してくださったということで、新しいマニュアルにのっとった訓練という、この2周目が始まってくるのかなと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、157ページの選挙費のところ、投票所のバリアフリーの取組を伺いたいと思います。スロープの設置ですとか点字対応など、現状、様々な対応がとられているものの、移動が難しい方が車で投票所の敷地に乗りつけることができない立地上の課題は拭えません。港区では、2016年の公選法の一部改正を受けて、本年6月22日の都議選で、区役所内に共通投票所を初めて開設、112人の投票があったということでございます。本区においても原則はこれまでの投票区としつつ、お体の不自由な方向けに、シビックの期日前投票所を引き続き当日の共通投票所として開設し、利便性を向上させてはいかがでしょうか。

○浅川委員長 宮部選挙管理委員会事務局長。

○宮部選挙管理委員会事務局長 投票所のバリアフリーの関係ですけども、当日の投票所につきましては、毎選挙終わるごとに、選挙の責任者から意見を聴取しまして、障害をお持ちの方とか、それから高齢によりちょっと歩行が難しくなっている方とか、そういった方がどの

ような、何というんですかね、投票所でスムーズに投票できなかったかどうかとか、そういったことをアンケートを返してもらって、それを次の選挙のときに生かして設営に生かしていくというようなことで、いろいろスロープがなかったところにスロープをつけたりとか、あとは学校の門扉のレールのところにちょっとつまずいた方がいらっしゃれば、そこにゴムのゴム製のマットを敷いて歩きやすくするとか、そういったことをこれまでも積み重ねてきておりました。

今、お尋ねの共通投票所でございますけども、こちらは平成28年の4月の公選法の改正によりまして、投票区を指定しないで、どこでも投票できるというような仕組みの共通投票所というのが設置が可能になりまして、昨年の10月現在で、18都道府県に217か所、そういった共通投票所が設置されたというのが総務省のほうのデータのほうで確認できるんですけども、都内では、今、委員おっしゃいましたとおり、港区がこの都議選から共通投票所を試行的な取組として、区役所のところに一つ設置したというようなことでございます。そちらはまだ試行的と申しますのは、共通投票所が設置されているのが結構地方でありまして、地方のほうでもいろんな課題に対して共通投票所等を導入するというようなことなんですけども、ある例では、共通投票所にする代わりに、今まであった投票所を半分にして、その分ちょっと移動が難しくなった方にはバスとかの送迎で対応するというようなことで、投票所を半減するような形での導入というところも結構見られます。これはなぜかと申しますと、一時的には、やはり何というんですかね、投票所の何というんですかね、立会人とか、管理者とか、そういった人的な配置もいろいろ課題になってきているというようなこともありまして、そういったことをいろいろ、もろもろ解消するために、そういったことを導入しているというようなケースもあります。

ですので、この共通投票所を整備するに当たっては、港区の例ではアナログで電話回線で指定の投票所に投票、有権者がですね、共通投票所に来た方が投票していないかというのを確認をするというような作業を入れてアナログ的にやったということなんですけども、これを全投票所に共通投票所としてやるには、やっぱりネットワークをつなげないと難しいというような話であります。港区も、すぐに全部を共通投票所にするわけではなく、まず、この試行的な取組をいろいろ積み重ねて、課題を整理して、導入するのかやめるのかとか、そういうところも含めて検討したいということですので、そういった情報は23区の選管の局長会とかでも今後共有されていきますので、そういったことを注視しながら慎重に考えていくものなのかなというふうに考えてございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 御答弁いただいた中で、港区の取組を取り上げて、そのような形でやってはどうかという話だったわけで、その中では、港区では投票所を減らすことは全く前提としてない、1か所、区役所に設けるといったような趣向だったかと思うので、本区で開設してほしいって言った中では、代わりに投票所を集約するというものでは全くないことはしっかり伝えておきたいなというふうに思いますし、実際の運用で、電話での確認というのは、入場整理券を持参されてない方だったかと思うんですけれども、そういった形で、港区の事例が、文京区でももちろんやることに対してはデメリットはあると思うんですけれども、車でないと移動が難しいよという区民の方に対しての投票の機会の平等という観点から、少し前向きに情報収集をしていただきたいというのが私の提案でございましたので、そのように受け止めていただければと思います。

次が、159……。

（「関連」と言う人あり）

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 今、たかはま委員がおっしゃった選挙のところで、期日前投票で広げるというのもおっしゃるとおりで、あと、2016年の改正公職選挙法で、大型のショッピングモールであるとか、あと駅などでも投票所が開設できるようになっております。私だけじゃなくて、ほかの委員の方も、それから昨年度も一昨年度も、ほかの委員の方も駅での投票所の設営を申されているので、それについては、ぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思っています。試験的導入でもいいんです。例えば、シビック近くの後樂園でも春日でもいいですし、乗降者数の多い本郷三丁目でも茗荷谷でもいいんですけど、どっかから駅でというのは、まあ、大きいショッピングモールがなかなかないので、商店街、商業施設というのはなかなかないかもしれないんですけど、そういったところでの新設の投票所についてはいかがでしょう。

○浅川委員長 宮部選挙管理委員会事務局長。

○宮部選挙管理委員会事務局長 投票所につきましては、増設等を考えていくときに、有権者の数もありますけども、投票所に従事していただいている立会人の方ですとか、管理者も含めて、そういった人的なことと、あと、場所もですね、やはり予定選挙もありますけども、衆議院みたいに解散があつてすぐに投票所を用意しなくちゃいけないというようなときにも必ず確保できるような場所というような観点とか、いろいろなことを総合的に考えて、設置

について考えていかなくちゃいけないということでございますので、これまでも委員おっしゃるとおり、期日前投票所の増設についていろいろ御意見等いただいているところですが、今すぐにですね、何というんですかね、増設をしないと、何というんですか、投票に関して、期日前投票に関して物すごい支障を来しているとか、そういったことが今のところはまだそこまでには至っていないのかなというふうにも思っておりますが、引き続き、そういった動向も注視しながら、増設については検討を進めていきたいというふうに思っております。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 なかなか後ろ向きな御答弁でございましたけども、やっぱり選挙に行って投票率を上げようというキャンペーンはされているわけですよね、常に。それは我々も拝見しているし、明るい選挙委員会の皆さんも活動されているし、実際、文京区の皆さんが投票率が高いというのは御存じのとおりだと思うんですけども、やっぱりその投票率上げようというのであれば、利便性高く、どこでもできるようにしよう、それを積極的に前向きにやっ払いこうという姿勢があつてほしかったなというふうに思います。

昔のデータなんですけども、投票所までの距離と投票率という、ちょっとデータ、2017年のデータなんですけども、5分未満ですと79%ぐらいの方が行きたい、もしくは行くというふうにお答えになるんですが、投票所が10分だと73%、20分未満だと64%、20分以上だと62%にその気持ちが落ちていくということがあつて、文京区のような都心区だと、なかなか御自身の御自宅から投票所まで20分以上かかることはないかとは思いますが、これが期日前であると、なかなかちょっと、当日は行けないから期日前行こうかなと思つても、場所がない、ちょっと過ぎるからやめておこうってなりかねないので、それについては、ちょっと新しいところの開拓の研究なりはしていただきたいなというふうに思つて、終わります。ありがとうございます。

すいません。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 のぐち委員と同意見でございます。

119ページの施設管理費のシビックセンター経費の中に入っているものだと思うんですけども、現在、人件費高騰の中でも行政需要が拡大しておりまして、一層、この建物のセキュリティを高めていかなくてはいけないと。そこで、東京都庁ですとか、今年に入って国分寺市に導入されているように、警備巡回のロボ、導入してみたいかでしょうか。その代わり、一概に人員を減らすべきだという主張ではないんですけども、単純な警備は機械に

任せて、より対面で行うべき案内業務等に振り分けていただいたほうが、より来庁者にとっても利便性が高まるのではないかなと思います。

それから、161ページの施設管理費、24番、プールの屋根、改修していただいたんですけども、今でも使えない手すりがあったり、ああ、ごめんなさい、手洗いがあったり、手すりがさびていたり、シャワー室の老朽化が見られると。この認識の有無と、あとは指定管理の都合で責任の所在をお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 阿部施設管理課長。

○阿部施設管理課長 今、委員御提案の警備ロボにつきましては、私ども、現状では、まだ人的な対応ということで、警備員が巡回をしながら、場合によっては、そういったいろんな事象を発見した際には急行するとか、そういう臨機応変の対応でこの施設の安全性を確保しているところでございます。そういった他自治体の取組につきましては、引き続き、こちらとしても検討してまいりたいというふうに考えております。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 総合体育館についての御指摘ですけれども、総合体育館は竣工から13年ほど、もう既に建っておりまして、いろいろな経年劣化による機器等の能力の低下ですとか、あとはそういった劣化というものがいろいろな場面で出始めているという認識でございます。カビ等に関しては、いろいろな原因が複合しておりますので、一概にこれという原因、一つにはなりませんけれども、当初、設計のときに想定していたものから、いろんなそういった機器の能力が下がっているですとか、あとはこういった気候変動による暑さですとか、あとは設定、想定していた使い方と違う部分があるとか、いろいろな原因が複合しているものと認識をしております。

○浅川委員長 長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長 指定管理との責任の分界点というお話でございます。建物の本体につきましては、区の建築物でございますので、ハード面については区のほうで修繕工事を今後行っていく予定としてございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 例として挙げた手すりですとか手洗いだとか、あとシャワー室、そのあたりの老朽化を直すのは区だということで間違いないでしょうか。

それから、今回、決算委員会の視察で、できればプールを見たかったんですけども、なかなかその営業中だとか、そういったような事情で見ることができなかった。我々議員は区

民でもありますから、いろんな施設を見て回って、それから、皆さんから御意見を伺って、そういったところを皆さんにお伝えして、ここ課題があるんじゃないですかという議論を今までもお伝えしてまいりましたし、これからはしっかりお伝えして、よりよい施設管理に寄与できればなというふうに思っております。御答弁をお願いします。

○浅川委員長 長塚アカデミー推進部長。

○長塚アカデミー推進部長 申し訳ございません。手すり等でございますけれども、やはり先ほど課長のほうから御答弁申し上げたとおり、建設当時からかなり年数もたっております。日々の清掃の中でさび落とし等はしているところではございますが、経年の中で取りきれない部分も発生しております。こうしたものについては、一定、やむを得ないという言葉が正しいかどうかは分かりませんが、できる限りの清掃は行っていくと。それは、指定管理者のほうで清掃を行っていくという形になります。それでも間に合わず、間に合わなくなった際、最終的な部分については改修という形になっていくという流れでございます。

○浅川委員長 よろしいですか。

続きまして、金子委員。

○金子委員 最初に、その施設管理費の158、159、ちょっと全体に関わることで総括で聞きました。環境配慮型のコンクリート型枠合板の活用について聞いた答弁ですね、チェックリストの提出を求めているという答弁でしたけども、提出は受けているんですか。

○浅川委員長 大畑整備技術課長。

○大畑整備技術課長 工事完了時等において提出を受けております。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 じゃ、それはまた後で確認していきたいと思います。

159のところで、シビック改修費について聞きます。決算額で出してほしいんですけども、令和6年、令和5年と合わせてですね、5年、6年の決算額、シビック改修費のね。これは従来から言っているとおり、工事費だけではなくて、工事費は税込み、設計料を含む、それから実施支援ということは、ずっと数千万、数千万というのは2,000万とか3,000万が毎年ついているんで、それも含めて、5年、6年の決算額、言ってください。

○浅川委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 設計委託費も含めた工事費でございますが、令和5年度の執行額は約7億4,600万円、令和6年度は約13億6,900万円となります。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 そうするとね、平準化という問題、私たちも予算委員会で聞きましたけども、令和5年は7億4,000、令和6年は13億6,000、で、7年度の当初額ですけど、20億9,000ぐらいになっているわけですよ。だから平準化っていったって、まあ、倍々ゲームとは言わないけども、それに近いぐらいの、この3年の推移だけ見てもなっていると、平準化というのができてないということが明らかになり、174億、もしくは190億、設計料も含めれば200億というて始まった10年計画が、これで来年度以降、議会棟で30億6,000かかるというふうな話になって報告聞いているので、これで、もう200億に達するということなんですよ。報告が、改修計画の見直しは2月議会だっている、それ私とんでもない話だと思うんでね、11月、今の議会でも最終日に委員会やったらどうですかというようなぐらいな思いであります。

それで、それは指摘をしておきながら、今日聞きたいのはですね、シビックセンターの法令適合性について聞きます。この点については、率直に言って既存不適格建築物になっているということが言えるというふうに思います。

それで、具体的に聞きます。シビックセンターのアトリウムの屋根、この真ん中の吹き抜けの屋根ですよ、屋根が鉄骨、アルミサッシ、網入りガラスで構成されているというふうに思います。これは建築基準法施行令107条の耐火構造、屋根は30分以上の耐火性能が必要ですけども、これを満たしていますか。それから、庁舎のエントランスの屋根、これ低層部のほうの光庭の一番底のところに屋根がありますよね。これも鉄骨、アルミサッシ、網入りガラスで構成されていると。これも同様に、建築基準法施行令107条の耐火構造、屋根は30分以上の耐火性能が必要と、これ満たしているのかどうかという点をお答えいただきたい。それから、アトリウムについて、防煙区画面積が1,000平米です、現状はね。それで、これは建築基準法施行令126条の3、防煙区画面積、これは床面積が500平米以内ごとに防煙壁で区画するという基準になっておりますが、これを満たしていますか、それぞれ。

○浅川委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 ただいま委員御指摘の屋根の30分耐火、これは現行の使用規程であります耐火構造の基準は満たしておりません。また、防煙区画でございますが、これも500平米ごとに計画されていないために、満たしていないというのは事実でございます。ただ……。

（「それでいいです」と言う人あり）

○浅川委員長 よろしいですか。答弁の途中ですけど。

○寺崎保全技術課長 シビックセンターの防災計画でございますが、建築基準法旧第38条の大臣認定を取得しておりまして、計算により安全性を確認し、第三者機関からも認証を取得し

ております。当時の建築基準法が要求しております安全基準を満たしております、旧大臣認定の中で十分防火性能は確認されており、現在、既存不適格という位置づけではございますが、それをもって直ちに危険な建築物ではないと考えております。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 それは直ちに危険だと困るんですけどね、第三者認定を受けるって言いますけども、それは日本建築センターへの確認を行ったんですか。防災計画上の安全性の確認というのは、どのように具体的にされているのか。つまり、この耐火性能が確認されていないと、今の基準でね。それは、かつての竣工時、竣工前に取った大臣認定の枠は満たしているよということでしょう。だから、シビックへの来庁者がとか、働いている人とか、うちらもいてですね、26階から地下の2階までいろんな層に全部人がいると。それぞれ逃げる時間とか避難時間とか違うと思うんですよ。そうしたら、この30分以内に耐火性能がないということであれば、30分以内に避難が完了するということについて、その第三者の何か確認取れているんですか、いないのか。どちらですか。

○浅川委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 当時の設計時におきましては、日本建築センターより、防災計画の技術評価を受けております。当時の計算書は詳しくは確認はしておりませんが、在館者の人数や建築物の仕様、火災の延焼モデルなど複雑な計算を実施しております、何分で在館者が避難できるかというのは計算書を確認しないと不明ではございますが、在館者が火災による、失礼しました、火災による建物の損傷よりも早く在館者が避難できることを計算にも考慮しているものと認識しております。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 今の答弁だと、当時のというんでしょう。当時の書類を確認したんですか。今、していないという答弁でしょう。だから、今、今のことを聞いているんです、今のこと。今、確認しないということでもいいんですね、そうしたら。

○浅川委員長 寺崎保全技術課長。

○寺崎保全技術課長 当時の防災計画書は保管されておまして、十分に第三者機関からも安全性は確認されており、既存不適格という位置づけではございますが、当時の建築基準法が満たします安全性能は確保されているものと認識しております。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 それは当時のものを確認していないわけでしょう。そのときの大臣認定は受けてい

るよという説明にとどまっているんですよ。それでね、30分以内、30分たつと防火性能がないんだ、耐火性能がないんだから、鉄骨とかアルミとか網ガラスが、多分、焼け落ちるとか壊れるという、性能上はですよ、実際どうなるか分かりませんよ、性能上はそういうふうになっているということで、それは私は庁舎というのは、何ですか、絶対壊れちゃいけないと、絶対ということはありませんけども、いろんな来庁者があると。それから、災害対応についてもいろんなフェーズを考えなければいけないと。国民保護措置、私たち意見留保したけど、ミサイルの訓練なんかもありましたよね。この建物ね。そういうときのことも考えて、耐火性能がなくて、もう31年以上、31年前の大臣認定の書類引っくり返さないとよく確かめられないみたいな話になっているという、その建物に200億円以上少なくともこれかかる大規模改修について、全く中間報告もなく突き進んでいくと。こういう改修計画というのは全く承認できない。そして、30億円以上かかる議会フロアについても、いろんな意見も出ていますけども、私たちもこのまま進むということは全く承知できないということを指摘しておきたいと思います。

○浅川委員長 それでは……。

（「聞いてない。聞いてないんだから、終わった……」と
言う人あり）

○浅川委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 建築基準法の規定についての御質問なので補足させていただきます。

まず、現行のシビックセンターは、法令適合して……。

（発言する人あり）

○浅川委員長 静かに聞きましょう。

○鵜沼都市計画部長 聞いてください。

（「聞いてますよ」と言う人あり）

○鵜沼都市計画部長 法令には適合しておりまして、先ほどの答弁の中で既存不適格のような発言がございましたが、法適合の建物です。ただ、答弁の中での説明を少し詳細に答えますと、仕様規定上の耐火被覆はございませんが、性能規定上の防災評定を受けて、その上に大臣認定を受けておりますので、その大臣認定は現行も適法に有効である旨は間違いなく確認しているところでございます。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 既存不適格というのは答弁であり、私、違法とは一言も言っておりません。

以上。

○浅川委員長 それでは、吉村委員。

○吉村委員 私からは、155ページの15、A E D、自動体外式除細動器の管理の部分について質問させていただきます。

先ほど、宮崎委員もちょっと質問しておりましたけれども、24時間使用可能なA E Dの設置ということで、令和6年度には文京区のファミリーマートにA E Dを設置していただきました。コンビニエンスストアへのA E Dの設置については、私も、自身も初当選後初めての本会議一般質問でも要望させていただいて、その後も何度も質問を重ねさせていただいておりました。ファミリーマートへの設置により、24時間使用可能なA E Dの個数を増やすことができたこと、評価しております。

令和6年度よりファミリーマートにA E Dを設置させていただいておりますけれども、その使用された例があるのでしょうかという点と、また、区民からの声などが来ていたら教えてくださいという点、教えてください。

それとですね、今後はファミリーマート以外のコンビニエンスストアの設置についても、本社等と協議を重ね実現をしていただきたい、将来的には実現をしていただきたいと思っているんですけれども、区のお考えをお聞かせください。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 24時間利用可能なA E Dにつきましては、昨年度、ファミマとの協定というところで拡充を図ったというところでございます。これまでファミマ、ファミリーマートのほうのA E Dが使われたというような実績はございませんで、特に区民の方からも、何か声があるというようなところは我々のところには今のところ届いていないというような状況です。

あと、ほかのコンビニエへの拡大というところですが、昨年度、このファミリーマートに26台を拡大しまして、さらに今年度、区立小・中学校のほうに配置をしているというところで、また、あと区内に警察、消防など、24時間使えるというところも含めると、今、区内で93台というところで、大分面的にもカバーできているというようなところ。あと、コンビニエンスストア、どうしても大通り沿いに店舗が集中するというような、地域偏在というところもありまして、新たにコンビニエンスストアとの協定を今後すぐ締結するという予定はございませんけれども、そのほかマンションの設置助成なんかも併せてやっておりますので、そちらの利用促進を図りながら、なるべく我々のほうも住民主体の取組によ

る設置拡大というところには期待をしていきたいと考えております。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、実績、別にAEDは設置をして、いつでも使える状態にしておくのが重要ですので、実際に使用している数が1かゼロかなんていうところは私は問題にはしていないんですけれども、使用していないという状況というのは、それはそれでいいことなので、いつでも使える状況でメンテナンスも続けていただければ思っておりますし、あと、区民からの声なんですけれども、私自身が応急手当指導員というもので上級救命講習とかを開講することがあるんですけれども、そういったときにはAEDの設置場所とかをよく聞かれますので、コンビニにも置き、あ、ファミリーマートにも置き始めましたとか言うと、皆さん、そうなんだと言っていただいたりもしますので、そして、ファミリーマートの設置した1店舗のオーナーさんともお話ししたときにも、そこにあるということは、地域の方からそのオーナーさんも、お祭りのときとかに何かあったらそのコンビニ駆けつければいいのかということで、喜ばれていますということはおっしゃっていたので、そういった声があるということは、設置した価値、意義があったのかなと私は思っております。

そして、今後のコンビニエンスストアですけれども、確かに大通り沿いで地域偏在はしてしまうかもしれませんので、マンションの設置助成の話も今言っておられましたけれども、予算をつけて、そういったマンションの設置の際には、24時間使用可能な、誰でも使用可能なAEDを設置するときは助成しますというような事業も展開していただいて、それで設置されたマンションも幾つか存在していて、それも24時間使用可能なAED情報としてマップとかにも落とし込んでいただくようにもお願いもしているところですので、そういった、今93台が区が把握して管理ができる、管理というか、区が今現在ちゃんと使用できる状況であるというAEDを確認できているということですので、引き続きAEDの設置については尽力をしていただければと思っておりますが、また、AED情報が掲載されたマップについてなんですけれども、まず、令和7年4月に防災地図が改定されておりまして、AED設置場所が追加されております。私もそれ拝見いたしましたけれども、AED設置場所として、以前よりもかなり多くの記載がなされておりまして、設置に向けた御努力のたまものであると感じ、思いましたし、私自身も防災マップにAED情報をとすることは何度も質問させていただいていたところですので、うれしく思っております。

さらには、文京、あ、それで、ホームページの防災地図各種ハザードマップというページ

ですと、令和6年3月発行版って書いてあったんですけど、多分、クリックしたら令和7年4月版って書いてあったので、そこはちょっと修正しておいていただきたいところではあるんですけども、それはそれとして、さらには、文京区のホームページに文京区AEDマップというのが掲載されました。以前はですね、文京区AED設置情報が表で掲載されていて、しかも数もすごい少なかったですよ。なので、このマップなんですけれども、私も拝見したところ、24時間利用可能なAEDを赤色、そして、施設開館時間のみの利用可能なAEDは青色で掲載されておりまして、クリックすると、さらにグーグルマップの詳細情報まで飛ぶということです。AEDを使用する場面では時間との勝負というところもございますので、このようなマップを作成して、場所が分かりやすく掲載されているというのは非常に重要な取組であると言えますし、評価しております。

このマップなんですけれども、一つ言うと、文京区のホームページの例えばトップページの目立つ位置等にバナーを設置していただいたほうが、より多くの区民が見るのではないかなとちょっと私は思っておりますし、平時より、自分の生活圏内のどこにAEDがあるのかというのは実際見ておくことも重要です。それが非常時の行動にもつながると思いますので、目に留まるところにAEDの掲載情報、あ、設置情報ですかね、があるということが大切であると考えております。

文京区の防災ポータルサイトのトップページにもそういったAED情報のこのマップ、せっかく何かこんなに素晴らしいものを、しかも区がちゃんと把握できている状況のこういったAEDマップは私もずっと必要であると訴えさせてというか要望させていただいておりましたので、こういった素晴らしいものができているので、そういった目立つところに設置を、設置というか、バナーの設置というか、リンクを張っていただければありがたいんですけども、いかがでしょうか。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 AEDの設置場所につきましては、区が設置するものも含めて、今、御紹介いただいたようなAEDマップも自前で作りまして、より分かりやすい周知に努めております。また、区立の小・中学校の校門というところも、やはり地域の中で、やはり直感的に分かるというような意味合いもあって、学校というようにところに設置をさせていただいたというところがございます。

今後、いただいた御意見なんかも含めまして、ホームページだとかポータルのほうで分かりやすい周知・啓発に努めてまいります。

○浅川委員長 よろしいですか。

では、名取委員。

○名取委員 私もちっと防災のところで三つぐらいちっと聞きたいんですが、まず初めに中学生の、どこだっけ、これだ、ジュニア救命講習ってやつですね、155ページ。これ、先ほどちっと聞いたんですけども、小学校4年生と中学校2年生で学校で防災宿泊やっているイベントとはまた違うイベントですということで、あちらについては教育のところでちっと聞きたいかなと思っているんですが、こちらのジュニア救命講習ですね、今、年間どのくらいの中学生在受講されているのか、ちっと最初にお聞きしたいんですが。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 ジュニア救命講習につきましては、区立の中学校の一つの学年を対象に救命救急講習を実施するというものでございます。昨年度でいうと、4校から申込みがありまして、受講された生徒の人数は235人というふうになっています。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。年間大体そのぐらいの予算は組んで、230人とかは受けられるよというようなイメージをされていらっしゃるわけですね。

中学生ってすごく、これは何回もこの場でもお話ししたことあるんですけども、本当に子どもが学校に行っている時間に発災したときに、もちろん、子どもたちの安全というのは第一なんですけど、地元で動ける若い子というのは、やっぱり高校生以上だとそれぞれの学校行っていますしね、昼間いないんで、地元の中学生というのは非常に大きな力になるのかなというのは実感しています。こういった子たちがこういう救命講習なり救命のいろはのいの字を学んでおくというのは、絶対地域のためのもちろん力にもなるし、重大な重要な戦力にもなるのかなと思っています。もちろん、大きくなっても忘れないところがありますし、ぜひこれはもっと拡充するなり、できれば、いろんな機会を捉えて、こういった子どもたちにもっと救命講習というのをやっていっていただきながら、ほかの防災の知識などもぜひ広めてほしいなと思いますので、これは前向きにやっていっていただきたいなと思っています。

あとは、去年まで災害対策に私も委員としていまして、そこでいわゆるスフィア基準という基準に対して、避難所の定員の見直しをしていかなくちやいけない、快適、快適といふかな、最低限必要な面積等が、今度、国際基準で変わったものに対して、区としてこれを、今、基準を見直している最中だというふうに答えはいただいているんですけども、いつ頃出るのかなということで、その数字が出たときに、今まで想定していた避難所の人数ではない、

より少ない人数になるのかなというふうに思うんですけども、そのときの対応とか、いわゆる見直しですね、というのをいつ頃までに、スケジュール感というのがどういうふうになっているのかなというのを、まず、1点お聞きしたいんですけども。

○浅川委員長 齊藤防災危機管理課長。

○齊藤防災危機管理課長 まず、中学生の力をどうやって育成していくかというところですけども、このジュニア救命講習に限らず、我々のほうも学校で行う学校宿泊体験に協力はさせていただいておりますし、また、中学生向けの防災ガイドをもつくっていたりですとか、あと、よく見かけるのは地域の防災訓練で、その学校の生徒さんがボランティアに参加されているような姿も見ておりますので、我々もいろいろな機会を捉えて、そういった中学生世代の子たちにもしっかり啓発は進めていきたいと考えております。

また、スフィア基準につきましては、現在、避難所運営ガイドラインの改定に当たって、改めて都が将来的に目指す基準とされたスフィア基準に基づいて、避難所となる区立の小・中学校の最新の図面であったり、必要に応じて現地を見たりしながら、避難スペースの再確認を行っているというところでございます。国際基準に準拠した収容率も含めて、数値の確認作業を現在行っていて、結果については、大体、この後、11月頃をめどにお示しできるようにですね、今、検討を進めているというところでございます。この後、ガイドライン自体は、どうしても東京都の検討状況も含めて、来年度にもまたがるような形にはなりますけれども、今、具体的な数値というのは難しいですけども、やはり理屈的に、やはりゆとりを持たせた収容率ということになると、全ての、想定される全ての避難所、避難者に対して新たな国際基準を適用するということは、物理的にはなかなか困難な状況かなというふうには考えております。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 そういう形になってくるとね、また、区が最近盛んに推奨している、いわゆる在宅避難というところの重要性というのはますます増してくるのかなと思いますので、そのあたりをぜひですね、告知を今もたくさんやっただいていいるのは十分承知していますけども、より発信をしていただければいいのかなというふうに感じていますので、よろしく願いいたします。

これは先ほど、最後に、最後に先ほど白石委員からもありましたけども、ドローンの活用ということをね。答弁は要らないですよ。さっきと同じ答弁になるのは分かっていますからね。ただ、区としてこういった最新の技術なり免許なりというのをね、外注だけに頼らない

で、ぜひ自前でね、何人かの方は免許を取ってもらって、どんどんドローンの機種自体も、一回、去年かな、災害対策でドローンの実物を見て、実演も見させてもらいましたけれども、どんどん進化していますし、どんどん小型化しているし、値段も安価なものも出始めていますので、ぜひ区で自前で用意するようなイメージをとってもらって、いざというときには対応できるような仕組みをぜひ考えてほしいなと思いますので、前向きにぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、以上で、2款総務費の3項徴税費から7項施設管理費までの質疑を終了させていただきます。

理事者の移動がございますので、少々お待ちください。

では、この時間を使いまして、続きましての3款区民費の質疑に入ります。

主要施設の、あ、施策の成果の160ページから175ページ、160ページから175ページまでの部分です。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

チェックをしておりますので、少し長めにお願いしたいと思います。

ありがとうございました。移動が終わりましたら始めますので、よろしくお願いします。

それでは、小林委員。

○小林委員 私は、163ページのコミュニティバス運行公共交通システム導入可能性調査のことで伺いたいと思います。バスの運転手不足は深刻で、ついに都バスですらも新宿駅や品川駅発着の19路線、206便の減便を決めました。区もBーぐるの運行を維持してもらうために7%の人件費補助を続けていますけれども、減便維持が精いっぱいだと聞いていますが、今後の運営の見通しを伺います。

○浅川委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 今、委員お話あったとおり、この今、Bーぐるにつきましては、運転士の不足というところを、とても我々としても、そこをどうこれから強化していくかということで、毎年7%の賃金の補助を今しているところでございます。現状、今、日曜日の便につきましては、減便という形で対応させていただいておりますが、そこは運転士の安定ができ次第、元に戻したいとは思っておりますが、今、現状、なかなか運転士の確保が難しいというのが続いておりますので、引き続き、我々もそういった補助をして支援してまいりたいというふ

うに考えてございます。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。

続きまして、公共交通システム導入可能性調査の結果、何だろう、Bーぐるではなくオンデマンドの可能性が有力になってきているように調査結果を見ると思われますけれども、検討はどこまで進んでいるのか。また、今後、実証実験などはいつ、どのように行われるのか、伺います。

○浅川委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 昨年ですね、調査のほういたしまして、その中には、例えばBーぐるであるとか、あと、定時路線型乗り合いタクシーであるとか、デマンド型乗り合いタクシー、また、グリーンスローモビリティなど、そういったものも候補として挙げさせていただいた中で、基本的にはBーぐるの比率が高いんですけども、それと同じぐらい乗り合いタクシーの比率も多かったという実績になってございます。現状につきましては、実証実験をするために、今、各事業者と話し合いをして、実現可能なものは何かどうかも含めて、今、話を進めております。来年度、実証実験にそこでできればというところで、今、進めているところでございます。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。バスの運転手不足については、もはや区だけではなく都心部全体の問題です。また、運転手の確保や処遇改善については、Bーぐるの事業者がかぶっている近隣地区だけではなく、23区、そして都も交えて、国レベルで話し合う時期に来ているのではないかと思います。ぜひ都や国に要望を上げていただき、抜本的な処遇改善を行うべきだと、こちらは要望したいと思います。

また、特に、これまでもBーぐる第4路線求めてくるに当たりまして、千川通りの上60は、既に都バスも1時間に一本、あ、1便しか走ってないからこそ、Bーぐる第4路線求めていたわけなんですけれども、都バスが走っているからBーぐるは要らないというふうに言われてきたわけなんです。ただし、大型の都バス——あ、すいません。しかし、小型のBーぐるとか、さらに乗り合いタクシーとか小型のもの、オンデマンドとか、だからこそできる役割分担をすれば、住宅街の細い道も走らせることができますし、坂道を上することもできるわけです。また、終点もシビックではなく最寄りの駅などにすればいいと思いますし、例えば短いルートの運行にしたらバス運転手の拘束時間も短くなって、女性の運転手が増えるきっ

かけになるかもしれません。実験では、ぜひそうした可能性も探っていただきたいというふうに思います。

そして、大塚・千石・白山の交通不便地域で困っている高齢者の方たちの足の確保をできるだけ早く実現していただきたいというふうに要望いたします。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 今回の御質疑と全く同じ内容でございましたので、関連させていただきました。

新しい交通手段の導入の可能性の実証実験となると、AIオンデマンドとか新しい技術という方向性になるのかなと私は推測しておりまして、ただ、そうではなくて、狭隘な道をBーぐるが通せないかといったところで、これまでの区の答弁では、狭隘な道があるので難しいというところですけども、ちょうどトヨタが発売したe-PaletteというEVの車両があって、17人乗りなんですね。これ私が載っているハイエースのワゴンと、ちょっと幅が手のひら1枚分ぐらい広いぐらいなので、走るならできるかなというところで考えておりますので、そうすると、今の事業者さんがこのバスで走らせていただくということも可能なのではないかなといったところは、ちょっと検討をしていただければなというふうに思います。

一方で、交通不便地域解消のために定時路線を設けるということ、区民の方からも要望はいただいておりますけれども、停留所が設置されるのであれば、このドア・ツー・ドアの利便性の向上というのは効果は限られてくるかなというのが私の考えでございます。ですので、以前から提案してきたAIオンデマンド交通の試験導入はいち早くやっていただきたいといったところは変わらない立場でございますが、近隣だと新宿や杉並で実証実験を行っていただけますけれども、なかなか文京区でこれまで進まなかったといったところは、どんなふうに事業者さんと連携を図ってきたのかお伺いできますでしょうか。

○浅川委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 以前はですね、こういった形のを進めていくかというところで様々なものを確認していたところでございますけれども、今回は、ここをさらに今絞って対応していきますので、今後、事業者さんも含めて、こういった形だったら実現可能なのか、実証実験できるのかということも、今、進めております。それをですね、当然、今の事業者だけでなく、複数の事業者にお声がけをして、その中で何ができるのかというところを、今、進めておりますので、来年度、そういった形で実証実験ができればいいんですけども、それでもなかなか難しい事情もあるかもしれないので、その辺は我々が思っているものと、事業者さんがどういうふうに捉えるかというところで、多少の開きが出てくると思いますので、そうい

ったところの差も埋めながら、実証実験のほうに進めてまいりたいというふうに考えています。

○浅川委員長 よろしいですか。小林委員はよろしいですか。

それでは、続きまして、田中委員。

○田中（香）委員 167ページの不忍通りふれあい館の関係経費なんですけれども、最近、ふれあい……。

○浅川委員長 マイク。

○田中（香）委員 あ、ごめんなさい。ふれあい館もやはり老朽化が進んでおりまして、ぽこぽこ、空調をはじめ、不具合が出ているんですけども、大事に使っているところです。早く改修ができるといいなと思っております。しかし、この、これから非常にありがたいと思う機能がトイレにありまして、温かい便座を入れていただいております。ふれあい館だけではなくて、今、どこの交流館も、また、地域活動センターも、温座便座にしているというふうに認識しております。これは非常に高齢者をはじめ喜ばれております。しかし、ふれあい館で、一定期間、ずっとその便座になっていなくて、どうして冷たいままなのということで、調べましたら、電源が抜かれていたというような状況がありました。こういった機能がせっかくあるのに、そういった点検ということを怠っていたということではないと思うんですけども、そういった点検ということをやっていただきたいなということは、細かい話なんですけど、お願いをしておきたいというふうに思います。

そしてまた、三つが、例えば三つあったとしたら、三つが三つ全て温かい便座ということではなくて、一部だけなんですよね。その便座が温かい便座なんですよという表記をふれあい館にはしていただいて、すぐに対応していただいたんですが、ほかの館にもぜひそれはお願いをしたいというふうに思います。

それから、169ページのスポーツ施設、これキャッシュレス化の話を、この間、やってまいりましたが、スポーツセンターや総合体育館は指定管理が運営してくださっているということで、こういった施設でキャッシュレス化を進めていくには、業務水準書などのようなところに、利用料金はキャッシュレスにできますかとか、してくださいねというような、そういったことを進めていくことが必要なのかなということと、それから、二つ目に、夏の子どもたちの遊び場が欲しいということで、学校や様々なところに呼びかけてまいりましたが、けれども、総合的にこのスポーツ施設のところにも、ぜひ活用の幅を広げていただきたいというふうに思います。

端的にお答えいただければうれしいです。

○浅川委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 ふれあい館のトイレの件につきましては、そういった電源がついている、ついていないというところも、通常の清掃とか館内を見ていく中で気づくことだと思いますので、そちらのほうは、今後、適切に対応するように、指導のほうも含めてしたいと思っております。また、ほかの施設につきましても、そういう表示であればすぐ対応できることだと思いますので、そういった方向性で対応してまいります。

○浅川委員長 矢部スポーツ振興課長。

○矢部スポーツ振興課長 次に、スポーツ施設におけるキャッシュレス化の件なんですけれども、こちら、今、実際利用している利用者懇談会であるとか現場のほうからは、そこまで今現状では要望は上がってない状況でございます。ただ、今後、要望が上がるようであれば、指定管理者とも協議しながら、対応については考えてまいりたいというふうに思います。

（「一言だけいいですか」と言う人あり）

○浅川委員長 はい。

○田中（香）委員 実は若者会議でこの話は出て、それは区長要望にもさせていただいたし、所管にもお伝えしていると思いますので、一定いるということで認識をしていただければというふうに思います。

あと、木村課長には温かい御答弁いただきました。ぜひ進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、浅田委員。

○浅田委員 163ページの山村体験宿泊施設事業というのがあります。これ、非常に実際に参加された方から好評というか、よかったよという声をいただいています。ぜひ拡充をお願いしたいと思うんですが、じゃあ、どういう拡充かというと、一番ここのメインは、まず、田植と稲刈りがメインになって、それを、やまびこ荘に宿泊してというふうになっていると思うんですよね。それ自体も都市部のこの文京区、本当に都会の文京区にお住まいの方が行くというのは非常に経験のないことでね、意味のあることだと思うんですけれども、そういうことを経験する、非常に意味があるし、それから、何というのかな、特に子どもたちも一緒に参加されている家庭の方からは好評いただいているんですよね。この辺については、もっと拡充してほしいなというのがあるんです。

例えばということ言いますとね、春だったら山菜取りであるとか、あるいは、夏だったら、何だ、朝採り野菜、夏野菜朝採りとか、実はね、私も体験させていただいたんですよ、あそここのところに行ってね。そういうのとか、秋だったら芋掘りだとか、山の栗だとか等々あると思う。例えばそういうのに参加させていただくというふうにすれば、もうちょっと枠が広がっていくんじゃないかと思うんですが、この辺いかがでしょうか。

○浅川委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 特にですね、田植は物すごく人気なんですね。すごく大きな一応畑を所有しているんですけども、そこで、そういった体験をしていただくというのはすごく人気で、これは抽せんになるほどのものになっています。また、夏場については、山ちょっと登っていったところ湖があるんですけども、そこでカヌー体験ですとか、そういったものもやっていて、そこもかなり人気になっています。当然ですね、様々な体験ができる施設ではあるんですけども、土・日に集中してしまうところがあるので、平日のほうをいかに来ていただくかというのは今後の課題なのかなと思っていますので、そういったところを今後強化してまいりたいというふうに思っています。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 本当にね、やまびこ荘もね、板倉さんはもう大ファンですけども、私もぜひ大切にしていきたいと思いますし、ちょっと余談かもしれないけど、私、本会議でね、過去、当時教育長だった加藤教育長に、田植をしたことがありますかという質問をしたことがあるんですね。そのときは、いや、経験ないっておっしゃった。でね、大体ここにいらっしゃる方も田植をして稲刈りっていったら板倉さんぐらいじゃない、ねえ。いや、つまりそれぐらいね、今はほら、お米が高い高いってみんな言っているでしょう。大変な騒ぎになっているじゃないですか。でも、やっぱり、ちゃんとどうやって農家の方が生産しているのかを学ぶということも、私は大切だと思うんですよ。ぜひね、拡充のほうをお願いしたいということ。お願いします。

で、次……。

（「関連」と言う人あり）

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 今、答弁の中で、平日を増やす必要があるというお答えがあったので、そこについての案について少しだけ議論させていただければなと思っていて、事前に伺って、この利用者数の2,083人、やっぱり経営の安定化のためには2,000人を超えるぐらいでないとい

いうお話を伺って、今年度はちょっと下回るような状況でというふうに伺っております。そうすると、土・日は比較的埋まっているんだけど、平日を増やしたいということで、私のアイデアとしては、シビックや地活のような区内の拠点を発着で高速バスの送迎を区民の実費負担、もちろん払っていただきますけれども、実費負担で行っていただく。旅行会社という現地フリープランのツアーみたいなことをやったら、すごく行きたいという方が多くなるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 そのアイデアも、例えばバス会社を通すですとか、旅行会社を通すですとかという形になっていって、何人以上だったら参加可能ということに多分なるのかなと思います。それは現状、今、どこまでできるかというのはちょっと分からないんですけど、向こうの受入れしている事業者のほうでそういうことが可能であれば、そういう考え方もあるのかなと思いますので、そういった議論も、今後、どういった形で、とにかく我々としては人を増やして行っていただきたいというのがありますので、そういったところを先方のほうとも議論してまいりたいというふうに考えています。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 差し出がましいことを私のほうから提案しちゃいましたけれども、課長のほうで何か案があれば教えていただきたいなと。

それから、15番の協定宿泊施設事業は、ちょっと役割を終えたのかなと思うので、見直していただいて、この14番のほう、注力していただくといいのかなと思います。

以上です。

○浅川委員長 木村課、区民課長。

○木村区民課長 これからです、先方の事業者のほうとも来年度以降の対策についていろいろ話してまいりますので、そういった中で、取決め、もしくはいろんなアイデア、向こうから持っているアイデアもあると思いますので、そういったものを集約して、これでいけるといえるものがあれば、また、そこは皆様にお示ししてまいりたいというふうに考えてございます。

今、お話のありました協定宿泊施設事業につきましては、一時期よりは利用者が少なくなっているという状況でございますので、今後、在り方も含めて、今後、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 では、浅田委員。

○浅田委員 同じことを次やろうと思っていたのに。それはいいんですけど、やっぱり農業を体験する、私も田舎で本当に田植、稲刈りをした人間ですから、ぜひお願いしたいということと、ほら、地元のスキー場管理組合の皆さんにね、これまたあまり負担かけても駄目なんで、ぜひきちんと話をしながら進めていっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、今、まさに言われました、その下の協定宿泊の関係ね、施設、これね、私、この夏、ちょっと利用させていただきました。ただ、あんまりお得感もないしというのも正直言っているんです。ただね、文京区民の方の、かつて強羅荘があり、ここでいうやまびこ荘もある。だから、こういった施設をどう、つまり区民の方が保養できるようなことについては考える必要が私はあると思うんです。で、これは御提案になるんですが、ほら、文京区が協定を結んでいる自治体があるじゃないですか。そことのね、工夫というのはいかないか。例えば、金沢ね、もう宿泊旅館なんかいっぱいあるじゃないですか。それプラス、例えば山梨の甲州市だったら、あそこに本当に素晴らしいワインの丘ね、皆さん行かれたことある人いると思うんですけど、例えばそういうところに、この協定を結んで、文京区民が比較的割安で行けて、なおかつ文京区民が行くというね、協定を結んでいる自治体に行くということが実現して、増えていくと思うんですが、この辺の工夫なりは、そんなような指で押さえてこしないで、自分のほうからぱっと手を挙げて、やりますって言ってください。はい。

○浅川委員長 阿部観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 今、委員から御提案ありました各種友好交流等の締結自治体を訪れるような、多分、バスツアーとかということかなというふうに思うんですけども、令和6年度もですね、茨城県の石岡市のほうにバスツアーを実施しまして、現地で木工体験ですとか、あとはみかん狩り体験だとか、そういったなかなか東京では体験できないものを現地で体験してもらうというようなツアーを実施したところでございます。また、今年度も新たに締結を行った水戸市にも、同様な形でですね、現地の森林体験ですとか、様々なメニューを相手先の自治体と協議しながら用意をしているところでございますので、今後もこういった各種友好交流の絆を生かしたような区民向けのツアーというのは実施をしていきたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 あのね、そこまで大きく構えると、皆さんの負担で仕事が増えるばかりなんです。この協定宿泊という、このやり方でいいんですよ、ね。ここ、ほら使用料ゼロ、右の端

っこゼロになっているでしょう。いいんですよ。問題なのは——言っている意味分かるでしょう、ね。皆さんが本当にまた新しいイベントを企画して集めてねっていったら、もうこれまた大変なことになると思うんで、ぜひ、それぞれの協定を結んでいる自治体の宿泊旅館さんなんかを紹介していただいて、文京区民の方が割安で行けるような工夫をしてね、手間をかけないで、なおかつ文京区民が楽しく友好にも参加するし、宿泊、観光にも行けるというようなことを考えていただきたいということです。もう、はい、いいです。

次、その下のコミュニティバスの運行、これについては、もう既に本当に皆さんのほうから出て御意見いただいているんで、同じことなんですけれども、言われたように、確かにバスの運転士さんが不足をしている。これは私どもが所属している政党が、いろんな会社の労働組合の皆さんとお話を伺っても、やっぱり同じことを言われます。運転士さんが不足していてと。その根本的な問題は、労働条件、労働条件の中でも賃金ということが言われてます。あるコミュニティバスの会社を運転士さんが、東京都、都バスの試験に行って、どんどん行っちゃったという例もこれは伺っています。つまり、何でもかという、それは賃金の問題なんです。ですから、それについては、一定、区のほうもその実態をきちっと把握して、幾らね、やっぱりそのところはもう判断です、判断。ぜひ、第4路線についても、文京区としてはつくっていくということをぜひお願いをしたいというふうに思います。同じ答弁だったらいいです。ちょっと違う答弁、はい。

○浅川委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 答弁とすると同じになってしまうんですけども、まずは賃金アップのためには、毎年、今、7%ずつベースアップするための補助を出しておりますので、そこでいかに安定していくかというところの推移と、あとはですね、第4路線というわけではなく、何か公共不便地、不便地域につきましては、先ほどお話ししたとおりの何かできるかというところを今進めておりますので、来年度以降また、その辺のところを推移を見守っていただければと思います。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 ちょっとね、揚げ足取るわけじゃないですけど、やっぱりベースが違うんですよ。同じ7%といってもね、その会社の7%と、例えば都バスの運転士さんとのベースの違いというのは、これはあるんですよ。ですから、その辺の状況も把握した上で御対応をお願いしますということ。

それから、何だっけ、167ページ、これもまた同じお答えをいただくかもしれませんが、

交流館についてです。白山交流館、千駄木交流館、これについて、やはり一定のぜひ建て替えをしていただきたいという地元からの強い声があります。したがって、ぜひ、せめてこれぐらいの時期にはというのからスタートしたいというような御答弁がいただけると非常にうれしいですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 前回もですね、そういったお話のほうさせていただいたんですけども、今の私のほうから言えるところは、文京区公共施設等総合管理計画の中においては、千駄木交流館については、令和16年以降に更新という目安になっているということでございますので、そこが、今、我々として持っている予定、予定というか、目安というか、というところがございます。それ以降にですね、施設の状況を鑑みて対応するという形でございますので、その間につきましては、小規模、中規模含めて、施設の維持というのには今後も努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 もうちょっと、そんな話でしたっけ。あのね、じゃ、分かりました。ちょっとそこを私ももう一回見て、また次やりますけど、ただね、知っておいていただきたいのは、例えば千駄木交流館ね、あのね、この間、私が実感したんですけど、ウェルネスパークあるでしょう、あそこに行って、あの建物の中を実感してみてね、その後、千駄木交流館に行ってみたときの感じ。もうね、バック・トゥ・ザ・フューチャー、本当にそうです。これもうね、未来から過去に行ったんじゃないのかというぐらい、ね。あの建物の木造の階段ね、あれあのままいけば、もうあれ文化財にしたほうがいいんじゃないかと思うぐらいですよ。そう、それぐらい、やっぱりもう合っていないですよ。高齢者の方がね、足の不自由な方が手すり使って、あの階段をよじ登っている姿を見たら、これは何とかしなきゃいけないとそれは思いますよ。ぜひね、そこのところも含めて、あとは地域の皆さんの要望を含めてね、ぜひ新しく要望を取り入れてやっていくという、せめてその強い御決意をいただきたいと思いますが、同じでしたら結構ですが。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、のぐち委員。

○のぐち委員 私も163ページ、コミュニティバスのところでお伺いをいたします。

私も代表質問でお伺いして、公共不便地域の解消のためにということで伺ったときには、2年ぐらい前、オンデマンドのところをやるということで、小林委員とたかはま委員からの

質問の中で御答弁ありましたので、それ以上のことはないと思うので、ここはいいんですけども、実際にやっぱり何かこう、運転士さんが足りないのであれば、そこを補っていく、その検討・検証とともに、なるべく実現に向けて前向きに動いていっていただくというのは大変必要なというふうに思っていますし、いみじくも、たかはま委員がトヨタの新しい自動車のやつやっていたんですけども、やっぱり自動運転のところで随分これから、日本は随分遅れているので、そんな簡単にはいかないとは思いますが、今、レベル2の部分自動運転化ぐらいが進んでいると思うんですけど、アメリカだともうWaymoとかがレベル4まで、実際にもうお金を取るレベルで始めているので、将来的にはそういった自動、運転士不足というところは技術で解消できるから、何とかそのシステムの問題、道の問題であったり場所だったりのところになるのかなというふうに思うので、これはぜひともこれからも続けていっていただき、第4路線の開通については進めていただきたいというふうに思います。

いつも、その千川通りを区役所のほうに来ますと、共同印刷の前辺りのバス停が、B一ぐるいつも混んでいるんですね。小日向ルートのところはやはり非常に利用率が高いということで、ですけども、やっぱり、いつも言っているように、一方通行で春日に行ったら終わり。なるべく千川通りで乗られる方は、上に春日通り上らずに帰っていききたいということですから、逆回りのところもぜひ検討にしていっていただきたいというふうに思うんですけども、いつもお願いをされていて、なかなか竹田部長のときも御答弁いただいているんですけども、このルートだと反対側がつかれませんか、ここだとつかれませんかという、いろいろ具体的にも御答弁いただいているんですけども、ですから、先行的に試験的に千川通りの一方通行、一本道のところをやってみるというのは、木村課長、いかがですか。

○浅川委員長 木村区民課長。

○木村区民課長 大変申し訳ないんですけども、今、現状のことを考えると、ほかのことをできるというのは、とても私、答弁ではそれはちょっと言えないかなと思っています。現状の路線をどう維持していくかというのが、今、目の前にある大きな課題で、今、減便もしている対応でございますから、そこを我々としたらいかに早く元の形に戻すということからが、でないと、まず、ほかのことはちょっと今考えられないというのが現状でございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。本当に今ある形のものをまず維持していただくと。で、利用者さんの利便性を、まず今の段階で守っていただくというのは大変いいことだと思いますけども、それも含めて、先ほど申し上げた自動運転などの技術革新などと一緒に歩みを共

にして、やっぱりそのルートの開拓であつたりとか、もしくは、その逆回りで、行って帰ってくる循環、本当に循環ができるような形になってほしいというふうに強く思っておりますし、あの辺は、今、共同印刷の横に新しい大規模マンション出来てて、マンション独自のバスは出るらしいんですけども、そこをお使いになる方が、やはり春日駅から、要するに環三通りのところまで帰ってくるには、やっぱりBーぐるの逆回りがあったらどれほど楽かなというふうに思うこともあるので、これは要望としてお願いを続けていきたいというふうに思っております。

続きまして、173ページの花の五大まつりのところですね。毎年申し上げていて、102万円の助成金を各五大まつり一つずつ、さくら、菊とか、つつじとかにいただいているんですけども、いつも言っているんですけども、一つのところの状況を見て、ここはちょっと規模、規模がなかなか大きい小さいがあるので、補助金の額も増減をつけていただきたいというふうに思っています。大きいからたくさん出せとか、そういうことではないんですけども、やはり例えば私がやっているさくらまつりですと、やはりその規模の割には、実行委員会の人手が足りなかったり、予算規模が非常に厳しいところであります。本当に自分たちで自助努力をというふうに前の課長さんからは答弁いただいて、随分、地元の学生のボランティアさんに声かけたりとか、人手不足のところは、なるべく自分たちで集めようであるとか、あと、危機管理課にトランシーバー借りて、レンタルじゃなくて、区の防災のところをお借りして、昨年、あ、今年か、今年度も実施をしたんですけども、ちょっとその助成金について、少し弾力性が持たせられるかどうかというのは御答弁いただけますでしょうか。

○浅川委員長 阿部観光・都市交流担当課長。

○阿部観光・都市交流担当課長 花の五大まつりに対する補助金のお話かと思います。委員御指摘のように、各お祭り、様々な課題があろうかというふうに考えてございます。我々もお祭り開催されるまでの間に、実行委員会に原則としては全て出席をしておりますので、それぞれ異なる課題ですとか目的、そういったものがあるというふうに認識をしております。

規模ですとか日数、様々、これも祭りごとに様々でございますので、現状ですね、このベースとなる、先ほど委員からもありました102万円の部分の補助金の増減ということは今すぐには考えておりませんが、今年度、令和7年度には、新たに祭り持続化推進事業補助という形で、この祭り実行委員会が地域の大学ですとかPTA等と連携した場合に、連携した事業を実施する場合の追加の補助という形を行っております。これによってですね、実行委員会が抱える担い手不足の担い手の確保ですとか、そういった課題解決に進んでいけ

ばいいなというふうに考えてございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 持続可能補助については大変ありがたいと思っております。実行委員会は本当に大塚の地活の所長さんも参加いただいたりとか、アカデミーからも来ていただいたりとか、本当に区が寄り添ってくださっているのはよく感じてはいるんですけども、その部分のところで、区民の人、区民というか、ほかの人たちも、もうちょっと、花の五大まつりって言っているのに、何で区は後ろからしかやってくれないんだという声が結構あるわけです。区はいつも、どうしても実行委員会が主役ですから、私たちはもう下で支えますからと、ずっとおっしゃられるんですけども、なかなかその実行委員会の小さい大きいはやっぱどうしても出て、地域性もあるので、町会の数もちろんありますから、根津の17町会とさくらの5町会では全然人的パワーが変わってきてしまうので、それを一律に同じような補助でくられると大変苦しい部分もあるので、今後もぜひ区とよく相談させていただいて、これからも五大まつりを盛り上げていただくようにしていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○浅川委員長 じゃ、ちょっとお時間ない中で、すいません、次、石沢委員。

○石沢委員 私、163ページのコミュニティバスのところで、あと公共交通導入可能性調査というところでやりたいと思います。

去年、去年というか、私、総務委員会やっていたときに、実証調査の報告については質疑させていただいて、この中で、地元でいろいろアンケートをとって、ルートについていろいろ検討されてたと思うんです。それで、そのときに私、あのルートを見ると、春日のシビックセンターがやっぱり外れ、外れているというか、行かないということになっていて、やっぱりコミュニティバスなのでね、やっぱりそういう文京区役所というところにやっぱり行くというのは、やっぱり私、必要なんじゃないかなというふうに思うんですね。このあたりの今のちょっと検討状況というか、そのあたりのことについてまず、伺いしたいです。

○浅川委員長 ありがとうございます。

○浅川委員長 それでは、5時になりましたので、大変時間のない中、ありがとうございます。本日の審査を終了させていただきます。

また、明日10時から再開いたしますけれども、石沢委員の質疑に対する御答弁から始めますので、お願いをいたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 5 時 0 0 分 閉会